

理由書

現時綱紀は緩み道義は衰へ、政治の上においても、風教の上においても、眞に慨歎すべき状態にあり。その著しき例を擧ぐれば、朴烈問題に關しては司法官憲の處置その當を失し、ために司法權の威信に對し國民の疑惑を深からしめ、また一國の首相が官吏の進退に對し言を左右にしたるが如き、また一國の首相一黨の總裁が、その黨の長老より偽證の告訴を受け、道義的反省の形跡なきが如きは、その世道人心におよぼす影響の大なるを思ひ憂慮に堪へざるところなり。萬一このまゝ推移するにおいては、如何なる事態を醸成するやも計られず、吾人貴族院議員たるもの、その狀勢に鑑み深甚に考慮を拂ふべきものと信ず。

▲勅選任命 政府は議會前に勅選議員の補欠をなすことに決定し、十二月七日の閣議に於て左の六氏を選任發表した。

	大橋新太郎
	根津嘉一郎
工學博士	菊池恭三
農學博士	新渡戸稻造
法學博士	

法制局長官	山川端夫
前鐵道次官	青木周三

▲大正天皇崩御 久しく御不例に渡らせられたる天皇陛下には萬民の御平癒の祈願も効なく、十二月廿七日葉山御用邸に於て遂に御登遐遊ばされ、國憂愁の裡に諒闇となつた。

▲攝政宮御踐祚 大正天皇の御登遐と同時に攝政宮御踐祚あらせられ、元號は昭和と改められた。廿八日宮中に於て朝見の儀を行はせられ左の勅語を賜つた。

勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ、帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。憲章ニ卒由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントコトヲ庶幾フ。

惟フニ皇祖考歎文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ、外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ、萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ。皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス、不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル、朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス、遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ。但皇位ハ一日モ之ヲ曠クス可ラス、萬機ハ一日モ之ヲ廢スベカラス、哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ。朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラントコトヲ之レ懼

ル。

最近世態漸ク推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ、經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ、此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本を不拔ニ培ヒ、民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ。今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル、則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムに在リ日ニ新ニスルニ在リ。而シテ傳フ中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ、進ムヤ其序ニ循ヒ新ニスルヤ其中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ。夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模範ヲ戒メ創造ヲ勗メ、日進以テ會通ノ運ニ乗シ、日新以テ更張ノ期ヲ啓キ、人心惟レ同シク民風惟レ和シ、汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ、永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト、是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ、丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ、丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス。有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ効セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ、朕カ事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ。

第五章 第五十二議會

第五十二議會は昭和元年十二月廿四日を以て召集、廿六日開院式を行はれた、當日天皇陛下には尙葉山にましまして臨御あらせられず。若槻首相勅命を奉じ勅語を捧讀した。廿七日大正天皇御登遐の哀悼上奏案を滿場表敬裡に可決。衆議院は全院委員長及常任委員長の選舉を行つたが、政本提携により凡て野黨の獨占する所となつた。即ち左の如し。

豫算委員長	川原茂輔
決算委員長	磯部尙
請願委員長	土井權大
懲罰委員長	岩崎幸治郎
全院委員長	植場平

廿八日御大葬豫算を滿場一致即決可決し、翌年一月十七日迄休會となつた。

▲本會定時大會 政友會定時大會は議會再開の前々日一月十六日本部に開かれ、田中總

衆の左の演説があつた。

田中總裁の演説

第五十二議會の初頭に臨み、今日の大會に於て、諸君と相見えて所見の一端を披瀝するの機會を得たるは、私の本懐に堪へざる所である。

何事を差し置き先づ申述ぶるは、我皇室の御大故である。無限の感慨に打たれて居る私は、唯々震駭恐懼の念に驅らるゝのみである。謹んで惟ふに、大行天皇御在位僅かに十五年に過ぎさせられず、久しく玉體御健康の和を欠き給ひて、宵衣旰食の御志も思ふに任せられず。まだ御壯齡に在しながら、國民が滿腔の至誠を捧げて御回復を祈り奉つた甲斐もなく、終に御登遐あらせられたことは實に終天の恨事何とも申上ぐべき辭を知らぬのである。唯々天地暗澹上下哀慟限りなき中に、心強く頼み上げ奉るは、天資英邁聰明に渡らせらるゝ今上陛下の御力であつて、御踐祚に際し、畏くも勅語を賜り、國民一般に歸趨の道を御示しに相成つたことは、寔に感激に堪へず。皇祖皇宗の御遺訓と共に、我等臣民の拳々服膺すべき聖旨を奉戴いたしたのである。聖勅の御趣意は、高遠天の如く、深厚地の如く、國家内外の務めを開くに於て一大羅針盤たることは申すまでもなく、茲に萬機一新、

昭和中興の御盛業を翼賛して大御心に副ひ奉らんとするに方つては、國民の奮闘努力、更に一段を加へねばならぬ。時、諒闇に會し山河憂色に漏つるは當然であるが、哀んで傷はざるは忠孝の本義である。殊に内外の時局極めて切迫して、深刻を加へつゝある時、國務の進行は一日も曠廢を許すべきでない。昭和新政の第一歩は、既に國民の前に踏み出されたのであるから、今期議會に於て遺憾なく臣子獻替の忱を布いて、聖意に答へ奉るのは國民の本分であると確信する。

私は當面の世態を通觀し新政劈頭に於て政治、經濟、教育、藝術其他社會百般の上に、一大革新を加ふるの必要あることを痛感する。即ち人心を緊肅し、道義を砥礪して思想道德を向上せしめ、産業を振興し貿易を發展して生活の安定充實を期せなければならぬが、此等一切の根本をなすものは即ち政治である。所謂本立つて道生ずるので、起點たるべき根本が確立しなければ一筋の道もそこに開けぬのである。換言すれば、良き政治の下には良き社會が出来る、良き風尚が出来る。悪政の下には國家の紀綱が弛緩して、道義も頹廢し社會人心も悪化する。經濟産業また凋落不振を免れぬのである。治國の要道を得ると得ざるとの相違が、即ち此に存するのであつて、爲政者の注意すべき大切な眼目である。

現内閣成立以來、毫も此の眼目に觸れて居ないのは遺憾である。朴烈事件といひ松島問題といひ、一は國體の

大に關し、一は道義の重きに關し、綱紀上に亂れて下人心を荒廢に歸せしむる罪は、決して尋常一様ではないと思はれる。此二大案件に對しては、當然閣下に伏して骸骨を乞ふを以て宰相の臣節としなければ相成らぬ。而も事此に出でず括然として權位に固着し、屢々虚構謬妄の宣傳を擡にして政局を混亂に導き、國民に不安の念を抱かしめたるが如きは、實に心外に堪へぬ次第である。凡そこの内閣ほど無責任にして不信の内閣はないと思ふ。無能微力、只糊塗彌縫にのみ終始した内閣である。曩に政局安定を名として在野の一黨と提携せんとして其拒絶に逢ひ、更に上院の一派に哀願して同じく排斥せられ、纔かに個人たる資格に於て閣員を補充し得たるが如き、其間の行動は實に沙汰の限りで、政黨内閣の面目を顧みざるものといふべきである。また最近専ら黨派の消長をのみ顧念して、徒らに政争を挑發する言動あるが如きは、諒閣中をも憚らざる不謹慎と云ふべきではあるまいか

政府が今期議會に提出せんとする豫算案は確に緊縮方針の破綻である。而してその標榜せる新政策の主なるものは人口食糧問題であるが、纔に調査會を設置するのみでは時務の急に副ふ所以ではない。此問題は第五十一議會に於て早く既に我黨が其成案を提げて政府に迫つた所である。當時政府は何等考慮する所なしと答へたるに拘らず、未だ數月ならずして我黨の主張に追隨するに至つては、どこに政黨の自信があるか。其他新施設に對し大に論議すべきものあり、中には提出の眞意さへ殆ど窺ひかねるものが四五にして足らぬやうである。私は之に對

して一々指摘するの煩を避ける。

外交の事に至つては、寔に深憂に堪へぬのである。即ち支那問題である。支那の動亂は唯今極めて危急に瀕したやうだが、其淵源は今日俄かに突發したものである。早晩事の茲に至るべきことは我外交當局者の豫期せねばならぬ所で、其對策の如きは既に決定してゐなければならぬ筈である。然るに數日前支那の關稅附加稅増徴の宣布ありたるに對し、我國は唯反對であると通告したのみで、英支紛擾の問題に就ては何等の對策もなく、動もすれば内政不干涉の名に隠れ、適當の用意を欠いて居るのは甚だ遺憾である。素より英支關係に於て支那南方の不法は申すまでもないが、之を導火として發生する想像し得べき種々の事態に對しては、大いに考慮する所なればならぬ。今更架説する迄もないが、我帝國は東洋の盟主として其平和康福を増進すべき責任を荷ふて居る。故に世界列國との協和を破らざる限り、支那に對しては特別の措置に出づべき地位に在る。常に一定の方針なくして、事あれば遽々然として狼狽し時に政策を二三するが如き態度は、斷じて私の採らざる所で、こゝに對支外交更新の必要を認むるのである。

要するに今は内外庶政の革新を急務とする。而して國民は現内閣に對して最早何等の期待を持たず、一日も早く昭和新政の主趣に協ふべき施設を斷行して、隆々たる皇運を無疆に扶翼し奉り、憲政を大成して國民の幸福を

永遠に増進したいと冀つて居る。思ふに今期議會は波瀾重疊して形勢の變轉豫め側るべからざるものがあらう。諸君は義に仗りて動かす、正を履んで怖れず、飽まで我黨の精神主張に順つて自重健闘せられんことを望むのである。

▲定時大會の宣言 政友會定時大會に於て可決したる宣言左の如し。

宣 言

大行天皇の崩御は、寔に哀悼措く能はず震駭恐懼に堪えざる所なり。

今上陛下英明の資を以て皇位を繼承し、優渥なる勅語を下し大猷洪範を示し給ふ。誰か聖旨の廣大無邊に感激せざるものあらん。謹みて惟ふに、皇道を恢弘して國運興隆を圖るは祖宗列聖の皇謨にして、夙に臣民の服膺する所、今や昭和興萬機一新の大御心に副はんとするに方り、唯懼然として奮勵の誠意を新たにすべきなり。

此時に當り現内閣の舉措を検するに、内外の失敗摟指するに暇あらず。國體の精神道義の大本を忘失して、國憲政教を危地に擠し、治國の要道を誤りて生民を塗炭に苦しめ、綱紀の廢頹産業の萎靡、實に今日より太甚しきはなし。加ふるに隣邦の動亂頗る憂慮すべきものあるに拘らず、徒らに姑息退嬰を事として毫も對策の見るべきなし。斯の如くにして人心の離反其の極に達せる現内閣は、尙且破綻百出せる政策を彌縫し、孟浪杜撰なる宣傳

を恣まにして上下を欺瞞せんとす。國家の隆替を顧みずして黨派勢力の消長を憂ひ、國民の休戚を念はずして權勢威福に執着す。之を斥けて庶政革新の先驅をなす、實に昭和新政の御宇を光輝あらしむる所以なり。

今や我黨の責任愈々重大を加ふ、我黨の旗幟は鮮明にして普く天下の翹望する所、唯至誠報國の大義に仗り、積極進取の方針に基き、雄斷果決一路邁進すべき耳。敢て宣す。

▲院内役員 本期議會に於る政友會の院内役員は左の如く決定した。

院内總務 小川平吉、武藤金吉、廣岡宇一郎、東 武、秋田 清、長田桃藏。
院内幹事 山口義一、牧野良三、阪井大輔、今井健彦、若尾幾太郎、工藤十三雄、
石坂豊一、原惣兵衛、鳥居 哲、杉宜 陳。

▲協議員改選 定時總會にして改選せられたる政友會協議員は左の如し。

協議員長 木村政次郎

(關東) 本田義成、近藤達兒、磯部保次、神原經武、木暮武太夫、竹内友治郎

(東北) 黒住成章、西澤定吉、熊谷巖

(北信) 山本慎平、加藤知正、猪野毛利榮

(東海) 佐々木文一、竹原樸一

(近畿) 吉津 度、兼松寅太郎

(中國) 島居 哲、井上虎治、難波清人、吉木 陽

(四國) 高山長幸、小野義一

(九州) 神崎 勳、吉良元夫、島本信二

(貴族院議員) 竹越與三郎、犬塚勝太郎、室田義文、高橋琢也、菅澤重雄、吉野周太郎、工藤八之助、山上岩二

林平四郎、山田恵一

(總裁指名) 片山久藏、淺石惠八、木下成太郎、穴水要七、石川定辰、櫻井伊兵衛、窪井義道、山際敬雄、

有馬秀雄、松野鶴平

▲院外團大會 政友會院外團大會は一月十五日本部に開會、左の宣言決議を可決した。

宣 言

憲政の要道は公明なる手段を以て國利民福を増進し、努めて人心を倦ましめざるにあり。況んや今日新帝登極の初、國民心を一にして國家興隆の氣運を前途に期望するの秋に際し、徒らに術数を弄し、萬民の耳目を蔽ふて

一時を彌縫するが如きは、斷じて民衆政治の本義に非ざるなり。

顧ふに現内閣は、其成立以來毫も治蹟の見るべきなく、稅政百出、國民久しく其弊に苦めり。曰く外交に一定の自主的方針なく、輒もすれば列強に追隨して帝國の安危存亡に關する對支對露の經綸事毎に機宜を失して、我が權威を失墜せる其一なり。國防充實の必要を認めつゝ適當の施設を行はざる其二なり。財政の緊縮を主張し却て歲計を法外に膨脹せしめたる其三なり。名を稅制整理に託し國民を欺いて増稅を行へる其四なり。經濟政策を誤つて産業を萎靡せしめ、失業者續出して國民生活の安定を脅威せる其五なり。内務行政の監督を忽がせにして地方の自治を攪亂し、多數の良民を牢獄に投じ、剩さへ言論報道の自由を不當に禁止せる其六なり。黨略を以て既定の鐵道政策を變更し、交通機關の改廢を企てたる其七なり。消極政策に拘泥して、積極的に人口食料問題を解決せざる其八なり。世界の太勢に顧み國內の實狀に察し國家が現在及び將來に必要とする人材を養成するに適切なる教育制度の改正に努力せざる其九なり。確乎たる定見を以て勞働立法を制定するの誠意なく、思想の惡化を等閑に附して顧みざる其十なり。其他放漫無責任の罪跡、擧げて數ふ可らず。就中、護憲運動の精神を沒却し特權階級を結托して其鼻息を窺ひ。或は主義政策を犠牲にして、姑息なる妥協苟合を敢てし以て一時の安を偷める如き。政黨内閣の名を辱しむる之より大なるはなし。

更に甚だしきは朴烈問題と松島事件なり。兇惡不逞の大逆犯人に對し、天聽を欺罔して謂れなき減刑を奏請し、事露はるゝや虚偽の聲明を發表して、司直の府を國民疑惑の焦點たらしめ、神聖なる司法權の威信を失墜せしめたる實に前代未聞の怪事に屬す。其罪斷じて容すべからず。又況んや一世の儀表として國家風教を保持すべき宰相の身を以て而も與黨の長老より僞證の訟を受け、進んで其曲直を明かにする能はず。退て其罪を上下に謝する途を取らず、平然として其職に在るに至つては廉耻を解せざるの極にして、綱紀の頽廢言ふに忍びざるなり。今にして速かに之を匡正し、國政の大本を確立するに非ずんば、世道人心に及ぼす影響の甚大なる誠に深憂に堪へざるものあり。

今や諒闇、國民哀愁の中に在り、然りと雖も國政の得失は黙して止む可きに非ず、赤誠を披瀝して是非を明かにし、當局をして輔弼の責任を負はしむるは忠節を新帝に效す所以にして、又昭和新政の意義を明快にし、民心を一新するの途なりと確信す。敢て宣す。

決 議

吾人は現内閣の倒壊を期す。

▲各派の勢力及方針 本議會に於る各派の勢力は、前議會當時と大體變りなく、憲政會

は辛じて第一黨の地位を保てるも、政友會との差は僅かに數名に過ぎず、政友本黨の向背によつて大勢決すべく同黨の態度は大に注目された。

	前議會召集當時	比較増減
政 友 會	一五八	減 三
憲 政 會	一六六	増 一
政 友 本 黨	八八	増 一
實 業 同 志 會	九	—
新 正 俱 樂 部	二六	—
無 所 屬	一三	減 三
計	四六〇 (缺員四)	

又政友會以外の各派の對議會方針を示せば左の如し。

憲 政 會 憲政會は一月十六日大會を開いて左の宣言を可決した。

宣言

大行天皇登遐ましまして國國今や諒闇憂愁の間に在り。哀痛謹慎の意を懷いて爰に第五十二回帝國議會に臨むに方り、我黨の所信を陳べて、以て天下に宣す。

顧みれば前總裁加藤伯が組閣の大命を拜してより正に二年有半、その始に於て三大政綱を高唱し、綱紀を肅正して公器濫用の宿弊を一掃し、普通選舉法を制定して憲政の基礎を鞏固にし、行政財政を整理して放漫政策の破綻を收拾せり。一歲の後、大命再び加藤伯に降下し繼で若槻内閣の成立するに及んで専ら我黨政策の遂行に努め、外に於ては日露の國交を恢復すると同時に北樺太並に大陸の利源開發に協力し、支那の合理的要求に同情すると同時に我が特殊權利を擁護し、一に國際正義を基調として帝國の威信を列國の間に發揚したり。内に在ては公債の發行額を減少して之が公募を廢し、以て財界に對する壓迫を緩和し、税制の整理を斷行して負擔の均衡を圖り配するに社會政策的施設を以てし、所得税、營業稅及相續稅の免稅點を高めて負擔能力に適應せしめ、新に地租の免稅點を設けて自作小農を保護し、綿織物、醬油、賣藥、通行の諸稅を全廢して日常生活の重荷を除去したり。此の如くにして我黨二年

有半の眞摯なる努力漸く功を奏し、多年紊亂せる放漫政策の流弊を矯正して財界を常軌に復せり。即ち日銀の金利、國債の利廻り、及び物價指數の低落、國債の價格及び對外爲替の騰貴、輸入超過額の減少、悉く之れ財界復興の曙光を反映するもの非ずして何ぞや。

惟ふに政治に積極消極の主義なし。時の宜しきを制するを要とす。此を以て我黨内閣は財政上緊縮節約の政策を取りたりと雖も、國家緊急の事項に對しては常に適切な施設を怠らず。既に第五十一議會に於て關稅の改正を行ひ産業獎勵の策を立て自作農の創定、産米増加の計畫、河川港灣の改修、航路の擴張、鐵道の建設、移植民の保護獎勵に努力し、地方制度の改革、教育の改善、青少年の訓練を實施し、義務教育費負擔額に至ては更に三千萬圓の増加を斷行したり。

今期議會に於ては剩餘金の一部を以て國債償還の財源に充て、金融機關を改善し震災手形を整理し、第二次の稅制整理を行ひ北海道第二拓殖計畫を立て、補助艦艇の補充を策して國防力の減退を防ぎ、兵役法を制定し在營年限の短縮を計り、貿易の伸張蠶糸策の樹立農村の振興に力を致し、特に人口食糧問題に就ては調査機關を

設けて百年の大計を定めんとす。若し夫れ住宅問題、勞働法制、小作制度其他の社會政策的施設に至りては徒らに外國の模倣に陥らず國情を考慮して創意を加へ適當に案配せんと期す。其他航空路の設置、通信機關の普及、下級官吏の給與の改良、鐵道の建設改良、義務教育費負擔金並に勸章年金の増加等に關して相當の施設を試み専ら政策に立脚して民人の利福、國運の發展を圖るに汲々たり。底事ぞ反對黨は政策に據て堂々の陣を張るの勇なく、徒らに政權の爭奪を企圖して八策是れ事とし、議院中傷愈々盛にして國論更に共鳴せず、滿天下の輿望却て我黨に集る。吾人は深く七千萬の國民に信頼して一路邁進以て昭和の新政に貢獻せんことを期す。

政友本黨 政友本黨は一月十七日大會を開て左の宣言を可決した。

宣言

新帝登極の始め聖詔を垂れ日進以て會通の運に乗じ日新以て更張の期を啓くべきを宣らせ給ふ、洵に感激に堪へざる所なり。昭和改元の初頭に於てこの詔勅を拜す孰か感奮興起聖旨を奉體して英明に答へ奉らざるものあらん。

現内閣は成立以來内外の施設機宜を失し批政百出して信望地を拂ふ。朴烈問題に於ては司法の威信を傷け輔弼の重責を誤り綱紀の紊亂は不祥の事件を續出せしめて信を國民に失ひ、財政經濟政策の失當は國民の生活を脅威して思想の動搖を招來す歴々たる失敗の責任斷じて容すべからざるものあり。外は東亞の天地風雲の去來端睨すべからず。内は民心頹廢し世相日に險惡ならんとするの時、この混亂の事象を前にして昭和の聖明に對し奉らんとす恐懼何ぞ堪へん。この時局に際し我黨の貢獻すべき所素より尠からず、政界の積弊を一掃して革正の實を擧げ思想を安定して民心を新にするは當今の最大の急務なり。東洋政策を確立して東亞の共存共榮を圖り、經濟を更新して財界の殷賑を期し、教育を改善して人格の修養に努め、社會政策を實現して國民生活の諧和を期し、移植民の獎勵と農漁村の振興を圖りて地方福利の増進に努むるは、我黨年來の主張にして時代の正に要求する所なるを認む。

惟ふに政治の要諦は大義名分を正うし道義を明にし綱紀を肅正するに在り。我黨樹立の精神は不純の黨争に超越し物質に偏せず功利に流れず、國家民生の爲め其の所信を貫徹するに存す。時に其の同する者と提携し、其の異なるものと反對す。そ

の進退些の權謀を藏せず、唯だ國民福利に専念するあるのみ。今の時混濁せる政界を革正し時局匡救の中心たらんこと。我黨の一大使命たるを確信す。同志の士協心戮力憲政の爲め、公正眞摯の誠を致さんことを宜す。

▲施政方針演説 一月十八日再開の議會に於て、若槻首相の施政方針演説並に幣原外相の外交演説、片岡藏相の財政演説あり、政府對野黨の質問戦に入つたが、同演説左の如し。

若槻首相の演説

諸君、茲に新なる御代の初を以ちまして、第五十二回帝國議會の開かるゝに方りまして、諸君と相見えて政府の所見を申上げることの出来るのは、私の最も光榮と致す所であります。今や世界大戰終熄の後、既に八年を経過致しまして、我邦は此間に於て常に列國と力を併せ、世局安定の爲に絶えず努力致し來つたのであります。殊に昨年九月國際聯盟が新なる加盟國として獨逸を迎へまして、益其基礎を鞏固に致しましたること、且又列國が軍備縮小並に國際的經濟調節の問題に就きまして、極めて眞摯熱心なる攻究を持續致しつゝありますことは、世界平和の確保と人類福祉の増進との爲に洵に喜ぶべきことであると存じます。次に昨年十月支那政府より日支通

商條約改訂の交渉を始めやうと云ふ提議がありました。之に就きましては應諾の回答を發したのであります。蓋し我邦が隣邦支那國民に對するのには、相互信頼の念と友好の精神とを以て、終始一貫致して居ります。故に政府が支那今回の提議に對して、欣然應諾の意を表しました所以のものも、畢竟關稅特別會議乃至治外法權委員會に於て、我が代表が夙に支那に對して表示致しましたる所の同情理解ある態度に於けると全く同一の趣意に出でたものに外ならない次第であります。斯の如くにして日支兩國國民は愈相互の諒解と親善との歩調を進むことが出来ることを確信致します。唯近年支那に於きまして動亂相踵ぎ、政局の安定を缺いて居りますことは、寔に悲むべきことであります。我邦と致しましては偏に支那國民の覺醒に依りまして、其國の繁榮と對外の信用とを益増進するに足るべき合理的の歸結に到達するやうにあらんことを冀ふの外なき次第であります。固より支那の内政に對しましては、絶對干渉の態度を維持すると共に、支那に於ける我邦及我が國民の權利利益の擁護に付しましては、常に萬違算なきを期して居りますことは、茲に更めて申上げる迄もありません。露西亞との關係も益良好に向ひまして、石油石炭等に關する利權の問題も、それ／＼順調なる経過を見て居ります。漁業問題も亦今其交渉の進行中に屬して居るのであります。對外の經濟的發展のことに付きましては、特に意を用ひて居るのであります。益我が商工業者との連絡を密接にして、及ぶ限り其正當なる活動に便宜を圖ることに努力する積

りであります。

近時世界列強は歐洲大戰の慘禍に顧みまして、何れも國際の平和を確保することに最善の努力を致すやうに相成つたのであります。我邦は幸にして該戰爭の害毒を蒙ることが少なかつたのでありますけれども、元來國際關係の基調を正義の觀念に置き、夙に平和を愛好するの念に燃えて居る次第であります。故に歐洲大戰の後に於て一層四海同胞の共存共榮を希うて已まない次第であります。唯國際の正義を擁護するが爲に、國防の事は等閑に付すると云ふことの出来ないのは勿論のことであります。我が軍備は世界現下の狀勢を基礎として定められたものでありますに因て、現状にして大なる變化を生ぜない限りは、現在の我が軍備は依然として之を維持せんければなりません。然るに海軍勢力の要素であります所の艦艇に至りましては、年と共に老朽に嚮ふことを免れませぬ爲に、漸次其勢力を減耗することに相成ります。故に政府は老朽補艦艇の代艦を建造致しまして、由て以て現在勢力の失墜を防ぎ、國防上遺憾なからしめんとするの計畫を立てたのであります。陸軍兵役年限の短縮も亦久しく朝野の宿題になつて居りました。政府は曩に學校教練振作の施設に引續きまして、普く一般青年訓練の制度を頒ちまして、青少年心身の鍛錬に資することに致し、延いて良材を軍中に迎ふることの出来るやうに相成つたのであります。蓋し亦以て國防の基礎を一般國民の上に及ぼしたものと申すことが出来やうと思ひます。是に於

て政府は軍隊内部の施設に改正を加へまして、兩々相俟て、歩兵科の在營年限短縮を斷行すること、致して、以て多年の懸案を解決せんと致して居るのであります。勿論國防上支障のない範圍に於て實行せなければなりません。又之に依て壯丁の生産能力を伸暢することは固よりであります。故に之が爲に一般經濟に資するの頗る大なるものであらうと思ひますことは、中上げるまでもないと存じます。國家の宗教に對する從來の態度は、稍冷淡であつたかの如き嫌のありましたことは、私の遺憾とする所であります。抑國民間に於ける宗教上の信仰を十分に満足せしめまして、由て以て國民思想の根幹を鞏く致しますことは、宗教機關の健全なる活動に待つべきもの固より多いこと、存じます。即ち宗教行政に關する根本原則を定めまして、國家の管理監督の方途を適正に致し宗教團體の權利を定め、義務を明にし、以て宗教家の教化活動を圓滿にならしめて、其本來の使命を發揮致させますことは、國家の爲に極めて肝要のことに屬すると存じます。政府は豫て朝野の識者に謀りまして、幸に宗教法の成案を得ましたに付て、之を本議會に提出して諸君の御協賛を仰がんとするのであります。幸にして此法案の成立に依て、多年の懸案を解決することが出来まして、國家が宗教を待遇するの途が爲めに厚きを加へる事に相成り、以て宗教界に新生面を開くの劃時期たらしめる事を得たいと偏に希つて居る次第であります。

列國の間に伍して國家富力の増進を圖り、以て國民の經濟生活の安定を期しまするが爲には、農業、工業、各

種生産の改良並に商業貿易の振興に關しまして、或は從來の施設を擴張致し、或は新なる計畫を立つるの必要を認めるものが、頗る多岐多端に涉つて居るのであります。政府はそれぞれ所要の經費を計上致しまして、是が豫算を要求して居る所があります。且つ是と同時に、政府は社會狀態の趨勢に顧みまして、社會政策的諸般の施設必ず之に伴はざるべからざることを認めまして、前年來立法其他の手段に依て種々畫策する所ありましたけれども、今後は一層力を此に致さんことを期して居るのであります。住宅政策の如きは、勞働者其他少額所得者階級の生活に關し、且又其生産能率に關する重要な問題であります。近時都市は其人口の急激なる増加に伴ひまして勞働者其他少額所得者の密集地區を現出致し、獨り衛生、風紀、保安等の點より看過すべからざる實狀でありますのみならず、延いて一般思想上に社會生活上に及ぼす影響も亦頗る重大なるものがあると思ひます。それ故に政府は是等地區整理の爲に、不良住宅改良法案を提出すること、致したのであります。其他失業の救済及防止の爲に、職業紹介機關の充實並に擴張を圖りまして、庶民金融機關として公益質屋を設置獎勵するの方針を取りました。更に又農村に於ける社會改良政策として、前年創始致しました所の自作農の維持設定の計畫をば、更に擴張促進する事を圖ることに致したのであります。通信現業員其他給與の菲薄なる吏員の待遇改善を爲すこと、致しましたことも、亦社會政策上の主旨に出でたものに外ならないのであります。

我邦の人口の増加は追年頗る著しいものがあります。而も其主要食糧であります所の米麥の産額は、其増加が人口の増加に伴つて居らないのであります。年々巨額なる外國産の輸入を見て居ります。加之此輸入する外國産の米麥が年一年に増加の傾向を呈しつゝあるの實狀であるのであります。此趨勢にして止まないと云ふ場合に於きましては將來國民生活の安定を脅かされるやうな事がないとも限りませぬ。今にして人口と食糧との問題に於て百年の大計を案じて置きませぬければ、他日救ふべからざるの悲運に陥らんことを憂ふる次第であります。從來政府は此問題に付て調査致しましたこと一再でありませぬ。又其結果に基いて施設致しました所も可なり多かつたのでありますけれども、而も其調査が未だ十分に根柢に觸れて居りませぬ。殊に人口と食糧との關係を對象とする研究に至りましては、未だ甚だ徹底せぬ憾みがあるのであります。是に於て政府は更に新に朝野の識者を網羅する所の調査會を設けまして、各般の事項に涉つて綿密周到なる調査を遂げて、適切有効なる方策を案出し、以て國民生活の安定、國運の伸展の爲めに永遠の長計を樹てんことを企圖致して居るのであります。北海道の開拓は人口並に食糧政策の上に稽へまして、殊に其促進を急とするものがあるのであります。然るに現在行つて居ります所の拓殖計畫は、本年度を以て將に終了を告げんとして居るのであります。それにも拘らず拓殖の功程を見ますれば、其功程は尙ほ半ばに過ぎぬと申上げて差支なからうと存じます。今や其計畫を新にするの要の

あります時に當りました故に、政府は茲に官民合同の調査に基きまして、從來に比して一層廣汎なる方法を以て大規模の拓殖を行ふの計畫を立て、以て全道富源の開発を遂行致し、併せて人口竝に食糧問題の解決に資する所あらんと居る次第であります。

豫算編成に方りまして、財政緊縮の方針を執り來りましたことは、大正十四年度以來一貫して居る所でありまして、此間國運の伸展竝に國民の福利増進の爲にする所の諸般の施設は、常に租税の増徴を爲さず、又國債の公募に依らずして之を行ひ來つたのであります。來年度豫算に於きましても亦全く此方針に據つて編成を致して而も是まで申述べましたる以外に、市町村義務教育費國庫負擔金の増額、勳章年金の増加等、多年の懸案若くは國民輿論の要求を解決するの費額を計上致したのであります。我邦朝野年來の宿案でありました所の税制整理は曩に國稅地方稅の全般に涉ります所の根本的改正として前期議會の協賛を経て其大部分は既に實行せられた所でありすけれども、尙ほ登録稅、印紙稅、砂糖消費稅に付きまして、當時其整理を他日に譲つてあるものがあります。因て政府は前回と同一方針に依りまして國民負擔の均衡を得せしめ、併せて社會政策的の効果を擧ぐるの主旨に依りまして是が改正を行つて、茲に税制整理の完了を告げしめんことを期して居るのであります。近來我が國債の増加は特に顯著なるものがあります。若し之を從來の趨勢に一任して置きますならば、遂には我が財政

經濟の負擔の上に於て堪へ切らないやうな程度の巨額に達しまして、其影響の及ぶ所測り知るべからざるもの、あらんことを恐れる次第であります。それ故に加藤伯内閣組織以來、務めて起債額の減少を圖りまして、且其非公募政策を採り來つて居りましたけれども、遠き將來の事を慮つて見ますならば、未だだけで十分であると考へる譯には參りませぬ。更に進んで其償還額を増加することが眞に緊切であると云ふことを信するのであります。且又毎年生じます所の所謂國庫剩餘金なるものは、之を悉く一般歳出の財源に充當すると云ふのが從來の慣例となり來つて居りましたけれども、此の如きは自ら歳計の膨脹を招來する弊があるべき次第であります。勉めて之を避けなければならぬと存じます。是に於て政府は昭和二年度以降に於て斷然國庫剩餘金の一部を國債償還資金に充當するの制度を確立することに致しまして、迺ち來年度豫算に於て右に依りました所の歳出増加額を計上致したのであります。尙ほ外交問題に關しましては外務大臣より、財政經濟の事項に關しましては大藏大臣より相繼いでそれ／＼開陳せらるゝ所がある筈であります。諸君、何卒政府の意の在る所を諒とせられ、諸般の案件に對して御協賛を與へられんことを希望して已まない次第であります。

幣原外相の演説

諸君、茲に先例に依りまして第五十一議會以後に於ける我が對外關係の發展に付きまして大體の意見を申上げ

諸君の御參考に供したいと考へます。目下國際關係の重要問題として一般の注意を集めつゝあるものは、申すまでもなく支那の時局であります。支那に於きましては過去十數年間殆ど内亂の絶間なく、戰爭の當事者と地域とは屢變轉致しましたけれども、國內秩序の回復は未だ其徴候を認められませぬ。更に昨年の夏頃より長江沿岸に進出せる南軍は、政治上及社會上の變革を目的とする一定の主義を高く其旗幟に掲げまして、是が爲に支那に於ける内亂の性質に一の變化を來すに至つたのであります。是に於きまして從來支那の中央及北方に兵力を擁したる諸黨派は、安國軍なる名儀の下に結束して南軍に反抗し、兵力に於ても、又政策に於ても南北對立の形勢と相成つたのであります。斯の如き新事態が列國の權利利益に如何なる影響を及ぼすか、又今後支那の政局が如何なる方向に推移するか、今日は未だ的確に之を斷言し得る時機ではありません。此際我が國民としては斷片的又は一方面のみの報道に依つて動かさるゝことなく、特に慎重冷靜なる態度を執ることが何よりも肝要であると考へます。唯現下の事態に顧みまして二三點吾々の意見を申述べまして御考量を煩はしたのであります。

第一に吾々は隣邦人民に對する自然の同情より致しましても、又自國商工業上の利權を保全する必要より致しましても、支那に於て一日も速に平和秩序の回復せられんことを切望するものでありますけれども、此希望の實現は固より支那國民自身の主働的努力に待つの外ありませぬ。外部よりの壓力を以て國內の平和を強制せんと

するが如きことは有害無益であります。唯吾々は平和を求むる支那國民の努力を支持し、之に十分の機會を與へることが友邦としての徳義上の義務であると信じます。是が爲に一切支那に於きまして内亂の目的に供せらるゝことあるべき兵器、又は借款の供給を禁止するの必要を認めまして、大正八年以來吾々は政府の權能の及ぶ限り最も嚴重なる取締を行ひ來つた次第であります。此方針は今日に於て變更致す考がありません。若し外國が一方に於て支那の内政に干渉せざることを標榜しながら、他の一方に於て支那の一黨派の爲め其敵黨と戦ふの用に供せらるゝことあるべき兵器又は借款を供給するが如きことがありますれば、全然矛盾の態度と申さなければならぬのであります。第二に支那に於きまして何人が政權を掌握するか、又は如何なる國內政策が支那の爲に健全妥當なりやと云ふことは、當然同國民自身の決定すべき問題であります。其政策が能く支那人の國民性に適し、國內の繁榮國際間の信望を進むるに足るものならば、自然に勢力を得るに至るでありませう。若し又之に反し斯の如き期待を裏切るものであるならば、自然に影を潛むるに至るでありませう。支那人の國家的生活は實に數千年の歴史を背景とし、自國特有の環境に刺戟せられて發達し來つたものでありますから、如何なる外國も自己本位に依りて案出したる政治又は社會組織の計畫を支那に強むんとするが如きは、永遠に成功すべきものではありません。又支那國民としても到底永く他國の干渉を默認し、其指圖に服従すべきやうなものとは考へませぬ。固よ

り支那が如何なる制度を採用致しましても、日本國民は亦我が獨特の歴史を有し、我が獨特の理想を有し、飽迄も自國の國體を維持擁護するに足るべき鞏固なる決心と十分なる能力とを有することの確信を有するものであります。第三に我が國民は如何なる場合に於ても當然支那に於て生命財産を保護せらるべき權利があります。又全世界の承認する國際法上の一切の保障を享有するものであります。假令支那國內に如何なる政治上又は社會上の變革がありと致しましても、我が國民の有する斯の如き基礎的の權利は、毫も制限又は變更を受くべきものではありません。又現に支那政界の如何なる方面に於ましても、此權利を否認するものがあることを聞きませぬ。唯治安維持の責任を有する權力の中心點が安定せざる結果と致して、不良分子の跋扈に對する取締が極めて不十分なる地方のあることは明瞭なる事實でありますが、斯る事態は追て其地方の政情が平定致すに従ひまして、漸次改善せらるべき見込がないではありません。吾々は差當り各地方に於きまして、現に政權を行使するものと接觸し、及ぶ限り日本人の生命財産が適當なる保護を得られるやうに努力しつゝある次第でありまして、今日迄は大體其目的を達し來つたのであります。

次に支那關稅特別會議に付きましては、不幸にして其進行中支那國內の動亂益激甚を加へたる結果、支那の委員自ら會議に参加することを得ざる情況となりましたから、昨年七月三日列國委員は一の共同聲明書を發表致し

まして、追て支那の正當代表者が参加するに至る迄會議の進行を見合はずことと相成つたのであります。斯の如く會議は不幸にして中途にして停頓の姿に立りましたけれども、十箇月に互る列國委員の事業は決して無益でなかつたと考へます。列國が擧つて支那の立場に同情を表し、偏に列國と支那との間に公平なる解決を求めんとしたる誠意は、會議の全體を通じて明に表明せられたるのみならず、議題となりたる各事項の調査審議は、將來に向つて最も適切貴重なる參考資料となるべきものであります。殊に日本の委員が自國歴史の經驗に顧みて隣邦人心の歸向を察し、一方に於きましては列國と密接なる關係を保つと共に、他の一方に於きましては列國と共に支那を援助し、世界の好意的諒解を以て支那の國民的希望を達することを得せしむるやうに、百方苦心努力致しました事實は、今や一般に認めらるゝに至りまして、日支親善の増進に大なる刺戟を與へたることは疑を容れませぬ。

此機會に於きまして本會議に對する吾々の行動を終始一貫する動機に付きまして、數言申述べたいと考へます。曩に華盛頓條約締結以來日本が絶えず支那關稅會議の速開に力を盡し、又愈其招集せらるゝに至つて直に欣然之に賛同の意を表しましたのは、畢竟日本の正當且つ重要なる經濟上の利益と調和し得る方法に於て、支那國民一般の爲め其幸福の増進に貢献したいと云ふ、全く眞面目なる目的に出でたものであります。吾々は支那が其當然

なる國際間の地位竝に信用を確保する上に於きまして及ぶ限り之を援助せんことを希望したのであります。吾々は固より華府條約の規定に依る關稅増徴に對しましては、何等の異議がありません。唯其關稅收入が或は直接間接に内亂の軍費に供せられ、或は一黨一派の爲に私せらるゝと云ふが如きことがないやうに、相當の保障を得なければなりません。又一般に華府條約の規定竝に精神に合致するやうに適當なる方法を講じなければなりませんの如き趣旨を徹底するに必要な關稅増徴の目的及條件を協定して置きますことは、即ち吾々として支那に忠實なる所以である。又實に其四億の人民に對する德義上の責任であると考へます。此見地より致して吾々は支那の爲にも又列國の爲にも速に會議の議事を續行し得る日の來らんことを希望するものでありまして、若し此際支那の南北各方面の責任者をも支那側委員の中に加へ、共に膝を交へて腹藏なき意見の交換を行ふことを得ますれば、吾々の最も満足する所であります。關稅會議は果して何日の頃を以て再開せらるべきか、未だ豫測し得られませぬけれども、以上述べました如き吾々の方針と希望とは、今日の事態に於て何等變更するの必要を認めませぬ。支那治外法權委員會は昨年一月十二日開會、九月十六日を以て任務の全部を結了致しました。其報告書は既に公表せられましたから詳細は之に依て御了承を願ひます。委員會は固より條約を締結するの任務を有するものではなく、其報告書も亦何れの國をも拘束するものではありませんけれども、列國委員が法曹界の一大權威たる

支那の主席委員と協同して、八箇月以上に亙り熱心に調査研究を遂げたる結果でありますから、極めて重要な價値を有することは申すまでもありません。報告書には一方に於て支那政府に對する若干の勸告を掲げ、其勸告事項が或る程度まで——相當の程度まで實行せらるゝに至らば、列國としては治外法權を拋棄して然るべしとの意見を述べて更に他の一方に於きましては、治外法權撤廢前列國の現に施行する制度慣例の中にも改正を要する事項あることを指摘してあります。又治外法權の撤廢は全國を通じて一齊に之を行ふの必要なく、或は地域的、或は部分的、或は其他の方法にて漸進するの計畫を妨げないと云ふ意見を掲げてあります。而して支那委員は本報告書に署名するに當り、其第一編、第二編及第三編中の事實の記述に付ては、必ずしも一切之を確認するものではないと云ふ趣意を留保致して居りますけれども、第四編に掲ぐる所の勸告の分に付きましては、何等の留保を附して居りませぬ。隨て吾々は其勸告を以て支那及列國委員全部の一致せる結論と認めまして、治外法權問題の處理に當つては當然之に重きを置く考であります。

次に最近發生せる日支通商條約改訂問題は、亦吾々の慎重なる注意を惹きたる所でありますが、之に關する北京外交部の提議竝に日本政府の回答も既に公表せられましたから、茲に繰返して申上げませぬ。要するに北京外交部の提議は、法律論としては幾多論議の餘地があると考へますけれども、政府は大局の見地より此際斯の如

き論議を避け、快く條約改訂の交渉に應ずることに決定致したのであります。吾々は本問題に關する我が法律上の立場は將來の爲め明白に之を保留すると共に、日支兩國の親交に顧みて、合理的なる支那國民の要望に對しては、十分の同情と理解とを以て之を考量するの用意があるのであります。若し支那側に於きましても我の信ずるが如く、等しく穩健友好の精神を以て我を迎へまするならば、條約改訂の交渉は必ず順當に進行し得らるゝことを疑ひませぬ。日支兩國の關係に於ける諸問題の全體を通じて政府の方針を約言致しますれば、第一に支那の主權及領土保全を尊重し、其内争に付ては絶対不干渉の主義を嚴守するものであります。第二には兩國間に共存共榮の關係並に經濟上の提携を増進せんことを期する次第であります。第三に道理のある支那の國民的希望に對しては、同情と好意とを以て之を迎へ、其實現に向つて協力することを辭しませぬ。第四に支那の現状に際して及ぶ限り耐忍、寛大の態度を執ると共に、我が正當且つ重要な權利利益は飽迄も合法的手段を盡して、是が擁護に努むる覺悟であります。以上は日本の既定方針でありまして、各般の具體的案件に對し常に我が行動を律し來つたものであります。尙ほ過去に於けるが如く、今後も亦此正道を履んで進む決心であります。

日露間の關係は亦引続き満足すべき状態に在りまして、茲に之を明言し得ることは寔に私の欣幸とする所であります。一昨年在北京條約附屬議定書に基きまして、我が當業者が北樺太に於て取得せる石油石炭の利權は、其

後事業の經營に格別の故障もなく、至極順調に發展致して居ると云ふ報告に接して居ります。尙ほ目下漁業協約改訂の交渉進行中でありまして、之も追て成立の運に至る積りであります。北京條約が調印せられましたより既に二箇年を経過致しましたが、其間に於きまして兩國の關係は漸次鞏固を加へ、尙ほ益其將來に望を囑するに足るものがあると考へます。世間に於ては往々滿洲に於て日露兩國の利益が必然衝突するものゝ如く臆測し、不穩なる豫想を試むるものが無いではありません。其衝突の處ありと稱せらるゝ兩國の利益とは、如何なるものを指すのでありませうか、政治上の利益であるか、經濟上の利益であるか、吾々は固より滿洲に於きましても其他の地方に於けると同様、何等の侵略政策を執る者ではありません。唯同地方に於て能く治安秩序が維持せられ、我が居留民が安んじて、平和的事業に従事し得らるゝことを望むに止まるものであります。露國も亦此根本方針に付ては、吾々と何等異なることなく軍事上、政治上其他如何なる意味に於きましても、侵略的の計畫を持つて居ないと信じます。果して然らば兩國の政治的利益が衝突すると云ふのは何を謂ふものであるか、甚だ理由の無いものであると考へます。經濟上の問題に至りましては、滿洲に於て日露兩國民共に各重大なる利害關係を持つて居ると云ふことは事實であります。併ながら經濟上の活動は原則として門戶開放機會均等の主義に依りまして調整せらるべきものでありまして、又斯の如き平和的事業が日露兩國間に何等重大なる紛糾を醸すの危険ありとは

想像し得られませぬ。近來兩國關係の前途に付きまして、往々不當の悲觀説を唱ふる者があります、故に、此機會に於て吾々の所信を附加へて申述べた次第であります。

歐羅巴の時局は最近獨逸の國際聯盟加入と「ロカルノ」條約の實施とに依りまして著しく安定を加へたることと認められます。願れば八年前古今未曾有の大戦争に従事せる雙方の敵國が、今や互に舊態を忘れ、手を携へて世界の平和に協力するに至りましたことは、國際聯盟の發達の爲め、又人類全體の進歩の爲に寔に意味の深き出來事と謂はねばなりません。吾々は滿腔の希望を以て獨逸の國際聯盟加入を歓迎する者であります、國際聯盟の招集せる軍備縮小準備委員會は、昨年五月開會せられました、未だ其事業を完成するに至りませぬ。同委員の準備しつゝある軍備縮小會議其もの、開會期日も、未だ確定致して居りませぬ。今日迄の経過を以て本問題の前途を豫斷することは早計であると考へますが、何れに致しましても軍備縮小を目的とする努力は、吾々の衷心より歓迎し賛同する所でありまして、此目的の爲に、公平且つ實際的なる計畫の協定せられんことを切望する次第であります。帝國と歐羅巴諸國との關係に於きましては、前議會以來新なる通商條約の效力を生じ、又は交渉進行中のものがある、其以外には特に注意すべき事件はありませぬ。大體に於きまして何れの國との國交も未だ今日程圓滿であつたことはないと思ひます。日英兩國間には、曩に同盟協約の消滅せるに拘らず、其深厚なる情誼

に於ては何等濃りなく、佛蘭西、伊太利も吾々の益深く信頼する誠實なる友邦であります。又日獨間に於きましても、大戦争當時の悪感情は既に全く拭ひ去られました、今や一片の雲翳をも存せざるに至りたるのみならず、今日は戦争以前よりも遙に親交を加ふるに至りたることは疑を容れませぬ。吾々は歐洲諸國との斯の如き良好なる關係を永遠に維持増進することに、絶えず深甚なる注意を加へんとするものであります。

次に日米の關係を見まするに、千九百二十四年の米國移民法中、日本人に對する差別待遇の問題は、遺憾ながら未だ解決に至りませぬ。之に關して吾々の執るべき態度に至つては、私が當議場に於て幾回となく意見を申述べた通りでありまして、今日何等之を變更し、又は補足するの必要を認めませぬ。尤も本問題に付きまして、又兩國の共に利害を感じる其他の事項に付きまして、追々米國に於て日本に對する正しき同情的理解の著しく進歩して參つたと同時に、嘗て一部の米國人中我國の平和政策を疑ふが如き荒唐無稽の臆説を傳へたる者も、今や其自國に於ける進歩せる公論の爲に、一般の非難を受くるに致りましたことは、洵に悦ばしい明瞭なる事實であります。之と同時に吾々も本問題を正確に判斷せんが爲には、米國特殊の制度國情に對して、十分の理解を持つことが肝腎であると考へます。凡そ相互の諒解は萬般の國際問題を解決するに必要な第一歩であります。私は日米兩國が共に太平洋方面に於ける平和の擁護者として重大なる責任を有することを自覺して、永遠に和衷協

力して此責任を完うすることを確信する者であります。

尙ほ貿易振興の問題に付きましては簡単に言及致したいと考へます。我國の經濟界は世界大戰後の反動並に大正十二年の大震災等に依りまして深甚なる打撃を受け、年々莫大なる輸入超過を見るに至つたのであります。幸に一昨年以來貿易の逆潮は幾分か緩和の傾向を示して居りますけれども、未だ妄りに樂觀を許しませぬ。此秋に當り我國は何れの國の利益をも不當に侵害せざる限り、極力我が對外貿易の進展を図ることが何よりも急務であると考へます。吾々の目標とする所は領土に非ずして市場であります。吾々の對外關係に於て求むる所は同盟に非ずして、經濟上に於ける利害共通の連鎖であります。此見地に基きまして、第一著に從來比較的に閉却されてあつた南洋方面の貿易振興問題を審議せんが爲に、昨年九月之に關係ある各省在外公館並に公私の諸團體及當業者の共に代表せられたる會議を催したのであります。同會議は内地及在外の各官廳間並に是等の官廳と民間の諸方面との間に於ける意思の疎通に尠からず便益ありたるのみならず、又政府の爲め諸般の貴重なる參考資料を與へましたることは、深く満足する所であります。固より貿易の健全なる發達は、主として當業者自身の發動に俟たねばなりませんけれども、政府は其當然の任務と致して對外通商を保護し、之に便宜を供せんが爲に及ぶ限り努力する覺悟であります。終りに我が外交の全般に互る根本主義としては、豫て本議場に於て屢申述べまし

たる通り、總ての列國に對し裏表なき友情を以て交はることが我國の執るべき最も賢明なる筋途でありまして、一切の國際問題も詮する所は德義の問題に歸するものであります。殊に去る十二月二十八日下し賜へる勅語の中に「汎く一視同仁の化を宣へ永く四海同胞の誼を敦くせむ」と云ふ御言葉のあるのを拜しましては、益吾々の信念を深くする所以でありまして、有ゆる外交政策の終局の目的は、此御言葉の中に盡きて居ると考へます。就きましては及ばずながら謹んで聖旨を奉體し、諸君の御協力に依りまして、勅語の示し給へる大目的に向つて進まんことを期する次第であります。

片岡藏相の演説

諸君、不肖昨年九月大藏大臣の重任を拜しまして、茲に昭和二年度歳入歳出豫算の御紹介を致し、且つ政府の財政計畫に付きまして其の概要を説明致しますることは、不肖の光榮と致す所でございます。大正十三年六月加藤内閣成立以來、政府は數年度に互り極力行政財政の整理緊縮を圖り、又幾多財政上の禍根を芟除し、財政の基礎を鞏固にし、又一方前年度に於て多年の懸案であつた税制整理の問題に付、第一次税制整理を行ひました爲に帝國の財政は其面目を一新し得たりと信じて居ります。併しながら我國財政經濟の現狀に顧みまするに、尙ほ本

年度に於ても前年度同様緊縮を旨とし、以て財界の整理を促進し其恢復を速かならしむる必要があると認めます而も他面海軍補助艦艇製造費の追加、北海道第二期拓殖計畫の樹立、第二次税制整理等の懸案でありまして、此際其解決を要するものが少くありません。故に昭和二年度豫算の編成に當りましては、新規要求は前述の如く懸案の解決、社會政策的施設並に産業の振興に要する經費等、緊急已むを得ざるものゝ外は、之を認めざることを致しました。尙ほ既定の經費に對しましても、嚴密なる審査を加へました。苟も節約の餘地あるものは是が節約を圖り、且つ夙に其の必要を認められましたけれども、未だ之を遂行することが出来なかつた國庫剩餘金を以てする國債償還の制度を確立致すことと致しました。右の方針を以て編成したる昭和二年度總豫算は歳入歳出各十七億三千五萬餘圓でありまして、歳入に於きましては經常部十四億五千八百十餘萬圓、臨時部二億七千九百九十餘萬圓であります。右歳入豫算に比較致しますれば、經常部八千四百九十餘萬圓、臨時部五百七十萬餘圓、計九千六十餘萬圓を増加致しました。歳入豫算の中増減事項の主なる點に付て述べますれば、經常部に在りましては、租税に於て七千六十餘萬圓の増加、印紙收入に於て二百三十餘萬圓の減少、郵便電信及電話收入に於て千四十餘萬圓の増加、專賣局益金に於て八百二十餘萬圓の増加であります。臨時部に在りましては國有財産整理資金繰入の如き、特殊歳出の財源に供すべき資金繰入に於て千七十餘萬圓を増加致し、公債金に於て千六百萬圓を減少し

て居ります。前年度剩餘金繰入は一億六千六百三十餘萬圓でありまして、之を前年度豫算計上額に比較致しますれば、九百九十餘萬圓の増加を見ましたけれども、是は其一部を割いて國債償還の財源に充つるの制度を立てたるに由るものでありまして、其所要額四千四百五十餘萬圓を差引きますれば、却て前年度に比しまして三千四百五十餘萬圓の減少となる計算であります。

又昭和二年度に於きまして歳出豫算の財源となるべき公債の發行額は、前年度同様一般會計特別會計を通じまして一億五千萬圓に止め、且つ之を一般市場に公募せざることに致しました。其内譯を述べますれば、一般會計に在りましては震災善後公債六千四百萬圓、特別會計に在りましては鐵道公債五千九百萬圓、朝鮮事業公債千九百萬圓、臺灣事業公債五百萬圓、關東州事業公債百萬圓、樺太事業公債二百萬圓であります。又歳出に於きましては、經常部十一億七千四百九十餘萬圓、臨時部五億五千五百十餘萬圓でありまして、之を前年度豫算に比較致しますれば、經常部八千七百五十餘萬圓、臨時部三百十餘萬圓、計九千六十餘萬圓の増加であります。此増加を來しました所以を申述べますれば、當然増加額七千九百四十餘萬圓、當然減少額一億二千三百八十餘萬圓、要求減額四百六十餘萬圓、節減若くは繰延額三千九百餘萬圓、新規増加額一億七千八百八十餘萬圓でありまして、差引前述の如く九千六十餘萬圓の増加であります。次に昭和二年度に於て施設すべき重要事項に付其大略を説明致

しますれば、近年我が國債増加の趨勢は頗る著しきものがあります。昨年末現在の國債總額は五十一億六千二百餘萬圓でありまして、之を十年前に比較しますれば、二倍餘に當つて居ります。故に將來若し國債政策上何等施設することなく自然の趨勢に委する時は、我が國債額は年々累増し、其結果必ずや國際市價の低落を來し、益發行條件を不利ならしむると共に、金融市場を壓迫し、延いて我が財政經濟各方面に及ぼす影響眞に恐るべきものがあります。故に加藤内閣成立以來政府は努めて起債額の減少を圖り、且つ非公募政策を採用して茲に三年であります。其我國財政經濟に及ぼしましたる効果は多大なるものがありましたけれども、我が經濟界の現状に鑑みますれば、未だ之を以て満足することは出来ませぬ。故に我が國債政策としましては、依然として起債額の減少に努めまして、非公募政策を繼續すると共に、從來の國債償還方針に更に一步を進めまして、其償還額の増加を圖ることが、現下の最大急務であると信じます。而して國債償還額増加の方法と致しましては、現行制度の外に尙ほ歲計に餘剰を生じましたときは、事情の許す限り之を國債の償還に充つるの制度を併用することが、最も妥當であると認めるのであります。元來歲計剩餘の生ずるに任せて之を新規歲出の財源に充てますことは、歲計の膨脹を招ぎますから出來得る限り之を避けなければなりません。仍て昭和二年度より歲計剩餘の一部を國債償還金に充當する制度を確立すること、致しました。而して其割合は成べく多きを可とすること勿論であります。

けれども、歲計剩餘を新規歲出の財源に充て來りましたる我國財政多年の慣行を、今遽に變更すること困難なる事情に鑑みまして、其最低割合を前々年度に新に生じましたる純剩餘金の四分の一と爲すことに致しましたのであります。其額は昭和二年度に於て四千四百五十餘萬圓でありまして、之に現行制度に依る償還繰入額五千四百餘萬圓を加へますれば、國債償還額は九千八百五十餘萬圓に上る計算であります。而して此制度は將來に互て繼續する爲に、之を法律に規定するの必要を認めまして、國債整理基金特別會計法中改正法律案を今期議會に提出せんとする次第であります。斯の如く歲計剩餘金の一部を國債償還に充當致しますことは、我が財政の信用を増加し、延いて内外市場に於ける我が國債の聲價を高めました、財政上の效果著しきものがあるのみならず、國債償還額の増加はそれだけ民間資金の供給を潤澤ならしめまして、其結果金融の緩和、金利の低下を來し、延いて我が財界の整理促進に資する所極めて大なるものあるべしと信するのであります。

海軍補助艦艇製造費の追加は年月の経過に依りまして、減耗せんとする艦艇威力の補充を爲し、以て現有勢力を維持せんとするに過ぎないものであります。昭和二年度以降五箇年度に互りまして、總額二億六千三百三十餘萬圓を既定經費に追加するものであります。陸軍在營年限短縮は民間多年の要望でありましたが、政府は今回國防上支障を來さしめざる範圍に於きまして、歩兵在營年限を短縮するの計畫を定めました。其結果壯丁の營外に

於て經濟的に活動する期間を増加しまして、國家生産力の増大に貢献せんとする所鮮少なからざるべしと信ずるのであります。本計畫は初年度に於きまして經常部に於て百二十餘萬圓の經費増加を來しますけれども、昭和十三年度となりまして、新規の増加額は大體在營年限短縮に依る經費の減少額と相當のものでありまして、國庫に多大の負擔を來さしめざるものであります。北海道拓殖に關する既定計畫は大正十五年度を以て大體終了をしましたけれども、本道拓殖事業は尙ほ完成しないものがあるのみならず、更に大に施設すべきものがありますから、是が第二期計畫を樹つるの必要があります。併ながら是が實行に當りましては、既往の實績に鑑み攻究を要するものがあると認めまして、昨年是が調査委員會を設け、慎重に研究を遂げまして、其報告に基きまして、茲に昭和二年度以降二十年度間に互ります第二期計畫を定めました。之に基きまして大體毎年度北海道に於ける収入より、拓殖費以外の支出を差引きましたる額を標準と致しまして、翌年度の拓殖費豫算を定めることと致しました。其昭和二年度に於ける金額は二千五百十餘萬圓でありまして、既定額に比較致しまして千百九十餘萬圓の増加であります。貿易の振興産業の獎勵の緊要であることは言を俟たざる所でありまして、政府は數年來特に意を茲に注ぎ昭和二年度に於きまして、領事館の増設、商務職員を増員、日本商品館設置、補助重要輸出品工業組合助成等、貿易振興に必要な經費、竝に蠶絲局の設置、鶏卵の増産、石油の試掘、水源林の増植、遠洋漁業の

助成等、産業獎勵に必要な經費を計上致しました。社會政策的施設は時勢の進運に伴ひまして、益其緊要の度を加へますから政府は數年來是が實行に努めまして、昭和二年度に於きまして、移殖民保護獎勵、不良住宅改善、公益質屋建設等の計畫を樹てたのであります。其他前年來の懸案を解決致しましたものには、通信従業員其他比較的給與の菲薄なる吏員の待遇改善に要する經費八百餘萬圓、金鷄勳章其他勳章年金の増額三百十餘萬圓、市町村義務教育費國庫負擔金の増加五百萬圓等があります。

次に税制整理に付て説明を致しますれば、曩に第一次税制整理として國稅及地方稅を通じて一般的整理を行ひましたけれども、當時未だ調査の完了を告げなかつた登録稅、印紙稅、砂糖消費稅に付て今回整理を行ふことと致しました。今此の第二次税制整理の綱要を申し上げますれば、先づ登録稅に付きましては不動産所有權の移轉、質權抵當權の取得等の場合、及法人合併の場合に於ける課稅に相當の輕減を加へ、不動産信託の場合に於ける課稅の方法を改善し、社會政策的竝に公共的施設遂行の場合に於ける課稅を免じ、又土地臺帳の登録稅を廢し、尙ほ商業登録其他一部の定額稅に付きまして、相當の引上を行ふことと致しました。印紙稅に付きましては、現行の比例稅及定額稅併用制度を改めまして、階級定額稅及定額稅併用制度と致したのであります。又社會政策的の遂行上免稅を適當と認めます證書帳簿竝に課稅上官民相互の間に紛争を絶たなかつた賣買仕切書等の證書に免稅

を致しました。尙ほ相當擔稅力がありと認めまする通帳及判取帳に對する稅率を適當に引上げました。砂糖消費稅に付きましては、庶民階級の需要品たる第一種糖に相當の減稅を致し、第二種糖、第三種糖の區分を廢しまして、之に現行第二種糖の稅率を課すること、致しました。現行第四種糖、第五種糖及糖蜜、糖水に對しましても相當の減稅を行ふこと、致しました。之と同時に砂糖に關する關稅率に適當の改正を加へまして、兩者相俟つて消費者の負擔を輕減すると共に、我國糖業の發達を阻害することなきを期したのであります。之を要するに第二次稅制整理は其全體を通じまして、國民租稅負擔の均衡を得せしめ、成べく社會政策的効果を擧げると共に、稅務行政實行上の便宜を圖りまして、出來得る限り官民相互の手續を省略する方針の下に立案したのであります。尙ほ稅制整理に關しましては、法律案の議題に上る機會に於きまして詳細の説明を試みる考であります。右の整理に依りまして、平年度に於て租稅收入の減少するもの、登録稅法の改正に依り二百二十餘萬圓、印紙稅法の改正に依り百四十餘萬圓、砂糖消費稅法の改正に依り四百十餘萬圓、計七百八十餘萬圓であります。然るに砂糖に付きまして其關稅率の改正に依りまして二百四十餘萬圓の増收を來しますから、砂糖消費稅及砂糖關稅を通じます時は、百六十餘萬圓の減稅でありまして、平年度に於ける第二次稅制整理及砂糖關稅改正に依る減收總額は五百三十餘萬圓となるのであります。然るに施行初年度たる昭和二年度に於きましては、砂糖消費稅に付きまして

舊稅率の適用を受くるもの、收入を包含致しまする關係上二百八十餘萬圓の減收に止りますから、昭和二年度減收額は四百五萬餘圓となる計算であります。

翻つて我國經濟界の現状に付て一言を致しますれば、曩に戰後の反動期に當りまして、朝野共に斷乎たる決心を以て速に整理緊縮の方策に出づべかりしに拘らず、徒に其機を逸しまして、更に大震火災に遭遇し、益財界恢復を困難ならしめたのであります。加藤内閣成立以來、政府は此財界の難關に處するの途は財政經濟の徹底的整理緊縮の外なきことを認めまして、銳意其實行に努力し來りましたる結果、財界の整理は次第に進捗し、財界各方面に於て改善の跡見るべきものあることを示したのであります。先づ日本銀行兌換券の發行高を見まするに、近來著しく減少しまして、大正十六年下半年に於ける各月末發行高の平均は十三億一千八萬餘萬圓でありまして前年同期に比較しまして六千六百餘萬圓、前々年同期に比較致しまして六千四百餘萬圓を減少し、戰時戰後を通じて過度に膨脹したる通貨の顯著なる收縮を來したのであります。又金利に付きましては、市中金利も漸次の歩調を辿りまして、一昨年四月日本銀行公定割引歩合は日歩二錢二厘より二錢に引下げられました。兩來金融緩和の情勢を持続致しましたのと、財界の大勢順調なるものがある等に依りまして、昨年十月更に日歩一錢八厘に引下げられました。斯の如き短期金利の低落に伴ひまして、公債社債の發行利廻も次第に低下し、其發行條件も

漸次改善せられまして、有價證券の相場は堅實なる上騰を致したのであります。又日本銀行の調査に依る卸賣物價指數は漸次に減小しまして、最近即ち昨年十二月には一七八となつて居ります、前年同期に比較しまして二十五點前々年同期に比較しますれば四十六點を減少し、小賣物價指數も亦大體同様の趨勢を示しまして、戦時戦後に亘て異常に騰貴しました所の物價は漸次常態に復しつゝあるのであります。又我が對外爲替相場は日を逐ふて改善せられまして、對外相場は昨年十一月初旬以降、正金建値が四十八弗四分の三を維持しまして、之を一昨年末の相場に比較致しますれば、五弗四分の一の恢復を告げたのであります。今之を對米爲替相場の最低記録たる三十八弗半に比較致しますれば、實に十弗餘を恢復して居ります。右相場の恢復は、主として我が國際貸借の改善及對外信用の昂上に歸せねばならぬと思ひます。

次に外國貿易の情勢を見まするに、昨年中の輸出額は二十億四千四百餘萬圓、輸入額は二十三億七千七百餘萬圓、合計四十四億二千二百餘萬圓、輸入超過額三億三千二百餘萬圓でありまして、前年同期に比較致しますれば輸出入共に減退致しました。即ち輸出に於て二億六千餘萬圓、輸入に於て一億九千五百餘萬圓を減じて居るのであります。特に輸出の減少が著しかつた爲に、輸入超過額に於て六千五百餘萬圓の増加を見たのであります。斯の如く輸出の振はなかつたのは、主として爲替相場が迅速なる恢復を告げた爲めでありまして、爲替相場恢復

の過程に在りましては已むを得ざる現象と謂はねばならぬと存じます。斯の如く我が經濟界は漸次改善の傾向を示すに至りましたけれども、各方面とも尙ほ整理恢復の中道に在りますのみならず、前述の改善も約十年の久しきに亘れる金輸出禁止の變態の下に於ける成果に過ぎぬのでありますから、我が財界將來を考へますれば、未だ俄に吾人の樂觀を許さざるものがあると存じます。元來金輸出の禁止は世界大戰に基く非常施設でありまして、出來得る限り速に是が撤廢を期せねばならぬのであります。而して金輸出解禁の實行に當りましては、豫め其經濟界各方面に及ぼすべき影響を考慮致しまして、周到なる注意を以て必要なる各般の準備を整へなければならぬことは明かであると存じます。然るに金解禁の準備として政府の最も重きを置きます所は、我が財界の整理を促進することでありまして、政府は夙に財政の整理緊縮を行ひ、既往三年度に亘り國債非公募の方針を嚴守し、今回更に國債償還制度に一大改革を加ふる等、財界の整理促進に資すべき各般の方策を講じましたが、財界整理の一大障礙たる震災手形に對しまして、適切に善後處置を行ふの必要を認めるのであります。抑震災手形の割引に關しまする施設は、大正十二年九月の大震災に因り生じましたる經濟界の非常なる困難を緩和する爲に採られたるものでありまして、本年九月三十日まで繼續せらるゝこととなつて居るのであります。本來此施設は財界非常時に於ける特別の施設でありますから、成べく速に之を常道に返すべきものであります。其融通期間に付き

ましても既に二回の延期を重ねて参つて居るのであります、此上漫然之を延期することなく、今日に於て適切な解決案を樹てることが却て財界整理の進捗を助ける所以であると信じまして、是が實行に關する法律案を今期議會に提出せんと欲する次第でございます。

之を要するに我が財界は大體に於て堅實なる歩調を以て恢復の道程を進みつゝあるのであります。而して其道程に横つて居る障礙の除去若くは緩和に付きましては、政府は最善の手段を講じますけれども、其實行に當りましては是が爲め苟くも中間景氣を發生せしむるが如きことなきやうに緩急其宜しきを制し、以て順調なる財界の恢復を圖るべきであります。之と同時に民間に在りまして亦政府各般の施設と相俟つて、各自の事業に付き或は其經營方法を改め或は能率の増進を圖り、生産の低減を期する等其過渡的時期に善處すべき方法を誤らず、官民一致堅忍不拔の精神を以て奮勵努力し財界進歩國運發展の基礎を作らなければならぬと信するのであります。終りに臨みまして諸君は慎重審議、政府提出の豫算案に協賛を與へられんことを望みます次第であります。

▲不信任案提出 十九日の政友會は朴烈の減刑奏請書類公表の緊急決議案を提出し、朴烈問題に關して政府の發表したる聲明は殆んど全く虚偽なることを指摘し、これが關係書類の提出を迫りたるに、政本兩黨は勿論新正俱樂部も全部起立し、壓倒的多數を以て通過した

尙ほ政本兩黨の交渉委員は協議の結果愈政府不信任案を提出するに決し、二十日左の決議案を上程した。

決議案

現内閣は大逆犯人に對し妄りに減刑を奏請して、輔弼の重任を誤り、大權の發動を豫斷して之を事前に漏洩し司法部の失態は司法權の威信を汚損し、綱紀の紊亂は世道人心を廢頹せしむ。加之其の經濟政策は深刻なる不景氣を招徠して國民生活を脅威す。而して内閣總理大臣若槻禮次郎は、自黨耆宿より偽證の告訴を受け、國民疑惑の中心となりて信望地に墜ちたり。而も尙黨利に眷々として恬然自裁することを知らず、議院の質問に對し誠意の認むべきものなく、皇室の尊嚴と道義の大本を維持するに於て全く關心せざるものゝ如し。衆議院は現内閣を以て昭和の宏猷を翼賛し、大政を輔弼するの重任に堪へざるものと認め、茲に處決を促す。

右決議す。

此決議案が共同戦線に立つ野黨の支持を受けて議會を通過すること一點の疑ひもないので政府は取り敢へず廿二日迄議會の停會を命じたが、何分にも政府の非違顯著にして政局の前途益暗澹たるものあるため、若槻首相は痛心憂慮の極、田中政友、床次本黨兩總裁に會見を

申込み、其結果二十日午後二時半院内總理大臣室に於て三黨首の會見が行はるゝに至つたのである。その會見に於て若槻首相より

大喪に當り今や國民は憂愁の裡にあり。但し政治家が國の爲に必要ありとして其主張を貫徹せんとするは固より妨げなき所なるも、出来ることならば昭和の御代の初めに於て、豫算不成立といふ如きことなきやう致したきは御互に希望する所なりと信ず。就ては何か此政戦を止めて此議會を無事にする譯にならざるものや、切に御考慮を乞ふ。

との申出あり。之れに對し田中床次兩總裁は

昭和の御代の初めに於て豫算不成立の事なきは望む所なるも、事茲に至りたるは已むを得ざる事由あり。此事は政府に於ても諒とせられたし。而して政府に於ても深甚なる御考慮を拂はれんことを望む。

と答へ、次で

新帝新政の初めに當り御互に政治の公明を望むを以て、今後は黨員を嚴に戒飭して言論を慎み、益々國民の議會に對する信頼を厚くするに努力すべし。

と申合せ、午後三時廿分會見を了つた。

▲不信任案撤回

三黨首會見の翌廿一日政友會は本部に於て代議士會を開き、田中總裁より右會見の経過報告あり。併せて左の希望を述べた。

斯様の申合をなした所以は世は昭和に入り、聖上御新政の初めに於て互に態度を慎重にし議會の神聖を保つ事が御互の責務であるとの考が一致したからである。而して會見の結果として特に一言したいのは、若槻總理が我が國家の爲め止むを得ぬ事情から提出した不信任案の主旨を誠意を以て諒解し政治の公明を期する事を誓つた事である。事情斯く相成つた以上は、諸君が熱心なる希望を以て作られた不信任案を一先づ撤回されたいことを希望するのである。更に一言したいのは諸君が自分の希望に同意せられたとしても、今後の議會の行動には關係なく豫算其案他各種の重要案件に就き慎重審議を遂げ、國家の爲め眞面目に熱心に充分なる努力を切望するのである。

右總裁の訓示に對し、代議士會は審議の結果、大局に鑑み總裁を信頼して機宜の措置を幹部に一任する事に決し、幹部は代議士會の意を體して、不信任案撤回の手續を執つた。

抑も政本兩黨が不信任案を提出するに至つた所以は、朴烈、綱紀、不景氣の三問題に就き現内閣を以て昭和の宏猷を翼賛し大政を輔弼するの重任に堪へざるものと認め其の所決を促

すにあつた。而も現下の状態は、先帝崩御御遊ばされて未だ御大葬儀も行はせられず、國民は憂愁悲痛の裡にあり。敢て政争を激成するが如きは寔に遺憾なりとする所なりしは云ふ迄もなく、嘗、事體の重大なるに鑑み、止むを得ず不信任案を提出するに至つたもので、其の眞意は現内閣が其責任を自覺せざるに對して爲されたものである。之に對して若槻首相が誠意を以て兩黨提出の不信任案が止むなき事由あることを諒解し、深甚なる考慮を拂はるゝ以上、最早此上論議を重ね表決を爲すの必要はあるまいと云ふのである。即ち政府戡戰の希望に對し、野黨の考慮は不信任案撤回に依つて表示せられたのである。

三黨首會見後の議會は恰も大風一過の觀を呈し、斯くて此議會も無事平穩の間に閉會すべく期待されたのである。然るに其後憲本聯盟なるものゝ出現し來るに加へ、政府が不條理極まる震災手形處理法案を提出し來るに及び、再び院内外の空氣を險惡ならしめ、殊に片岡藏相の豫算總會に於る失言から財界動亂の端を開ける等の失態あり。一般社會の猛烈なる批難糾弾を喚び起して、若槻内閣を四面楚歌の窮地に陥るゝに至つたのである。

▲憲本聯盟成立 三黨首會合以來憲政會と政友本黨とは漸次接近の傾向であつたが、愈

々協調進んで三月一日左の聯盟覺書を發表した。

覺書

- 一、兩黨一致結束して鞏固なる聯盟を約し以て政局の安定を維持する事。
- 一、聯合政務調査會を設置し重要政策を協定する事。
- 一、次期總選舉には相互の地盤を協定し聯盟候補者の必勝を期する事。

政本提携から憲本聯盟に早變りしたる本黨の行動に對し、政友會は三月七日左の報告書を發表した。

憲本聯盟に関する報告書

我黨は昭和新政の初頭に方り三黨首申合せの趣旨を服膺して、専ら政治の公明を期し、飽くまで正義公道に忠ならんとする者である。然るに今回政友本黨の背徳に依り、突如として憲本聯盟なるものゝ成立を見るに至りたるは、獨り憲政史上の一大汚點たるに止まらず、政治的道義の頹廢極まれりとの感を深からしめねば已まぬ。果せる哉聯盟成るの報一度四方に喧傳するに及び、世論鼎沸して萬口一辭其陋劣を詰り、或は本黨の反覆常なきを

目して、名節の賊、娼婦も尙耻づる所なりと極言するものあるも、決して偶然でない。曩には朴烈、綱紀、不景氣の三問題に關して我黨と提携し若槻内閣に肉薄したる政友本黨が、未だ以て所期の目的を實現せず、所謂深甚の考慮に對し嚴重なる監視期に在るに拘らず、一朝にして政敵と握手し、恬として毫も耻づる所なきは、咄々怪事、誰か不信不義を容赦するものがあらう。

思ふに憲本聯盟は憲政會が憲政常道の運行を妨げんとする陋劣なる心事と、次の政權獲得に手段を擇ばざる政友本黨の野望とが期せずして相一致したる陰謀の結晶である。斯の如き陰謀を以て政權の私議壟斷を圖るも、天下の公論は到底其目的の貫徹を許さざるや自明の道理にして、政權の歸趨が憲政の常道に従つて當然歸着すべき所に歸着するは多く論辯の要なき所である。彼等が名を政局の安定に藉り、政策の協定に依りて鞏固なる連契を保たん事を揚言するに拘らず、其實質は純然たる臨時政權獲取の組合以上に出でずして、眞に政局を安定するの實力なきは勿論、一時の利害に即したる野合的聯盟が遂に永續すべからざる事も、既に一般の定評である。殊に聯盟の力を以て私利私慾を逞うし、多數を恃んで横暴にさらざるなき弊害は疾くも震災手形法案に其鋒銜を露出した。斯くて憲本兩黨は共に若槻内閣の與黨として不可分の責任を負ふて立つに至つた、隨つて政界の分野確然となり國民の眼に妍醜の所斷が一目瞭然たり得るは勿怪の幸ひである。

斯かる政局に當面して我黨は依然として正々堂々の態度に終始し、從來の主義政策を高標して直往邁進すべく廣く同志を天下に求め、自ら顧みて政黨の品位を向上せしむると共に、腹心を大衆に披いて國民の信頼を厚うするに努め、斯くして憲政有終の美を濟すにあり。政界の溷濁愈々甚だしくして、匡救の任益々重く、時局重大にして我黨の負荷も亦頗る大なるものありと言はねばならぬ。唯我黨は天下の廣居に立ち、天下の正道を行ふの至誠を國民に徹底せしむべきのみである。

▲財政計畫の概要 第五十二議會に提出せられたる昭和二年度總豫算案は、歳入總額の中普通財源の不足二億三千三十三萬餘圓を、公債金六千四百萬圓及前年度剩餘金繰入一億六千六百三十三萬餘圓を以て補填し、歳入歳出各十七億三千五百八十八萬八千餘圓にて收支の均衡を保つて居たのであるが、其の後同議會の協賛を経たる同年度追加豫算を合せ、昭和二年度始現在の同年度豫算總額は、歳入歳出各十七億五千八百九十六萬九千餘圓を算し、前年度豫算總額に比して、歳入歳出各九千五百十八萬五千餘圓を増加するの勘定になつて居たのである。歳出總額十七億五千八百九十六萬九千餘圓の中より、震災善後費公債利子、帝都復興費及震災復舊費即ち震災善後費計二億六百五十二萬七千餘圓を控除したる殘額十五億五千二百四

十四萬二千餘圓は、震災前に於ける歳出膨脹のレコードたる大正十年年度の十四億八千九百八十五萬五千餘圓に比して、約六千二百五十八萬七千圓の増加に當り、剩餘金の一部を以てする減債制度の實施に伴つて、新に増額せられたる四千四百五十一萬一千餘圓を控除して比較するも、尙ほ一千八百餘萬圓の開きを示して居るのであつて、二年度の歳出が震災善後費を除きて、尙ほ膨脹の新記録を作つた。

斯く二年度の歳出豫算が前年度に比して九千五百餘萬圓を増加したる内容を觀るに、此の増加額は國庫剩餘金の一部を以て國債償還に充つる額四千四百五十一萬一千餘圓と、其の他の費目に於ける増加額計五千六十七萬四千餘圓とより成つて居るのであつて、此の減債以外の増加額のみにも、前年度同様緊縮を旨とするの方針を明かに裏切れるものであつたが、然も此の減債以外の増加額は、實は震災善後諸費に關する増減差引約一千三百二十二萬七千圓の減額と、其の他の費目に於ける増額とを差引しての残高であるから、異竟新規減債額と震災善後諸費とを除きたる他の一般經費に就いて前年度分と對比すれば、計六千三百九十萬一千餘圓を増加したる勘定であつて、單に此の歳出増加事項を對照したるのみにも、實際

上若槻内閣の財政方針が、緊縮より膨脹に轉向して居たことは争はれない所である。

尙ほ剩餘金の費途を見るに、大正十四年度の決算に掲ぐる歳計剩餘金は實に五億一千七百萬圓であつたのであるに、大正十五年度豫算の充當額一億五千六百三十六萬餘圓、國債償還基金の増加に充當額四千五百一十一萬餘圓、昭和二年以降の豫算歳入不足補填充當額二億三千百四十五萬餘圓、大正十五年度及昭和二年度追加豫算財源見込額六千萬圓、並に貨幣交換差金追加の財源千七百萬圓、以上合計五億九百三十二萬餘圓を算し、其差引殘額は僅かに七十六萬圓を存するに過ぎない計算となるのであつて、巨額の剩餘金は憲政會内閣に於て殆んど費消し盡されたのであつた。

豫算案審議に際し政友會としては、豫算の基礎より編成を改訂するの必要を認むるも、三黨首協議の結果、昭和新政の初めに當り、豫算の不成立を來たさしめざる事となつたので根本的改訂は後日に譲り、總豫算に付ては

(一) 北海道第二期計畫に付ては拓殖の促進に遺憾なきを期すべきこと。

(二) 鐵道新線の建設に關し施設に遺憾なきを期すべきこと。

(三) 信濃川水力發電所計畫に關しても亦萬遺算なきを期すべきこと。等の警告を附して之を承認し豫算は無修正に通過した。

▲震災手形問題 第五十二議會に於て政府の政策中最も問題を沸騰せしめ、峻烈なる輿論の反抗を受けたものは所謂震災手形問題であつた。

此問題の本質如何といふに、大正十二年九月一日關東大震災勃發のために經濟機能は一時に破壊せられて、商取引は停頓の状態に陥つたので、當時の政府は之れが應急善後處置として「モラトリウム」を初め一時債務一切の支拂猶豫を強要したものである。その「モラトリウム」の期間滿了後に於ても圓滑なる手形決済の見込が立たないので、更に政府は手形流通の途を開く目的を以て、同年九月二十七日勅令第四百二十四號を發布し、日本銀行に對して一億圓を限り損失を補償し思ひ切つて手形の割引を行はせる事にした。是れが即ち震災手形補償と稱せられる緊急勅令である。その手形の範圍は

一、大正十五年九月一日以前に銀行の割引したる手形。

(1) 震災地たる東京、神奈川、埼玉、千葉、静岡の一府四縣を支拂地とする手形。

(2) 震災當時右の一府四縣内に營業所を有したる者の振出したる手形又は之を支拂人とする手形。

二、右の手形の書換のために振出したる手形。

三、(1)以上の手形を擔保として銀行の振出したる手形。

(2) 震災地に營業所を有する銀行が他の銀行に對して大正十二年九月一日以前に發行したる預金證書若しくは「コールローン」の證書を擔保として振出したる手形。

四、前各號の手形にして日本銀行の發行したるもので書換の爲に振出したる手形。

而して日本銀行に對する補償の期限は(一)(二)(三)號の手形は大正十三年三月二十一日とし、(四)號の手形丈は大正十四年九月三十日と定めてあつたが、その後(四)號の手形の期限は法律を以て二度延期して昭和二年九月三十日で満期とすることになつて居た。

震災手形なるものは以上の如く震災當日以前に既に銀行の割引して居つた手形に限るのであるから、名は震災手形といつても實は震災とは少しも關係のない手形であつて、震災がなくとも融通不能に陥つて居た手形が少くないのである。即ち震災のために家屋を燒盡したる

者の手形ではなく、大正七八年頃の好景氣時代に事業を濫設し、又は投機思惑に手を出し、その後財界の反動を蒙つて非常なる窮境に陥つた爲め提出したる不融通に近い手形で、營業方針を誤つた銀行が背負込んで居たものが多いのである。而して震災直後補償令を發布した當時の見込では、勅令の規定に該當する手形金額は二十一億圓程のものであらう、その内日本銀行の割引を請求する者が其四分の一即ち五億圓と見て、結局日本銀行の損失に歸する者は其二割を超過する事はあるまいと云ふので、政府の補償金額を一億圓と定めたのである。實際の結果を見ると大正十三年三月末日の期限満了までに、日本銀行で割引した震災手形の總金額は四億三千萬圓であつたが、その後二ヶ年半の間に次第に決済せられて、大正十五年末に於ては二億七百萬圓程に減少して居た。

政府の提案　そこで政府は昭和二年九月三十日の期限満了と共に震災手形の結末を附ける計畫を以て二個の法律案を議會に提出した。一は震災手形損失補償公債法案と稱し、一は震災手形善後處理法案と稱するのである。震災手形損失補償公債法案は、右の残存震災手形金額二億七百萬圓中大正十二年九月發布の補償令に依て、政府が損失を補償すべき金額一億

圓を限り交附公債を以て日本銀行に附與せんとするのであり、又震災手形善後處理法案は二億七百萬圓より日本銀行に對し實際損失として補償する金額を差引き、其殘額だけ交附公債を震災手形所持銀行に貸付け、年五分の利子にて十箇年賦を以て辨済せしめんとするものである。

提案の理由として政府の説明する所によれば、震災手形は財界の癌腫であつて、之れを始末せねば財界の整理は出來ない。金の輸出解禁を斷行するにも震災手形の整理が先決問題である。然るに現在銀行が所持せる震災手形の何れが果して日本銀行の損失として政府に於て補償せらるゝか分明ならざるため、何れも補償せらるゝものと思惟せるを以て、昭和二年九月末日期限満了の際、一億圓だけ損失補償を與へて他を顧みざる時は、残り一億七百萬圓は俄かに不融通手形となり、財界に大混亂を引起す恐れがある。故に補償金額一億圓以外の手形に對しても、年賦償還の方法を以て貸附を行ふこととし、財界の混亂を防止するのである。而も貸附金は十箇年の間に取立てるのであるから、一錢一厘も國民の負擔にはならないと云ふのである。

不公正の點 世間は此二法案が幾多の不條理不公平を包藏して居るのみならず、政府が突如として此くの如き提案をなすに至つた動機に就ても深き疑惑を抱くに至つた。今其主要な點だけを指摘すると

第一、この二億七百萬圓と云ふ手形の所持銀行の數は五十一行にして、手形振出人の數は三千四百餘人に過ぎない。これだけの數字を見ても國民の極めて一部分の利益を保護するものであることが分る。而して二億七百萬圓に相當する金額を公債を以て支辨するには公債の時價より換算して二億三千萬圓以上の額面を以てせねばならぬのである。この少數の銀行少數の手形振出人を保護せんが爲に二億三千萬圓と云ふ巨額の公債を交附して其負擔を一般國民に強要するのであつて、假に我國の國を六千萬とし世帯主の數を千二百萬人とすれば、二億三千萬圓は一戸平均殆ど二拾圓に當るのである。而して銀行家は勿論手形振出人なるものは悉く富豪若しくは資産階級に屬する者のみである。少數の富豪資産家を擁護せんが爲にその日暮しの細民にまで一戸主平均二十圓の重い負擔を課するが如きは、甚しく社會正義に反するものといはねばならぬ。

第二、更に二億七百萬圓の手形を所持銀行別に分けて見ると、五十一行中臺灣銀行のみで一億圓以上を所持して居り、臺灣朝鮮兩銀行一億二千百萬圓以上即ち總金額の六割を占めて居る。又手形振出人別に見れば一鈴木商店のみで實に八千萬圓の巨額に上つて居るといふことである。この鈴木商店の八千萬圓を前掲全國世帯主千二百萬人に割つて見れば、殆ど一戸當り七圓である。全國各戸平均十圓の負擔を以て一豪商鈴木商店を保護するが如きは、眞面目な政治家の夢にも考へられないことである。

第三、最初日本銀行に於て震災手形として捺印したる手形金額は四億三千餘萬圓に上つたものが、最近二億七百萬圓に減少したのであつて、約二億三千萬圓即ち約半額以上は既に決済されて居る。而も震災後二ヶ年半の間に於けるこの多額の決済は銀行も手形振出人も共に皆非常なる苦心慘憺の結果であることは想像に難くない。大體に於て正直なるものは決済し不正直なる者は延期に延期を重ねて今日に及んだのである。斯の如くにして辨済の義務を怠つたものは全部損失として政府に於て補償せられるか、或は低利の年賦拂を以て政府より融通を受けるといふことになつて、不正直者は政府の保護を受けて正直者は馬鹿を見るといふことになつて、世道人心殊に商業道德の上に恐るべき惡結果を及ぼすことを思はねばならぬ。

第四、政府は補償の外は一時の貸付に過ぎないで一定の利子を附して年賦を以て償却せしむるものなるが故に國民の負擔には少しもならぬと強辯して居るが、是は國民を欺くの甚しきものか然らずんば財界の實情を解せざるものといはねばならぬ。現在二億七百萬圓の震災手形を所持して居る銀行も手形振出人の多くは非常な窮狀に

陥つて居るものである。而して政府の貸付金は震災手形を其の擔保にする外ないと云ふのである。故にこの貸付金の大部分が國庫の損失に歸することは三歳の童子にも分るのである。恐らく七割以上が回收不能に終るであらうといふことは經濟界の事情に通ずるものゝ一致せる推斷である、損失明瞭のものを國民の負擔に於て貸付けることが又大なる不條理ではないか。

第五、百歩を譲つて國庫の損失にならぬとしても尙不公正たるを免れない。關東震災地の罹災民にして家屋を燒盡し僅かに地方親戚知人取引先等より資金の一時融通を仰いで其の生業を細々續けて今日尙其の高利なる債務に苦しんで居る者が頗る多い。然るに是等の人々は顧みらるゝ所なくして震災には少しも關係なきものが甚しき低利を以て巨額の資金を國家より融通せらるゝのであるが、是程不公平なることはあるまい。又最近數年間深刻なる不景氣金融逼迫の爲に商工業者といはず農民といはず中流以下の人々は高利の借金に苦しみ抜いて居る、然るに國家が特に少數資本家に限り年賦償却の方法に依る多額の資金を極めて低利に融通するといふことは甚しき不公平にあらずして何ぞ。

第六、震災手形に關する二法案は實に國民の利害に重大なる關係を有することは今更云ふまでもなく、十分に其の内容實質を吟味する必要があつて、少くとも各銀行別の手形金額及び各振出人別の手形金額だけは之を明かにするにあらずんば立法院の責任上之に協賛を與へることは出来ない。又政府としても之を明示して議會の諒解を求むることは當然の義務でなければならぬ。然るに漫然財界動搖に藉口して極力其の内容を隱蔽し、少しも指示しなかつた。之を指示すれば一、二の銀行が二億七百萬圓の六割までを所持せること、一商店の手形が八千萬圓の多きに上ることが暴露せられ、政府の不純なる動機に對する國民の疑惑が益々濃厚になることを恐れた爲めであらうが、實に非立憲の甚しいものである。

震災手形に對する政府の提案は以上の如く極めて不公正不條理のものである、強て之を實行するとせば、社會正義を破壊し國民の思想道徳に戰慄すべき惡影響を及ぼすことは火を賭るよりも明らかで、全國の言論機關が筆を揃へて論難攻撃し、猛烈なる輿論の反抗を受けたことも固より怪しむに足らない。

併し衆議院は憲政會と政友本黨の聯盟が多數であつて、政友會の反對に拘らず委員會は「本法に依る震災手形の善後處理を爲すに當り、委員會を設け慎重審議をなすこと但し其委員中には貴衆兩院議員等に民間の學識經驗ある者若干名を任用すべし」との希望條件を附してこれを可決、貴族院に回附した。

貴族院の態度 貴族院にては各會派を通じて反對氣分横溢し大體に於て政友會と其主張を同じくするものが多かつた。その後二億七百萬圓中臺灣朝鮮兩特殊銀行の所持手形が一億二千百萬圓を超過せる事實が明瞭となり、且つ政府が震災手形の處理は特殊銀行の整理と其何等の關係もない兩銀行の整理は既に完成せる如く屢々言明したので、震災手形中兩銀行所持の分を切離すとせば震災手形處理法案は之を否決するも更に支障なしと云ふことになり、遂に其態度に出でんとするに至つた。こゝに於て政府は驚いてこれ迄の言明をば掌を覆すが如くに變更して、震災手形善後承理法案は臺灣銀行の整理に至大の關係あり、且つ臺灣銀行の整理は此上とも絶對に必要な旨を言明して貴族院の態度緩和に努めた。その上震災手形法案提出以來約二ヶ月半の長きに亘り、政府は其内容指示の回避に汲々として震災手形所持銀行の内情が如何にも不始末にして手形所持金高を公表すれば忽ちに破綻を來すが如くに吹聴したる爲めに、各銀行とも緩漫する預金引出しを受け、渡邊銀行に對する片岡藏相の輕卒なる辯明より遂に多數の銀行は將棋倒しに破綻を來し、臺灣銀行の如きも四千萬圓以上のコールを回收せられ危機に瀕せんとするに至つた。

ここに於て貴族院は震災手形法案と交渉なき銀行の破綻までも震災手形善後處理法案否決の結果なるが如くに宣傳せられ、殊に臺灣銀行にして破綻するが如き場合に立至らば、益々其責任を轉嫁せられんことを恐れざるを得なくなつて止むを得ず涙を吞んでこれに協賛を與ふる事にした。併し貴族院は臺灣銀行に關する政府の食言を明らかにし、左の嚴格なる附帯條件を附して兩法案を通過せしめたのである。

附 帯 決 議

- 一、震災手形損失補償公債法案震災善後處理法案の運用に付ては審査委員會を設け厳正公平なる審査を遂ぐること。
- 二、政府が震災手形善後處理法の成立は震災手形所持銀行全部の地位を鞏固にするにあるも特に臺灣銀行の爲め絶對に必要なりとの言明に信頼し此際不得已處置として之を承認するの外なきも政府は速に調査委員を設け更に同行の鞏固なる基礎を樹立するが爲め適切なる事業を立て帝國議會の協賛を經べきものは其措置を採ること。

右法案成立し之が實行せらるる場合に於ては政府は同行に對する震災手形善後處理法に依る貸付金を回収すること。

三、前二項の委員には貴衆兩院議員を加ふること。

▲藏相彈劾決議案 衆議院に於る震災手形法案の審議に際し片岡藏相は緊要なる内容事實(各銀行の震災手形所有高)の發表を握潰し乍ら、貴族院に於て之れが内容を發表し、且つ衆議院の豫算總會席上に於て未だ破綻せざる渡邊銀行を破綻せりと公言して同行をして遂に閉店の已むなきに至らしめ、財界大動搖の端を開ける等其失態默視するを許さざるものあり。政友會は片岡藏相問責の議を決し、三月十九日の衆議院本會議に左の決議案を上程した。

決 議 案

片岡大藏大臣は本院に於る震災手形法案の審議に際し、財界動搖に籍口して緊要なる内容事實の發表を拒絶したるに拘らず、貴族院に於て之を發表したるは無信無責任の行爲にして、國務大臣の職責上許す可らざるのみならず、同大臣は又本院豫算委員會に於て現に營業中の銀行に對し己に破綻せりとの宣言をなし財界の動搖を惹起したるは極めて重大なる失態なりと認む。

右決議す。

本案の上程に際し東武氏はその趣意を説明したが、渡邊銀行事件に付て述べた大要はそれから此問責案の第二の點は渡邊銀行の破綻事件であります。是は委員會で屢論ぜられて居るのでありますから、是も多く語る必要はない、極めて簡単に申し上げますが、本月の十四日午後一時二十分に、渡邊銀行の事務の渡邊六郎と云ふ人と原某と云ふ者が大藏省に出頭して、手形交換尻の金、三十三萬七千餘圓の金が足りないといふので、大藏省に哀訴嘆願に參つたと吾々は思ふ、泣付いて參つた、所が同日の午後二時十分になりました。一時二十分に大藏省に出頭して居つたが、其間に自分の銀行の支配人其他常務の人々が、此決濟資金の調達に奔走を致しまして、京濱を通じて此資金の融通を求めて居つた所が、漸く二時十分になりました、資金の融通者を發見致し、二時三十分此交換組合の決濟が無事に済んだ。此交換決濟が終ると同時に、直に其事を大藏省に電話を以て報告を致したと云ふ、是だけの事實です、極めて簡単な事實であります。片岡藏相は當日は豫算委員會に於て、吉植庄一郎君の質疑應答の場合に於て、何等吉植君の質問に係無き事實に涉つて居つたのであります。が、遽々然として本日正午頃に於て渡邊銀行が到頭破綻を致しました、私も洵に遺憾千萬に存じます、是等に對する預金は約三千七百萬圓ばかりでございます。之に對しては何とか救濟しなければならぬと存じますと、斯様

に委員會に明言を致したのであります。此事實が丁度大藏大臣は四時であると稱しますが、委員の諸君は三時三十分であつたと稱して居るのでありますが、三十分や二十分ほどのやうになつても是は議論に大した相違はないのであります。兎に角三時乃至四時の間に於きまして此事を發表致したと云ふことは、疑ふべからざる所の事實であります。此點に付きまして、銀行では一時金融上に差支を生じ、一面大藏省に出頭して困難の事情を懇へて居ると同時に、他方に於ては有ゆる最善の努力を盡して、金融上に奔走し漸く血路を見出して、やつと一安心して當日營業を終了したと云ふことは是亦事實である。藏相の議會に於ての言明に依て、其翌日は預金者の殺到を恐れ、遂に死刑の宣告を與へられて、銀行は支拂停止の看板を掲ぐるの餘儀なきに立至つたと云ふだけの事實であります。田次官からして藏相の頭末書の報告がありますが、總て私は之に據つて居るのである。少しも事實は違つて居りませぬが、違つて居ると云ふのは、是が悪いか悪くないかと云ふことの判断が違ふのであらうと思ふ。私共は渡邊銀行が果して支拂停止を爲し、銀行が破綻して居つたのか、正午頃に破綻をして居つた事實があつたかなかと云ふことが此議論の焦點であると思つて居る。外の議論は幾らあつても其様な議論は聴く必要はない。丁度大藏大臣が三時半頃に、只今渡邊銀行が破綻致しましたと云ふだけの事實に於て其破綻致したと云ふ正午頃に營業を停止して居つたか、或は破綻の實があつたかと云ふことが、即ち議論の

焦點であつて、是より外に議論の餘地は少しも無いのである。尙ほ銀行自身は内面的には頗る苦心慘澹を致したのでありませう。併ながら外面に對しましては、まだ當日は預金の受入も致して居ります、又支拂勘定も致して居るのであります、爲替手形の受入も致して居る、さうして營業を四時まで時間通りやつたと云ふ事實があるならば、是は詰り破綻を致した、營業を停止致したと云ふことは、是は全く虚偽であると云ふことを言はなければならぬ。

諸君、此失言は事輕微の如くでありますけれども、財界には多大の動搖を與へて居ります。實に私は是は容易ならざる言動であると考へる者であります。諸君、吾々が——若し普通人が斯様な事があつたならば、我が刑法には財界攪亂罪として直に處罰されるのであります。若し此事實が刑法の攪亂罪にならぬと云ふならば、刑法第二百三十三條を御覽なさい「虚偽の風説を流布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損し若しくは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す」と斯様に書いてあるではありませんか、人の信用を毀損し、其業務の妨害をした者は、詰り財界攪亂として三年以下の懲役である、是は刑法の正文にあります。之に當籤まつて是と少しも間違のない事實があつたとするならばどうするか。諸君、苟も一國の大藏大臣ともあらう者が、財政の局に在つて殺活自在の權を持つて居る大藏大臣が、破綻もしなければ、營業停止もしない、當り前に業務を繼

續使したるものを、之を突然公開の席上而も帝國議會の席上に於て、破綻を致したと云ふやうなことを明言致したならば、恐らく日本では日本銀行を除いた以外の銀行は、どの銀行にも直に取付が來ると云ふことは、諸君は御承知でなければならぬこととあります。實に佛蘭西に於きましても、亞米利加に於きましても、新聞一行の記事に依て銀行が取付を喰つて、破綻を致したと云ふやうな事實が澤山あります、斯様なことを大藏大臣が死にもしないものを死んだといふことを宣告すると云ふことは、是は如何なるものでありませうか。

如何に吾々は考へても、是は責任が無いと云ふことは、どうしても考へることは出來ないのである、而して銀行の破綻と云ふことは如何なる事を云ふのであるか、破綻と云ふ定義如何と云ふことを質問されると云ふと——銀行が營業中に破綻したならば、其破綻の定義は如何なる事を云ふのであるかと云ふことを質問すれば、大藏大臣は之に答へて曰く、破綻とは綻びの事であると、斯様に云うて居る、實に人を愚にするも甚しいのであります、八幡太郎義家は奥州に於て安倍の貞任と偶風流韻事の應酬があつたと云ふことを吾々は子供の時に聞いて居る、所謂「衣のたては綻びにけり」と云ふのは、一時の風流韻事である。大藏大臣は斯様な風流韻事に用ひれば宜いが、是が社會の上に、國家の上に、多大の實害を與へて居つて綻びを縫ふ能はざる狀況に立至らしめたと云ふことは、是は大なる無責任の極であると謂はなければならぬのであります。

右決議案は憲本聯盟の庇護により院議となるに至らざりしも、而も藏相の失態が一般社會の非常なる非難と怨嗟とを買ふに至つた。

▲第二次税制整理 加藤高明内閣に依て第五十一議會に提案せられ、若槻内閣によりて實施せられたる一般的税制整理に次いで、若槻内閣は更に第二次の税制整理を標榜し、登録税法、印紙税法、砂糖消費税法、及砂糖消費税に關聯しての關稅定率法の改正を本議會に提出したか、其要綱左の如し。

登録税 (イ)不動産所有權の移轉質權、抵當權の取得等の場合、および法人合併の場合における課税に相當の輕減を加(ロ)不動産信託の場合における課税の方法を改善し(ハ)社會政策的ならびに公共的施設遂行の場合における課税を免じ(ニ)土地臺帳の登録税を廢し(ホ)商業登記その他一部の定額税につき相當の引上を行ふ。

印紙税 (イ)現行の比例税および定額税制度を改めて階級定額税および定額税の兩制度を採用し(ロ)社會政策的遂行上免税を適當と認むる證書、帳簿、ならびに課税上官民相互の間に紛争の絶えざりし賣買仕切書等の證書に免税し(ハ)相當擔稅力ありと認めらるゝ通帳および判取帳に對する税一率の引上を行ふ。

砂糖消費税 主として庶民階級の需要品たる第一種糖に相當の減税をなし、第二種糖以上の砂糖に對しても相當

に税率を騰梅して出來得る限り産業上の支障を除き、負擔の軽減を期せんとす。

此第二次税制整理に伴ひて歳入上に生ずべき異動は、初年度たる昭和二年度に於て四百五十六萬餘圓、平年度たる翌年度に於て五百三十五萬八千餘圓を何れも減少するの勘定になつて居た。

本整理案は登録税法中改正法律案中に付き、衆議院に於て免稅規定の一部に修正を加へられたる外、全部原案通り成立し、昭和二年度より施行せられた。

▲重要法律案 政府より提出せられ今期議會を通過したる重要法律案左の如し。

鐵道買收のため公債發行に關する法律案 本法案は私設鐵道である(一)水戸鐵道株式會社(二)越後鐵道株式會

社(三)陸奥鐵道株式會社(四)苫小牧輕便鐵道株式會社(五)日高拓殖鐵道株式會社に所屬する鐵道を鐵道省に於て買收するため公債を發行せんとするものであつて、其買收價格は(一)が約三百二十萬圓(二)が約千二百四十六萬圓(三)が約三百三十三萬圓(四)が約百三十六萬圓(五)が約六十八萬圓、合計約二千八十七萬圓に上るのである。而して審査の結果(一)の水戸鐵道及(三)の陸奥鐵道に於ては當該線路が其前後に於て國有鐵道線路と連絡し、既に交通運輸の便宜上、國有鐵道の列車を通過せしめて居るものである、又(四)の苫小牧輕便鐵道と(五)の日高鐵道

とは現存國有鐵道との運輸系統上直に其軌道を改修するの必要に迫られ居るものであり、此等四線は昭和二年度に於て之を買收するに付き稍首肯するに足る理由を具備せるも、獨り(二)の越後鐵道に付ては政府の説明極めて不合理なる嫌ひがあつた。

越後鐵道とは新潟郡柏崎より新潟市白山驛に至る線路を主要線路とするものであつて、柏崎に於ては國有鐵道信越本線に連絡すれども、新潟方面に於ては其終點が信濃川の左岸にあつて、國有鐵道とは同川を界し連絡を絶てるものである。政府は該線の終點たる白山驛新潟市より信濃川に架橋し、日本海々岸に沿ひ新發田に至る鐵道を敷設法中に加へ、柏崎及新潟の兩方面に於て國有鐵道に連絡し、現存の長岡、三條等を経由する信越本線と相併せて幹線たる作用をなすべきものなれば、之を買收する必要ありと説明したれども、新に敷設法中に追加せる白山新發田線は單に敷設法中の豫定線中に加ふと云ふに止まり、果して何時に於て建設に着手すべきや全然未定に屬し、前掲諸線の如く昭和二年度に於て買收せざる可らずとするの理由明らかならず。世間憲政系の策動に出づる政略的買收なりと風聞せるも必ずしも謂れなしと斷じ難く、政友會としては本鐵道の買收に反對したのであるが、憲本聯盟の多數によりて遂に通過した。

鐵道敷設法中改正法律案 本案は鐵道敷設法別表中に(一)岩手縣花巻より遠野を経て釜石に至る鐵道(二)千葉

縣我孫子より埼玉縣大宮に至る鐵道(三)埼玉縣與野より東京府立川に至る鐵道(四)新潟縣白山より新發田に至る鐵道(五)愛知縣岡崎より學母を経て岐阜縣多治見に至る鐵道(六)長崎縣喜々津より矢上を終て浦上に至る鐵道の六線を加へんとするもの、即ち鐵道豫定線中に右六線を追加せんとするものである。

政友會としては此追加に異議はないのであるが只其他にも鐵道の敷設を要望する地方決して尠少にあらず、而も憲政會内閣に於て此線のみを優先的に選擇せる理由曖昧にして明瞭を欠ける憾みなきにあらざるが故に、政友會に於ては本案に賛成すると同時に左の警告決議を附した。

鐵道豫定線の選定並に建設の順序等に付き政府當局の措置遺憾の廉尠からず。現行鐵道敷設法に定むる豫定線は孰れも之れが速成を要望せるに拘らず、其大部分は未だ着手せられざる實況に鑑み、政府は宜しく敷設法の變更に付ては前後緩急を誤らざる様深く注意すべし、右警告す。

而して右警告は憲政會の反對ありしに拘らず、多數を以て通過した。

銀行法案。 普通銀行制度の改善に就ては舊銀行條例が明治廿三年八月の制定に係り、爾來六回の部分的改正が施されたのであるが何分にも施行以來三十六年の久しきを経過したのであるから、時勢の進運に伴つて經濟界の

實情に適せしむるため、金融制度調査會の議を経て、本議會に舊銀行條例改め銀行法案を提出したのであつて、改正せられたる事項の主なるものを概括すれば左の如し。

一、銀行の定義、營業許可の手續及設立に關する條件。

(イ) 舊條例に於ては「公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し又は爲替事業を爲し又は諸預り及貸付を併せ爲す者は何等の名稱を用ゐるに拘らず總て銀行とすることになつて居たのを、新法に於ては(一)「預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲す」業務又は(二)「爲替取引」の業務を營む者をして銀行とする外、「營業として預金の受入を爲す者」も亦之を銀行と看做し、且つ「銀行は其の商號中に銀行なる文字を用ふべきに對し、「銀行に非ざるものは其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふることを得ず」と改めたること。

(ロ) 舊條例に在つては「銀行の事業を營まむとする者は大藏大臣の認可を受くべき」の規定になつて居たのを、新法に在つては「主務大臣の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず」と改めたること。

(ハ) 舊條例に於ては資本金額の多少並に營業主體の法人たると個人たるとに關して、何等の制限をも設けて居なかつたのを、新法に於ては原則として「資本金百萬圓以上の株式會社に非ざれば之を營むことを得ず」と限定したること。

二、銀行の他業兼營禁止、役員の兼職制限及準備金の積立。

(イ) 舊條例に於ては銀行の他業兼營を認めたるも、新法に於ては「擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み又は保護預り其の他の銀行業に附隨する業務を營むの外他の業務を營むことを得ず」と限定したること。

(ロ) 新に「銀行の常務に従事する取締役又は支配人が他の會社の常務に従事せんとするときは主務大臣の認可を受くべき」の規定を設けたること。

(ハ) 新に「銀行は資本の總額に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一以上を積立つべき」の規定を設けたること。

(イ) 舊條例に於ては「大藏大臣の認可を受けずして銀行の事業を營みたるときは其の營業主を千圓以下の罰金に處する」の規定であつたのを、新法に於ては「主務大臣の免許を受けずして銀行業を營みたる者は五千圓以下の罰金に處する」こ

とに改めたること。

(ロ) 舊條例に於ては銀行が大藏大臣の認可を受けずして他業を兼營し又は支店を設置し、商號、資本金額若しくは本店及支店の所在地を變更したるとき、營業報告、貸借對照表の「公告を爲さず又は其の報告若しくは公告中に虚偽の記載を爲し若しくは事實を隠蔽し」検査を妨げ、大藏大臣が必要ありと認めて爲したる命令に違反したるときは、何れも「營業主を十圓以上千圓以下の科料に處する」の規定であつたのを、新法に於ては「業務報告書又は監査書の不實の記載、虚偽の公告其の他の方法に依り官廳又は公衆を欺罔したるとき」及「検査に際し帳簿書類の隠蔽、不實の申立其の他の方法に依り検査を妨げたるときは」、「取締役、監査役、支配人、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處することとし、又銀行が他業を營み、利益の十分の一の準備金積立を怠り、銀行の常務に従事する取締役又は支配人が主務大臣の認可を受けずして他の會社の常務に従事したるとき、「銀行に備へ置くべき書類の備付若しくは主務大臣に提出す

べき書類の提出を怠り、之に記載すべき事項を記載せず又は不實の記載を爲したるとき本法に定めたる届出若は公告を爲すことを怠り又は不實の届出若は公告を爲したるとき、其の他命令に違反したるとき等に對しては、右の責任者を十圓以上千圓以下の科料に處すると云ふ三段に區別したること。

國債整理基金特別會計法中改正法律案 若槻内閣は財政整理の一施設として、歳計上生じたる國庫剩餘金は、必ず其一部を割きて、國債償還の財源に充つる制度を立つる事となり、此趣旨に基き國債整理基金特別會計法中改正法律案を議會に提出したるが、同法案は左の一條二項を追加したるものである。

△國債整理基金特別會計法中改正の件

第二條の次に左の一項を加ふ。

第二條の二、國債の元金償還に充つる爲前條の繰入額の外毎年度其の前々年度に於て一般會計の歳計上新たに生じたる剩餘金の四分の一を下らざる金額を一般會計より國債整理基金特別會計に繰入るべし。

前項の剩餘金の計算に付ては之を生じたる年度より翌年度に繰越したる歳出豫算

の財源に充つべき額を算入せざるものとす。

茲に所謂前條の繰入額とは、同法第二條第二項に規定せられて居る國債償還資金繰入即ち「前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六以上」の額（但し「三千萬圓を下ることを得ざるもの」とすを云ふのであつて、即ち舊制度は財源如何に拘らず國債總額其のものを償還年額算定の基準に置くものであるのに對し、新制度は一般會計の歳計剩餘金なる一定の財源を其の根據と爲すものであるから、實際上舊制度に依る償還額に就いては常に大體の目標を立て得る譯であるが、新制度に依る分は毎年度相當に異動を生ずべきものであつて、昭和二年度豫算に計上せられたる額は、舊制度に依る分五千四百四萬四千餘圓に對し、新制度に依る分四千四百五十一萬一千餘圓計九千八百五十五萬五千餘圓を算したのである。

本案は原案の儘通過して昭和二年四月より施行せられた。

徵兵令改正法律案 徵兵令は明治五年に創始せられて國民皆兵の制が定められ。其後明治卅二年に全部の改正が行はれ、明治廿八年及大正七年に相當大なる部分的改正行はれたが、爾來内外の狀勢は更に之が改正をなすの必要を認めたるのみならず、學校教練振作施設並に青年訓練の實施は益切實に之が改正を促すに至つたので、本法案を提出したのである。其内容中主なるものに付て云へば、第一年限の短縮で

第五條 現役は陸軍に在つては二年、海軍に在つては三年とし現役兵として徴集せられる者之に服す、現役兵は現役中之を在營せしむ。

第十條 年齢二十五年迄に師範學校を卒業したる者(小學校の教職に就くの資格を失ひたる者を除く)の現役は第五條の規定に係らず五月とす、但し師範學校の教練を終了せざる者に在りては七月とす。

第十一條 現役兵にして青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を修了したる者の在營期間は六月以内之を短縮することを得。

第十四條 現役兵にして在營中右の各號の一に該當する者の在營期間は之を短縮することを得。

- 一、品行方正學術勤務の成績優秀なる者。
- 二、定員に對し過剩となりたる者。

次には貧困者の徴集延期と其免除との範圍を擴張したること

第二十條 在營中本人に依るに非ざれば家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)が生活を爲すこと能はざる時は現役を免除す、但し故意に其事故を作為し

たる時は此限りにあらず。

第四十五條 家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)二人以上現役兵として同時に入營する爲家事上に支障を生ずる時は一人の在營間他の者の入營を延期することを得。

次は外國在留者に便利を與へたこと

第四十二條 徴兵適齡及其前より帝國外の地に在る者(勅令を以て定むる者を除く)に對しては本人の願に依り徴集を延期す。

前項の規定により徴集を延期せられたる者は其事由止む年又は其翌年に於て徴兵検査を行ふ。

第四十三條 前條第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者にして直系尊屬若は妻子の死亡若は重癒の爲又は官廳の命に依り一時帝國內に歸還する者は徴集延期の事由尙繼續するものと看做す、但し歸還後の滞在期間九十日を超ゆるときは此の限に在らず。

前項に規定する場合を除くの外前條第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者

にして一時帝國內に歸還する者は勅令の定むる所に依り在留地の遠近に應じ一年間一回滞在期間九十日を超えざる場合に限り徴集延期の事由尙繼續するものと看做す。

前二項の規定に該當する者にして歸還後の滞在間に於て疾病其他避くべからざる事故生じ前二項に規定する期間内に出發し難き者あるときは其の滞在期間を延長することを得、此の場合に於ては其の延長したる期間徴集延期の事由尙繼續するものと看做す。

其他一年志願兵の入營延期を改めて學校の修業年限に應ずる徴集延期制を設くる事等、從來の經驗に鑑みて色々の改正整理を行つたが、本案は「政府は昭和三年度に於て青年訓練所費に對し國庫補助金を増額し訓練施設の改善と市町村負擔の軽減とを圖られんことを望む」との附帶決議の下に可決された。

▲明治節制定建議 本議會に明治節制定に關する建議案が提出された。これは各派一致の提案にかゝるもので、一月廿五日上程、元田肇氏左の提出理由を述べた。

私は茲に諸君の御許を得まして、各派一致の提案に係りまする明治節制定に關する建議案提出の理由を聊か陳述致します、先づ建議案の本文を朗讀致します。

明治天皇の盛徳大業を永久に記念し奉る爲十一月三日を以て明治節とし之を大祭祝日に加へられむことを望む右建議す。

斯様な建議であります、明治天皇の御盛徳御偉業に付きましては、不肖私の申上げるまでもないことでありまして、千古に超絶致しまして赫々として宇内に輝き、中外崇敬の中心となつて居らせ給ふのであります。明治天皇は只今申上げるやうな次第でございますからして、御盛徳御偉業に付きまして申上げますれば、枚擧に遑あらぬこととありますが、茲に申上げるとは却て長く存じまして、其中に付きまして王政復古の大業を樹てられ、開國進取の國是を定め給ひ、立憲爲政の洪範を垂れさせられ、國民道德の確立の勅教を屢下し給ひましたこと、殊に帝國の天職は平和を保持し、文明の至治を指導扶植するに在ることを世界に知らしめ給ひしことは、其最も大なる事であるかと不肖は信じます。斯る聖天子の御盛徳御偉業を永く記念し奉らんとするのは、國民の熱心に希望して已まざる所であります。御承知の如く明治天皇の崩御遊ばされました七月三十日を以て是迄祝祭日となつて居りましたが、本年以後は此祝祭日が廢止したることに相成りましたに付きましては、明治天皇御降誕の當日たる十一月三日を以て大祭祝日と致しまして、大帝の御盛徳御偉業を永遠に欽仰し奉りたいと存するのであります。是が即ち本建議案提出の趣旨でありまして、先刻も申上げます通りに、國民の至誠を代表披露致し

まして、各派一致の提案に係ることでありますからして、私は確信致しまする、諸君は満場一致直に可決せられることであらうと信じまして壇を降ります。

満場總起立の裡に可決した。尙ほ貴族院にも同様の建議案提出せられ、満場一致可決政府に呈出した。斯くて次ぎの如き明治節制定に關する詔書が公布されることになつた。

詔書

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘリ、茲ニ十一月三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラムトス。

御名御璽

▲野田副總裁逝く 政友會副總裁野田卯太郎氏は、大正十五年五月から慢性腎臓炎のため、世田ヶ谷池尻の邸に加療し、幾度も危険を傳へられても、又回復といふことで、全快を期待されて居たが、二月廿三日遂に薨去した。行年七十五。

氏は嘉永五年十一月福岡縣三池郡岩田村に生れ、漢學を修め商業に従事し、明治廿三年國會開設と共に政界に身を投じ、廿一年始めて衆議院議員に當選以來引續き

十一回當選、廿三年歐米漫遊、東洋拓殖會社の創立に際し副總裁となり、大正七年原内閣の成立と共に選相に親任、十年高橋内閣にても引續き選相、十三年加藤内閣の商相、十四年辭任すると共に、病を得て靜養を續け、大正十二年以來副總裁として全黨員から信頼されて居た。

告別式は政友會の黨葬を以て二月廿六日青山齋場に行はれた。各方面の會葬者織るが如く西園寺公代理若槻首相以下各國務大臣、徳川粕谷兩院議長、西久保東京市長、政友會、憲政會、政友本黨其他各派所屬代議士院外團、貴族院議員、福岡出身者、遞信商工各省關係者、民間銀行會社重役等三千五百名に達した。田中總裁の弔詞左の如し。

弔詞

維時昭和二年二月二十三日、我が立憲政友會副總裁正三位勳一等野田卯太郎君薨す。超えて月の二十六日黨葬の禮を以て告別の式を行ふ。噫哀しい哉。狀を案ずるに、君嘉永六年十一月を以て筑前國三池郡岩田村に生る、長ずるに及んで心を經國濟民の術に傾け、夙に自由黨に入りて地方自治の長成を圖り、明治三十一年選ばれて衆議院議員となる、爾來選に當ること十一回以て今日に至る。往年君の歐米漫遊

より歸へるや東洋拓殖會社の創立に盡力し後推されてその副總裁となり業績頗る舉る、而も君の志別に存す。幾もなく辭して専ら力を我黨の擴充に竭し、憲政の發達に盡瘁すること多年、大正七年我黨内閣の選任大臣に任じ、十年復々前官を紹ぎ、十三年護憲三派内閣の商工大臣となり、十四年職を辭すると同時に病を得、荏苒盡えずして終に易養す、噫哀い哉。

君天資溫潤暢達、肚裏城府を設けず、至情惻々として人を動かす、儕輩推服せざるもの莫し。嚮に予任を我黨總裁に承くるや、君副總裁を以て常に予の足らざるを補ひ、内外の黨務幸に大過なきを得たるもの實に君が努力の効に依る。而して君今や則ち亡し、豈仲々情に勝へざらんや。然れども君請ふ意を安んぜよ。我黨多士濟々群賢畢く集まり、君と共に扶殖に力めたる黨勢は今や益々旺盛を加ふ、幽明境を異にすと雖も機心相通ず、在天の靈永く加護を我黨に加へよ。願れば君身を草澤に起して徳望一世に洽く、屢々補弼の重任に膺りて台政を變理す。臣子の榮以て大と爲すに足れども、一片の私情長く相別るゝことの卒爾なるを恨み涕淚の滂沱たるを禁ずる能はず。茲に黨葬を營むに方り至誠を布きて微意を致す英靈幾くは饗けよ。

第六章 議會閉會後の經過

▲本會臨時大會 四月十五日政友會の黨則改正、總裁公選、常議員選舉、新役員決定の臨時大會開會せられ、鳩山幹事長の挨拶ありて後、總裁公選を主とする左の改正黨則を可決した。

立憲政友會會則

第一條 本會は東京に本部を置き各地方に支部を置く地方の事情に依り支部を置き難きときは俱樂部を以て支部に代ふることを得。

第二條 本會に總裁を置く。

總裁は大會に於て之を選挙し其任期を七年とす。

第三條 本會に總務委員若干名を置く。

總務委員は總裁を佐け本會の要務を處理す。

第四條 總務委員は常議員中より總裁之を選任し其人員は總裁の認定する所に依る、院内總務其他院内役員は代議士會に於て之を互選す。

第五條 本會に幹事長一名、幹事若干名を置き總裁之を選任し庶務會計を掌らしむ。

第六條 總裁は會務の必要に應じ臨時機關を設くることを得。

第七條 總裁は毎年一回大會を東京に召集す但し必要と認むるときは臨時大會を召集することあるべし。

第八條 大會は本會員たる帝國議會の議員及支部より選出したる委員を合同して之を開く但し委員は一支部二名を以て定員とす支部に代ふる俱樂部は支部に準じ委員をして大會に合同せしむることを得。

第九條 本會に常議員を置き重要事項を議決す。

常議員の數は五十名とし内三十名は大會に於て之を選挙し二十名は總裁之を指名す。

第十條 總裁は議會開會中其他必要の場合に於て議員總會を召集す。

議員總會は本會員たる帝國議會の議員を合同して之を開く。

第十一條 支部及支部に代ふる俱樂部の規約の承認を受くべし。

第十二條 各役員の任期は一年とす。

第十三條 本會の費用は會員の負擔とす。

第十四條 本會に加名せんとする者は會員二名以上の紹介を要す。

第十五條 本會は會員にして不都合の所存ありと認むる者ある時は之を除名す。

次で田中總裁登壇

諸君今日新なる黨則が滿場一致決定されました事は洵に御同慶に存じます。此處に於て私は今日まで擔いてゐる總裁の光榮を辭することを茲に聲明致します。

と述べ斯くて新黨則第二條により總裁の選挙に入るや、中橋徳五郎氏より

今回黨則の改正により我々は總裁選挙の光榮を有する次第ですが、此際投票の煩を避け、田中義一男を滿場一致總裁に推薦せんことを望みます。

と語り、犬養毅氏亦中橋氏の動議に賛成し滿場拍手を以て可決、田中義一男茲に政友會總裁となつた。次で新黨則第九條による常議員五十名の内公選に屬する三十名を選挙し、翌日も大會を續開、總裁の演説あつて宣言を可決した。

田中總裁の演説

諸君、此度の我黨の臨時大會は、黨則改正の決定、竝に之に伴ふ諸般の常務を處理遂行すべき極めて重大の命合なるが、愛黨の情、熱烈なる多數諸君の御參集を得、洵に欣幸に堪へぬ次第である。而して改正黨則の定むる所に依り、選舉の結果、不肖齷齪の材を以て全會一致、總裁に當選致したことは、最も光榮として謹みて御受を致すと同時に、發奮努力して推薦の御厚意に背かざらんことを誓ひたひと思ふ。政黨本來の性質として總裁を公選に求むべきは勿論、黨の規則を立憲的に改め、其の組織を活動的ならしむるを緊要とするの理由は、過般議會閉會の直後、議會の席上に於て聊か卑見を披瀝したる如く、要するに時勢人心の歸趨に順應して、適宜の刷新を施し、以て政黨の行動を敏活にし、其の機能を發揮するに在ると信するのである。これは私が豫て實行の機會を待つて居た持論であつたが、内外の形勢は私の所信斷行を促し、茲に全黨諸君の賛成を得て、之が實現を見たるは私の深く喜びとする所である。由來政黨の事情は關係頗る複雑で、俄かに舊慣前例を排するの措施を斷行するは、縱令其の事が政黨の向上發達を促すものにもせよ、其の實行に躊躇するのが常である。唯我黨の如き純眞にして統一あり、節制訓練一絲亂れざる政黨にして初めて之を能くすることが出来るのである。私は切に我黨が黨

界の舊弊古臭を擺脫しして不斷の刷新を期し、時代世相の指導者たらんことを希望して已まないものである。

諸君、黨則組織の改正は斯く寔に重大事であるが、是は只將に我黨活動の新たなる基礎を立てたるに止まり、是れより更に進んで、時代の要求する政策の實現を圖るは、より大なる喫緊の要務である。固より我が立黨の精神たる綱領は牢乎として變ぜず。既定の政策亦毫も之を改むるの要なきは勿論であるが、私は此場合特に時務の最も急なるものに就いて、諸君と共に國民の注意を喚起したのである。内外の情勢を見るに、今日程容易ならぬ時はない。一步を誤らば國家の前途に如何なる憂ひを貽さんか甚だ懸念に堪へぬのである。内には人心の弛緩漸く甚だしきを加へ、道義頹廢して廉恥地を拂ひ、綱紀上に紊れて、民風の放縱底止する所を知らぬ状態である。所謂上下交々利を征して國危きものを吾々は日夜如實に見聞して居るのである。何としても、此際世道人心を作興し、風教を砥礪し狂瀾を既倒に回らさなければならぬ。是が私が先づ以て國民精神の振興奮起を促す所以である。

次に經濟方面を窺へば、比年産業の萎靡、金融の梗塞、貿易の不振に累せられて、不景氣は益々深刻を加へ、加ふるに政府の施設に何等一定の識見方策なく、事毎に機宜を失し、甚だしきは淺慮輕卒の爲めに平地に波瀾を起して財界を大混亂に陥れ、多數銀行會社の破綻陸續として踵を接するの有様で、遂には一特殊銀行を救済せん

が爲めに、緊急勅令を以て國家が國民の負擔に於て二億圓と云ふ巨額の補償を與ふる如き非常手段を取るに至つたのである。此くの如き事件は全く前代未聞であつて、政府の責任は洵に重大である。帝國議會閉會後未だ二旬ならずして、今日緊急勅令を發布して憲法上の非常處分を行ふの已むを得ざるに至つたことは、政府が財界の情勢に就て全然觀測の能なきに基因するものである。政府は宜しく速に責任を自覺して適當の處置を取るべきであると思ふ。是に於て我黨は經濟政策を立直し、生民を枯渴の境に救ふ爲め從來力説せる産業立國を急施せねばならぬ焦眉の時である。

更に我黨多年の主張たる地方分權、教育の改善、農村振興、行政組織の改革等は相俟つて國運の興隆を促すべき緊急の政策たるを痛覺する、若し夫れ社會政策に至つては、殊に其の必要を認むるのである。社會政策の要旨は國民勤勞の効果を増大ならしめ、勞資の分配を適正にし、不勞を戒め、民心の緊張を圖り、且つ國民相互の自制に依り、生活上の過不足を緩和し以て人類均等の欲求に順應するに在る。彼の枝葉末節の問題に没頭して大局の考察を忘るゝ如き、又た徒に都市社會政策のみを呼號して、地方農村を顧みざる如き吾々の與せざる處である。税制に就ても現政府の施設は社會政策に反して中層以下の多數國民に對し増税の結果を來せるのみならず、産業の進展を阻害すること少からず。殊に地方税に於て一大改正の要を認むるが故に、我黨は地租及び營業

収益税の地方委讓を基幹とし、税制の根本的整理を斷行すべきである。尙ほ私は最近司法權の威信が著しく失墜せるを感じ其の獨立を確保すべき必要を認むるのである。司法權の獨立は常に裁判にのみ止むべきでない。裁判の基源たる檢察の職務に對しても司法行政の名に依て干渉壓迫を加ふる如くんば、終に司法の獨立は其の實を失ひ、黨弊浸潤して亦抜くべからざるに至るを虞るゝのである。

諸君、眼を外に轉じて此際特に國民の注意を求めたきことは支那の時局である。支那今日の事態は突如として發生せるものではなく、我黨の如きは一昨年冬既に當時の加藤内閣に對して具さに形勢を説きて、事態の將來を警告したのである。然るに加藤内閣は毫も顧みる所なきのみならず、我帝國の特殊地域たる滿洲に起つた動亂に對してすら、甚だしき冷淡の態度に出たのである。爾來我黨は對支問題に就ては、我黨の特別なる使命として深甚の注意を怠らず。絶へず朝野に對し、警告したること世上周知の事實であるが、當局は徒に干渉の名に隠れ、一時を糊塗せんと努め毫も帝國の前途と東亞全局の安定を念頭に留めざるものゝ如く、只管事實を掩蔽して、深憂を抱くものを以て祀憂に過ぎずと笑ひ、徒らに苟安を事としつゝある間に於て、今や時局の紛亂は益々甚だしきを加へ、風雲の變は何時我が特殊權益を侵さんも計り難きの形勢を來し、更に南方に於ては、彼の不祥なる南京、漢口及び蘇州の事件を見るに至つたのである。

抑々南支に於ける這般の事件は、我國旗の尊嚴を泥土に委ね、我が在留官民を凌辱に任せたる、實に云ふに忍びざる國威の失墜なるに拘らず、當局が毫も之に介意せずして、却て所謂無抵抗主義なるものを謳歌せる如きは、何たる態度であるか。殊に二萬有餘の我居留民と、重大なる我が權益の所在たる、上海の防備問題を困却せるに至つては、寔に嘆息の外ないのである。若し夫れ支那の赤化は、他國の内事であつて、我れ關する所にあらずと爲すが如き政府の態度に至つては實に沙汰の限りである。滔々たる赤化の狂瀾が、接壤地域にすら侵入せんとするに當り、尙且つ之を對岸の火災視する如きは、斷じて帝國の自衛に忠實なる所以ではないと信ずる。要するに支那の變局は今や單純なる内争の域を越へ、東亞全局の危機を醸し、延いて世界全般の平和に累するの虞れも亦之れなしとせぬ。乃ち帝國は其の自衛の立場に於て、將又東亞に於ける平和維持の責任に鑑み、相當の對策なからざる可らざる次第である。之が爲めに必要とあらば自主の見地に立ち、列國と協調して適應の措施に出ること亦止むを得ざる處なりと信するのである。徒に内政不干涉に藉口して袖手傍觀を事とするは、明に帝國の東亞に於ける地位の放棄であると共に東洋大局の崩壞を顧みないものである。東亞の盟主たる我帝國は飽まで大局保全の見地に立ち、帝國の自衛と權益の擁護を全うする爲め、對支外交の刷新を期せねばならぬ。

以上所見の概要を述べたるが、要するに國家非常の秋に際し、此の國難を濟ふは我黨の使命なりと信ずる次第

である、今や政局の濁流は滔々として吾等の脚下に迫つてゐる。而も姑息偷安を事とする現内閣に向つて、其失政を責め、其反省を促すの時機は既に過ぎ去つた、吾々は端的に所信を國民に問ひ、國民と共に國政前途の荆棘を開らき、以て國運の進展を圖らねばならぬ。普選に直面せる全國民は、此點につき既に十分の自覺と理解を有するを信じて疑はぬ。黨員諸君は忠誠の精神、剛健の意見を捧げ、國民と共に、事に内外政策の革新に従はんことを切望する。

▲臨時大會の宣言 臨時大會に於て可決したる宣言左の如し

宣 言

我が立憲政友會は立憲以來三十年に垂んとし、恒に基礎を國民に置き、永く心を忠誠に存し、獻替施設克く機宜を制して以て國運の進展を補成す。我黨の功業は中外之を具瞻し、國民の信望日に厚く、黨勢年と共に旺盛を加ふる素より其處なり。但其れ政黨は活體活機なり。時運世態の變轉に順應して其の運用を圓滑にするにあらざれば、政黨本來の機能を發揮する能はず。今や内外の形勢往日に異り、内普選の實施に直面し、庶政の革新を要するもの二三にして足らず。外、世界の禍機を包藏する隣邦の動亂に對して、須臾も戒心を怠るべからざるものあり、多事多難蓋し今日より急なるはなし。此時に當り國家の重きに任ずる我黨の使命は、更に幾層の重大を加

ふ。須らく舉黨結束勇往邁進して新局面を打開し、人心を作興し紀綱を更張し、國家生民の康寧を増進すべし。即ち是れ日進日新の聖旨を奉體し、昭和新政を翼賛する所以にして、國家皇室に對する臣民の分義亦實て此に存す。

我黨總裁夙に時勢の趨嚮に鑑み、政黨の内容を刷新して其機能を敏活にし、以て國家の務に當るの必要を認め備さに其事由を明徴にし、黨則改正總裁公選の要を宣示す。黨員齊しく感激して、其識見と襟度の高遠に對し、敬重措かず。乃ち委員を選定し、慎重熟議して案を作り、茲に臨時大會を開きて衆議一決改正黨則を定む。

惟ふに、是れ眞摯公明なる政黨の態度にして、寔に時代の要求に適應し、國民の輿望に合致せるもの、立黨の精神本領此に於て一段の光輝精彩を加へたるを信す。而も這般の事變かに我黨更生の片鱗隻羽に過ぎず、善謀善斷常に世運を拓開して、人心の倦怠を防ぐは我黨の信條なり。若し夫れ國家社會に寄與する至善至高の經綸に至つては、我黨傳來の政策あり、加ふるに改正黨則を基調として、更に擴充伸張する所あるべし。庶幾くは以て國運民命の重きに勝へん、切に大方の援助を望む。

▲本部役員發表 今次大會に於て決定せる本部役員左の如し。

總務 井上敬之助、秦豊助、鳩山一郎、堀切善兵衛、富安保太郎、大口喜六、高橋

光威、武藤金吉、秋田清、廣岡宇一郎。

幹事長 山本条太郎。

幹事 石坂豊一、今井健彦、井口延次郎、野田俊作、山口義一、安藤正純、青木精

一、坂井大輔、志賀和多利、森恪、砂田重政、牧野賤男。

但し上記本部役員中田中内閣成立後政務官に任命されたるものあり。其缺員補充として四月廿六日左の如く總裁より指名せられた。

總務 高山長幸、熊谷直太、岩崎幸治郎、岡田忠彦。

幹事 西方利馬、中島守利、川口義久、松山常次郎、原惣兵衛、猪野毛利榮、山本慎平。

▲新常議員 今次大會に於て決定せる政友會常議員左の如し。

山本悌二郎、山本条太郎、内田信也、前田米藏、秋田清、秦豊助、森恪、小川平吉、鳩山一郎、小泉策太郎、東武、堀切善兵衛、吉植庄一郎、廣瀬爲久、大口喜六、穴水要七、岩崎幸治郎、若尾幾太郎、望月圭介、渡邊祐策、熊谷直太、濱田國松、松野鶴平、井上敬之助、山口恒太郎、岡田忠彦、山崎達之輔、廣岡宇一郎、長田桃藏、高

山長幸。(以上公選)

村野常右衛門、高橋琢也、室田義文、犬塚勝太郎、富安保太郎、高橋光威、武藤金吉、鶴澤總明、上埜安太郎、小久保喜七、木下謙次郎、島田俊雄、齋藤珪次、八田宗吉、松本孫右衛門、加藤平四郎、三土忠造、菅原傳、中橋徳五郎、松本君平。(以上總裁指名)

▲第二次軍備制限會議 曩にワシントン會議に於て主力艦の制限行はれたが、補助艦に就ては何等の制限なかつたので、爾來歲月の経過と共に補助艦の建艦競争を實現した。殊に一萬噸八吋型巡洋艦は技術及科學の進歩に伴ふて、優に主力艦に對抗し得るに至り、列國相争ふて之が製艦計畫に熱中するの結果となり、主力艦制限の軍縮は餘りに効力がなくなつて來た。そこでワシントン會議の主催國であつた米國は重ねて、一九二七年(昭和二年)二月補助艦制限を目的とする軍縮會議の開催を日英佛伊の四國に提議した。

我政府は此提議を接受したる三日後の二月十三日、財部海相の名を以て先づ之れに對する帝國政府としての態度を中外に明らかにするため左の聲明書を發表した。

聲 明 書

米國大統領クリッヅ氏の補助艦艇制限に關する提案に對する帝國の回答は、未だ決定に至らざるを以て、從つて我が海軍の態度を今日發表すること能はざるも、會議に参加したる場合には公正なる論據に基き慎重に審議し、帝國の國防の安全を期し得る程度案を得ば之れが協定に躊躇するものに非ざるなり。而して此際特に一言したきは帝國海軍の現有勢力は目下の情勢に於て國防上最少限度のものにして、何等他國を脅威するものに非ざるは、恰も米國大統領が其の陸軍及空軍が他國を脅威するものに非すと云へると同然なりと信ずること是れなり此の態度に基き、政府は同月二十日を以て米國政府に對し欣然參加の回答をなし、英國も亦參加したが、佛伊兩國は之を拒絶した。佛國の反對理由は

- 一、聯盟軍縮準備委員會の事業着々進行しつゝある今日、本問題の審議を他に移すことは、聯盟の權威を弱めることとなる。
- 二、補助艦問題に付ては小國も亦重大なる利害關係がある。五箇國のみで本問題を議するは、聯盟の精神たる各國平等の原則に反する。

伊國の反對理由は

- 一、地中海に位置する關係上、補助艦のみの制限を他の六國と協定するは諸小國との均勢上容認し難い。
 - 二、ワシントン會議は小國の所有し得ざる主力艦の制限會議であつたから參加したが、今回は事情を異にする。
 - 三、海軍のみに制限を加へ、陸空軍の事を併せて考慮しないのは伊國に取て危険である。
 - 四、海軍に於て節約し得たる軍費が陸軍空軍方面に振向けられる恐れがある。
- と云ふにあり。結局日英米の三國會議となつたが、米國政府は三月十一日附を以て三國會議開催に關する正式公文を送附して來た。即ち左の如し。

米國政府の正式公文

- 一、米國政府は下打合せの結果日本政府が今回の三國會議に欣然參加せらるゝ意思あることを知り、世界平和の爲欣賀に堪へず。
- 二、只遺憾なるは佛伊兩國の態度なる所佛伊兩國が今回の會議に参加するを歓迎す

- 三、今回の會商は六月一日或は同日直後ゼネバに於て催すことは最も時宜に適するものと信ず。

斯く正式の招請手續を了したる上、更に主として日米兩國間の交渉により、同會議を六月二十日より開催することとなり、我政府は朝鮮總督海軍大將齋藤實男及佛國駐劄特命全權大使たりし石井菊次郎子を、全權委員に任じた。

英國政府は海相ブリアン及セリコー提督を、又米國政府は白國駐劄大使ギブソン、海軍少將シヨンス兩氏を夫々全權委員に任じた。

齋藤總督全權として渡歐するに付き、宇垣陸相は臨時朝鮮總督代理となつた。

▲南京漢口事件 支那の動亂は殆んど之を年中行事と見るべきものであるけれども、大正十五年秋中支方面に勃發した動亂は趣を從來のそれと異にし、思想上の背景を有する革命的の新運動と見るべきものであつた。即ち多年廣東を根據として革命思想を養へる國民黨

は、愈國民革命を起すの時機到れりとなし、蔣介石を軍の總帥として中原を定むるの計劃を立て北伐の師を起すに至つたのである。然るに北伐軍の嚮ふ所燎原の火の如く、瞬く間に兩湖、福建、浙江の地を徇へ、先づ武漢の要地を陥れて之に據り、更に上海南京を收めて、完全に江南一帶の諸省を其掌中に把握する等、銳鋒の當る可らざるものあり。中支の形勢數月ならずして茲に一變したのである。

此北伐軍の成功が主として勞農露國の援助に俟つ所多いのである。勞農露國は廣東政府で最高顧問たるボロイチンを通じて、少なからざる兵器彈藥を供給するは勿論、思想上にも組織上にも悉く範を共產露國の制度精神に取り、廣東政府の組織内容が、宛としてソビエト政府の一分派たる觀を呈しつゝありしは顯著ある事實であつた。其後北伐軍の長江進出と同時に新たに武漢政府を樹立して、其實權を握れる共產派と、南京に據りたる國民黨系との間に軋轢を生じたる結果遂に蔣介石の共產派彈壓となり、武漢政府は忽ちにして屏息するの新事態を發生したりとは云へ、蔣介石を主腦とする南京政府も、其思想の革命的にして其組織の共産的なるに於ては毫も武漢政府と異なる所がない。

斯くの如き隣邦の事態に對し、若槻内閣の幣原外相は只に不干渉主義を唱ふるのみで何等根本對策を樹立するに至らず。居留民保護には手落ちなく準備を整へ居ることを言明したるに拘らず、遂に我國に於る未曾有の國辱たる南京事件、漢口事件を發生せしむるに至つた。

南京事件

昭和二年三月廿四日革命軍の南京入城に際し暴兵の一隊は在留邦人の避難せる日本領事館に侵入して暴行掠奪を恣にし、根本駐在武官森警察署長負傷し婦女子の如き名狀す可からざる侮辱を受けた。居留民の店舗や居宅も悉く破壊され、小學校病院亦同様の厄に遭つた。同時に英、米領事館も砲撃され、且つ碇泊中の軍艦も射撃されされた爲め英米の軍艦は避難者保護と支那軍威壓のため、之に應じて一時間餘に亘つて砲撃を加へたため支那軍隊四散して英米の陸戦隊は居留民を城内に救出した。翌廿五日我陸戦隊は日本領事館より領事以下居留民全部を無事軍艦に收容した。

南京事件に關し四月十一日附發表の外交團の聲明左の如し。

國民軍南京入城に當り三月廿四日朝より午後に亘り國民軍中の制服を著けたる部隊に依り、外國領事及居留

民の身體及財産に對し組織的暴虐行はれ、日、米、英、佛、伊諸國民にして虐殺又は傷害せられたるものあり其他多數の者は暴行を蒙り其の生命に危険を及ぼし掠奪並に極端なる侮辱を受け又婦女子は名狀すべからざる暴虐を蒙り、日、米、英の領事館は侵害せられ其國旗の威嚴を傷けられ、南京在留の總ての外國人の家屋及製造物は組織的に掠奪せられ又は燒失せるもの少からず。

日、英、米、佛、伊政府は斯の如く其の代表者及平和に適法の職業に従事せる國民に對して明かに豫謀せられたる暴行に鑑み、責任ある國民政府當局に對し之が満足なる匡正に付要求を爲すの必要を認めたり。而して列國間に協定せる要求條件は穩當を旨としたるものにして、此の際自國の威嚴と國際團體内の友邦に對する義務とを認識する何國の政府と雖其の體面上匡正をなし得べき最少限度のものに過ぎず。

是等の要求は固より關係諸國政府が友邦と信するに吝ならず、且つ其の親善協調の關係を繼續改善せむことを熱望する支那國民の主權又は威嚴を傷くるの趣旨にあらずして、寧ろ現在の友好關係を破壊し且友邦國民に對する支那國民の不信憎惡及兇暴を煽動せむとする行動に依て、南京事件を惹起せしむるに至れる支那内外の勢力に對して之を行ふものなり。

漢口事件

昭和二年四月三日漢口日本租界に於て我一水兵と支那人との間に衝突を生じ、附近の支那人車夫人等多數來投し、總て市中に居合せたる二三の水兵に對しても暴力を加へ更に大學して租界内に殺到したので、我總領事より支那官憲に取締方を求め鎮壓に努めたけれども、群集は遂に我が一般居留民及其家屋に對して掠奪暴行を開始するに至つた。爰に於て我陸戰隊二百を上陸せしめて租界及隣接地帯の引揚に努め夜を撤して一先づ日清汽船大福丸に避難せしめた。六日收容在留民中千三百名は日清汽船襄陽、大福の二船に乗込み驅逐艦浦風護送の下に上海に避難した。

斯く南京事件漢口事件を始めとし各地に排日暴動續出し宛然恐怖時代の出現を思はしめた。

▲財界の恐慌 第五十二議會を通じての震災手形善後施設に關する二法案が兎も角原案の儘に成立し、此問題に關する財界の懸念は一掃せらるべき政府側の見込みであつたに拘らず、實際に於て財界の人氣は益不安に傾き、右二法案が貴族院を通過せんとする數日前の三月十五日、東京渡邊銀行並に同行に對し子銀行の關係にありたる「あかち」貯蓄銀行が突

然休業の旨を發表し、世間一般に對し、輕からざる衝動を與へたのである。此兩銀行は其地位に於ては二流以下に屬して居たけれども、經營者が東京に於ける屈指の大地主にして、一流の資産階級に位するものと認められたる一族の經營に係り、從て其信用も比較的厚かつたのに、其兩銀行にして休業の外なきに至つたのであるから、自ら一般の銀行に對する預金者側の信用を動搖せしむるの傾向を助長し、二三流の銀行に在ては其餘波を受けて緩漫なる取付を蒙りたるも少なからず。此兩銀行の休業したる四月後の同月十九日中井銀行がこれに次で休業し、漸く神經過敏に傾いて居た一般預金者に對して更に一大刺戟を與ふる所あり。取付騒ぎ益盛んとなり、他方種々なる流言も加はりて恐慌状態に入り、廿二日には八十四、中澤、村井及左右田(本店横濱)四銀行が相次いで休業するに至つた。此休業銀行續出の報は關東地方は勿論、關西方面にも傳播して地方の中小銀行を脅かし、同日中埼玉縣下、京都市内京都府下及大阪市内に各一行宛計四行、即ち京濱兩市の分とを合せ、一日中に休業銀行八行を出した次第であつて形勢漸く重大ならんとして來た。

そこで日銀は非常貸出しを斷行して民間銀行の救済に處應し、又大藏大臣日銀總裁の名を以て財界安定に關する聲明書を發表し、その沈靜に努めたが、それが多少の効果を齎らしたるものか、左しも金融恐慌状態も幾分薄らぎ來り、民心も稍平靜に返つた。

然るに臺灣銀行及同行と特殊の關係ある神戸鈴木商店の窮狀端なくも世間に曝露さるゝに及びて、財界はこゝに再び第二次の恐慌を惹起するに至つた。即ち三月二十七日臺灣銀行に於ては、政府當局の指圖に依り、其の整理の進行上、同行と特殊の關係にあり。又た其最大取引者たる鈴木商店に對し新規貸出を一切中止する旨を通告した。而して更に四月に入り、鈴木商店の内情愈々急迫となり、同店は内外に於ける一切の新規取引を自發的に一時中止することを發表せし爲め、一層不安熱を煽つた。而かも一朝鈴木商店の破綻を惹起するとせんか、其の影響は同店の系統事業たる全國を通ざる六十有餘の諸會社に及び、之が資本總額にても四億圓の巨額に上り、此等の總債務額は臺銀關係三億五千萬圓の外約一億圓合計四億五千萬圓の巨額を算し、是等直系、傍系の諸會社は當然本店鈴木商店の失脚と時を同うして資金難より取引中止に陥り、延ひて倒産すべきは豫想に難からず。鈴木店の整理難は結局臺銀の鈴木系統に對する三億五千萬圓の債權取立の不能を惹起し、延ひて臺銀自身の整理上に一大

困難の發生する事疑ひないので、平常同行に對しコールを放出せし各銀行は此狀勢を見て急激にコールの回收及再割引手形の買戻を同行に迫るに至つた。是に於て臺銀は事實上經營困難に陥り、更に四月四日臺銀調査會官制決定し、後ち該調査會の開會と共に、臺銀の内情急迫の報外部に發表せらるゝに及びて、臺銀の整理至難の事情漸次暴露し來つたので臺銀に對する取引銀行の決済督促は矢の如く向けられ、尙預金者も漸次取付を行ふ者増加し、臺銀は益窮境に陥つたので、當局者は茲に萬策盡きて遂に救済を政府並に日銀に懇ふるに至つた。

斯く鈴木商店並に臺灣銀行の整理至難の報は全國的に深刻なる衝動を與へ、特に關西方面の財界は神戸鈴木商店の關係筋に近接せる意味に於て、著しく不安濃厚の状態に陥り、四月八日、神戸に於ける鈴木關係の六十五銀行の取付は連日に互りて行はれ、遂に同行の休業を見るや、同市の各銀行は何れも取付の影響を直接に受け、尙ほ此の不安は大阪にも飛火し、次で全國に及び、茲に我が財界は全國的に恐慌の趨勢を惹起した。

此に於て若槻内閣は四月十三日閣議を開きて協議の結果、今次財界不安の源泉たる臺銀救済の議を決し、憲法第八條及第七十條の規定に基き、國庫の損失補償を前提とする二億圓の

非常貸出案を緊急勅令によりて處理すべく、同勅令案を十四日の臨時樞密院會議に諮詢した樞密院側は緊急勅令に依る非常手段については違憲論強烈にして

(一) 憲法第八條中に其災厄を避くる爲め緊急の必要によりとの文句あるも、今回の緊急勅令は右災厄を避くるといふ條項に當らず。

(二) 憲法第七十條に内外の情形に因り帝國議會を召集する能はざる時とあるも、今日の場合は帝國議會を召集すること能はざる場合にあらず、故に第七十條の要件を具備せず。

(三) 政府は第五十二機會に於て震災手形善後處理法案の通過に依り、臺銀の救済は充分なりと屢言明せるに拘らず、議會閉會後二句を出でざる今日に於て臺銀救済の緊急勅令案を出すは不當此上なし。

との三理由で否決に決し、政府側が百方諒解運動に努めたるも効なく、四月十八日の本會議に於て閣僚以外誰れ一人政府に賛するものなく、殊に伊東顧問官の如き徹底的に若槻内閣を糺弾し、陛下の御前に於て「若槻首相は上御一人の聰明を蔽ひ奉り、下國民を欺瞞するものなり」との樞密院あつて以來未だ嘗て類例なき弾劾をなした。

斯くて緊急勅令案が否決の運命に陥りたる結果、若槻内閣は直ちに臨時閣議を開きて總辭

職の議を決し、首相は關係の辭表を纏めて赤坂離宮に參内、辭表を閣下に捧呈し、若槻内閣は茲に終焉を告げた。

第七章 田中内閣成立

四月十七日若槻内閣總辭職の議を決して、閣員の辭表を閣下に捧呈するや、後繼内閣組織に付き西園寺公に御下問あり、河井侍從次長は同夜京都に急行し、清風莊に園公を訪問御下問の聖旨を傳達し、其奉答を齎らして十九日朝歸京直ちに宮中に伺候委曲復奏する所あり。その結果政友會總裁田中義一男に組閣の大命降下した。憲政會内閣倒るゝ以上、政權は當然政友會に歸すべき譯であるけれども、一方には憲本聯盟あり。數の上よりすれば此方が多數であるから、或は憲本聯立内閣の成立を見るに非ずやと想像するものもあつたが、憲政の常道により田中總裁に大命降下したのである。田中總裁は直ちに既定方針により組閣の準備に入り、同夜大體の入閣顔觸れを決したが、研究会方面より入閣の策動行はれて來たので、二十日午前改めて長老會議を開き協議の結果、研究会側の希望は斷然拒絕するに決し、政友會内閣の顔觸れを全部決定した。親任式は廿日午後六時舉行せられ田中内閣茲に成立した、即ち左の如し。

兼内閣總理大臣 兼外務大臣	男爵 田中義一
内務大臣	鈴木喜三郎
大藏大臣	高橋是清
陸軍大臣	白川義則
海軍大臣	岡田啓介
司法大臣	原嘉道
文部大臣	三土忠造
農林大臣	山本悌二郎
商工大臣	中橋徳五郎
逓信大臣	望月圭介
鐵道大臣	小川平吉

次で鳩山一郎氏は内閣書記官長に、前田米蔵氏は法制局長官に、宮田光雄氏は警視總監に任ぜられた。

▲政務官任命 各省政務次官並に參與官は全部政友會員より出すことに決し、廿二日左の如く任命せられた。

内務政務次官	武藤金吉
同 參與官	加藤久米四郎
外務政務次官	森 格
同 參與官	植原悦二郎
大藏政務次官	大 口喜六
同 參與官	山 田 義一
陸軍政務次官	竹 内友治郎
同 參與官	高 草美代藏
海軍政務次官	内 田 信也
同 參與官	松 平 君平
司法政務次官	濱 田 國松

同	參與官	黑	住	成	章
文部政務次官	山	崎	達	之	輔
同	參與官	安	藤	正	純
農林政務次官	東				武
同	參與官	砂	田	重	政
商工政務次官	吉	植	庄	一	郎
同	參與官	牧	野	良	三
逓信政務次官	秋	田			清
同	參與官	向	井	倭	雄
鐵道政務次官	上	埜	安	太	郎
同	參與官	志	賀	和	多
					利

▲大命拜受報告 十九日午前田中總裁の内閣組織の大命を拜受するや、政友會は同日午後二時半より本部に常議員と在京代議士の聯合會を開き、山本幹事長より今日總裁御召に

依り参内、後繼内閣組織の大命を拜せられたりと報告し、次で田中總裁は

私は諸君の御後援に依て今日後繼内閣組織の大命を拜するの光榮を得たのであります。然しながらこれは偏に英明なる陛下が我黨の傳統的精神と實力とを御認め下された結果であります。こゝで陛下の有難い御言葉の内容は申上げられぬが、御年若き陛下には多難なる我國の現状について、一方ならず御軫念遊ばされた結果内閣組織の大命を賜ふた外、國家内外の情勢について極めて有難い御詔を賜つたのであります。私は茲に一大決心を致し身命を抛て御奉公を致したいと思ふて居ます。どうか黨員諸君は私の統制に十分に服従し下さつて、全員一致の御後援を願ひたいと思ふ。私をして後顧の憂なく、安んじて國家の爲に十分の御奉公をせしめらるゝ事が、總て諸君が國家に對する御奉公であり、政友會が政黨として國家に盡す道であると信じます。今後私も多忙になるから今日迄の如く諸君と接近する機会がないと思ひますが、諸君に於かれても此點を諒として從來と相變らぬ御後援を願ひたい。

との挨拶を述べ、小久保喜七氏より左の如き決議案を提出し、満場一致可決した。

決議

吾人は絶対に我黨總裁に信頼して其指導の下に益々一致結束して國家の爲に努力せんことを期す。

▲新内閣の聲明 新内閣成立と共に田中首相より内治外交方針を左の如く聲明した。

内治外交方針聲明

私は今般大命を拜して内閣を組織し、こゝに就任の初頭に於て左の如く言明し得ることを欣快と致します。内政につきましては、取敢へず現下財界の不安を一掃し、其他は國民精神を作興し、産業立國を根本の基調として、政務の刷新、教育の改善、地方分權、農村振興及び社會政策の實施を計り、且つ司法權の尊嚴を維持するにあります。又外政については現下差迫り直接我國及び極東にとつては重大問題は支那の事態であります。支那國民の正當なる要望に對しては深甚の同情を有して居りまして、篤と内外の情勢を考量し、其の達成について相當の援助を惜むものではありません。

併し、之れが達成には自ら順序あり方法ありと思ひます。この點に顧慮を置かずして徒らに支那の動亂を彌やが上に激甚ならしむることは決して支那國民の本意であるまいと信ずるのみならず、支那と諸外國との關係につきましても支那國民の正當なる要望が達せらるゝ以上、之れを危殆に陥れることは決して支那國民の望む所ではあるまいと思ひます。而して支那に對して重大の關係を持つて居る諸外國の態度を見るも、又た支那國民の正當

なる要望を容るゝに吝さかでないものと信ぜられる、かく觀察し來れば、私は諸外國と支那との間に於て兩者の關係に何等險惡なる事態を醸さずして、支那國民の正當なる要望を達成するの途は自ら存すると云ふことを確信して疑はざるものであります。

此點については支那國民の慎重なる反省熟慮を希望せざるを得ない、若し夫れ支那に於ける共產黨の活動に至りましては其の結果如何によつては直接に最も影響を受ける虞れある我國の立場として、又東亞全局保持について重大なる責任を感じて居る日本として全然之れに對して無關心である譯には參らぬ。況して世界の平和と、一般人類の福祉との上から考ふるも、極めて重大視すべき事態である。よつて是等の見地よりして時機と問題と共に方法によつては列強との協調を保持すべきは勿論であります。而して私は右の如き我國の立場は隣國ロシアに於ても十分諒とすること、信じます。

最後に一般的に日本と列強との關係につきましては、我國の正當なる經濟的發展は列強の固より歡迎する所たるを疑はないのであつて、私は世界の平和と秩序とを保持し、一般人類の福祉を増進することに向つて共にともに盡したいと思ふ。

▲金融恐慌救済 最初田中政友會總裁が組閣の大命を拜するや先づ特に經濟界の安定

に對して、深甚の考慮をなし、直ちに高橋前總裁を訪ね、時局の重大に顧み是非とも厭起せられんことを懇請した。前總裁は老齡で政界隱退の身なれども總裁の懇請に動かされて、再び邦家のために此大任を引受けた。

新藏相は就任の其夜を徹して金融恐慌安定策に専念した。然も此時既に臺灣銀行の休業によりて一大衝動を與へられたる預金者等は、豫てより兎角の風評ありし十五銀行に向て殺到しつゝあつた。民衆の心理作用は其傳播の迅速なること疾風の如くで、高橋藏相就任の翌日（廿一日）十五銀行は遂に閉店の已むなき破目に至つた。臺銀、十五とも孰れも三億以上の預金を有し、前者は半官半民の銀行として海外にまで普く其名を知られ、後者は華胄社會に廣く根柢を有する銀行なれば、從來兎角の風評ありたりとするも、閉店の如きよもやと思はれたるに事既に此處に至る、預金者といふ預金者は不安の念に襲はれざるものなく、銀行といふ銀行は悉く國民の信用を失し恰も預金者總動員の始まりたる如き有様となり、三井、三菱安田の如き大銀行さへ相當に取付を受けたのである、今や尋常一様の手段を以てしては到底人心を安靜に歸せしめざることを明らかになつたので、高橋藏相は廿一日夕刻に至り、全國に

對し支拂猶豫令實施の決斷をなし、閣議の決定を経た。

▲支拂猶豫令公布 然も緊急勅令による支拂猶豫令實施のためには樞密院の同意を必要とする。依て政府は其夜半より之れに着手したるも愈々樞府の決議を経てこれを公布する迄の間は、是非とも各銀行の自發的休業の要がある。幸ひ銀行側の意見と政府の見解とは一致し、東京手形交換所は廿一日夜臨時總會を開て廿二、廿三の兩日間自發的に臨時休業を行ふことに決定し、之を大阪其他全國主要の都市に打電して各地一齊に休業を行ふこととした。斯くて其翌日廿二日午前高橋藏相は病氣引籠中の首相代理として赤坂離宮に參内委曲奏上、樞密院へ御諮詢の手續を執り、樞密院は直ちに精査委員會を開いて高橋藏相の説明を聽取したる上これを可決、午後本會議を開て平沼精査委員長より、本案可決の報告あり、伊東顧問官は起つて

若槻内閣の緊急勅令案は臨時議會を召集せずして財政上の緊急處分をなさんと企てしのみならず、當時の財界は未だ憲法第八條の要求する公共の災厄を避くるため緊急の必要と云ふ條件を具へて居なかつた爲に樞密院は違憲であるとして否決した

のであるが、今日の財界は混亂其極に達せんとし、緊急に何等かの施設を要する。此時に當り新内閣は支拂猶豫令を公布して緊急處分をなし、一面臨時議會召集の手續を執らんとするのであるから、若槻内閣の緊急勅令案とは其性質事情に於て著しき相違がある。故に今回の緊急勅令案は憲法第八條の要求する公共の安全を保持し、又は其災厄を避くるため緊急の必要と云ふ條件を充分に備へて居るから、本案は可決すべきものである。

との賛成演説をなし、滿場一致を以て委員會報告通り可決。仍て政府は右勅令案を閣議の決定を経て上奏裁可を仰ぎ即日公布施行し、同時に其地域に關する單行勅令をも併せて公布した。即ち左の如し。

支拂猶豫緊急勅令

第一條 昭和二年四月二十二日以前に發生し同日より同年五月十二日までの間に於て支拂をなすべき私法上の金錢債務にして債務者が別に定むる勅令を以て指定する地區に住所又は營業所を有するものについては二十日間其の支拂を延期す但し

債務者が其の地區外に他の營業所を有する場合に於て其の營業所の取引に關する債務についてはこの限りにあらず。

第二條 左に掲ぐる支拂については前條の規定を適用せず。

- 一、 國府縣其他の公共團體の債務の支拂。
- 二、 給料及び勞銀の支拂
- 三、 給料及び勞銀の支拂の爲めにする銀行預金の支拂。
- 四、 前號以外の銀行預金の支拂にして一口五百圓以下のもの。

第三條 手形其他之れに準ずべき有價證券に關し昭和二年四月二十二日より同年五月十二日までの間に第一條に規定する地區に於て權利保存の爲めになすべき行爲は其の行爲をなすべき時期より二十一日以内に之れをなすによつて其の効力を有す。

附 則

本令は公布の日より之れを施行す。

△地域に關する單行勅令

昭和二年勅令第九十六號第一條により地區を指定すること左の如し。

内地

本令は公布の日より之を施行す。

電光石火的の支拂猶豫令發布は其効果眞に著しく、全國の銀行は四月二十二日以来日曜日を加へて三日間休業し、二十五日を以て支拂猶豫令の下に一齊開店したが、一兩日前まで頗る險惡なりし人心は頓に安定し、各行とも取付騒ぎは殆んど其跡を絶ちて寧ろ手持無沙汰の光景を呈した。

併し支拂猶豫令は全國に涉り一時大雨を降らして人心を冷却せしめたるに止まり、決して之のみでは財界の安定を策する能はざるは勿論である。即ち支拂猶豫令公布と同時に日本銀行をして極力民間銀行に對して預金支拂の準備資金を充實せしむるために其貸出しを勵行せしめねばならぬ。日銀が貸出しを勵行せんが爲には其損失に對し國家の補償を前提とせざる可らざるや論を俟たない、されば政府は日銀の此非常貸出しに對し五億圓の限度内に於て損

失補償を與ふるの案を定めた。同時に臺灣銀行の休業は臺灣内に於る新附の民の統治上由々しき結果を及ぼす處れあるのみならず、海外に於る信用維持の上より云ふも一日も等閑に附するを得ざる事情あるに鑑み、是れ亦日銀をして非常貸出しを行はしめ、其損失に對して國家に於て二億圓の限度に於て保障することにした。

以上三案孰れも臨時議會を召集して或は事後承諾を求め、或は法律案の成立を圖るの憲法上當然の處置なるを信じ政府は速かに臨時議會召集の手續を執つた。

▲政友本黨大動搖 田中内閣の成立により最も打撃を受けたものは政友本黨で、本黨としては憲本聯盟より進んで憲本同盟を策するの外なきに至り、四月下旬より兩派は各選考委員を出して之が具體案を議了するに至つた。而も名は合同といふも實は憲政會の本黨併合に外ならないので、同黨の領袖杉田定一、元田肇、川原茂輔外二十餘名の諸氏は五月一日斷然本黨を脱し、杉田氏は直ちに政友會に入黨したが、他の諸氏は別に昭和俱樂部なる一交渉團體を組織した。そこで政友會の岡崎邦輔並に山本幹事長、廣岡總務の三氏は元田肇氏を訪問して政友會へ入黨を勸告し、元田氏も從來の行掛りを一切水に流して政友會に入黨する事と

なつた。依て三氏は更に他の昭和俱樂部員に對して同様の勸誘を試みたるに、川原茂輔、三浦數平、井出繁三郎、山谷徳次郎、田口文次、森田政義の六氏は即刻入黨に決し、松浦五兵衛、中山貞雄、高木第四郎、宮崎友太郎、中村四郎兵衛、上原好雄の六氏もそれ〴〵選舉區と諒解の上入黨することゝなつた。これより先き憲本合同に反對して本黨を脱したる加藤鏝五郎、丹下茂十郎、浦野謙朗、清水市太郎の四氏並に同理由により五月六日本黨を脱したる三輪市太郎、中谷貞頼兩氏、又曩に憲本聯盟に反對して本黨を脱したる貴族院議員川村竹治氏も政友會に入黨した。斯くて本黨は大動搖を來たしたが、政友會は此入黨により所屬代議士百八十名を算するに至つた。

▲民政黨創立 六月一日憲本兩黨合同して立憲民政黨を組織し、濱口雄幸氏新に總裁に推戴せられた。同黨の創立宣言左の如し。

宣 言

世界の進運は年々速度を加へ環境の變化は絶えず幾多の新問題を提供する。我國は憲政を布きて四十年、過去を顧み現状に即し今や普通選舉の實施と共に國民的大

飛躍を爲して、外に世界の進運に寄與し内は國勢の變局に善處せねばならぬ。しかし内外重要の時期に際合し之に相應ずる大飛躍を爲すには一定の順序を追ひ進むありて退くなく、一步は一步よりその力を増さねばならぬ。吾人が立憲民政黨を創立するは、さきに政治を基礎として秩序ある局面轉開を實現せんが爲である。

立憲民政黨は國體の精華に鑑み一君萬民の大義を體し國民の總意に依つて責任政治の徹底を期するものである。そも〴〵複雑なる現代の社會組織には正義に本づく政治的統制がある。その強き政治上の力は國民の總意を標徴し國民に對し責任を負ふものでなくてはならぬ。即ち吾人は普通選舉によりて全國民の要求を帝國議會に集注し天皇統治の下に議會中心政治を徹底せしめんことを要望する。

立憲民政黨は外交に於て國際正義を高調する。國際正義は通商經濟土地資源に關する國際的原則の上に之を具體化し以て世界平和の基礎とせねばならぬ。我國民はその存立を確保して世界の進運に寄與すべき貴き使命を自覺する。吾人は現代人類の間の磅礴たる正義の精神を把握し國を擧げて道を行ふの決意を固めねばならぬ。立憲民政黨は經濟、金融、産業、資源を國家の意思に依つて整調し、自由競争の

能率を善用し社會公衆の福利に合致せしめんことを要求する。整調せずして干渉し、自立せずして依頼するは政治、經濟上の通弊である。生産は之を合理化してその能率を高め、分配は之を社會正義に則りて都市農村にわたる。國民生活の不安を去り社會共存の原則を樹立して階級闘争の禍根を除くは政治の重き使命である。

立憲民政黨は時代の趨勢を察して教育を刷新し、日新の社會に處し品性あり實力ある國民を養成せんことを要求する。夙に眞理を熱愛するの精神を鼓舞し一面固陋なる思想の拘束を除き、他面輕薄なる妄斷の習癖を去るは所謂思想善導の眼目である。就學上の機會を均等にすることは國民教育の要諦である。模倣詰込の弊を廢し、獨創自發の力を養ふは潤達有爲の個性を助長する所以である。立憲民政黨は斯の如くして教育制度を改善すると共に、社會を學園となし經驗を師友と爲さしめんが爲め學校との連絡を緊密ならしめんことを主張する。

立憲民政黨は内部の組織に於て役員公選の原則を確立し、役員は黨員の信頼を受け責任を明白にし黨務を執行する。かくて立憲民政黨は政界積年の弊害を打破し黨員の總意により公明の發動に出づべき體系を完備する。

吾人は叙上の大綱をかゝりて江湖に訴へ、新興勢力を糾合して日新の經綸を行はんことを提唱する。今や普通選舉實施を前にして政局轉換の基準は確定せられた。立憲民政黨は野にありて權威を發揮すると共に朝に立て國務を擔任するの重大責務を有する。即ち廣く天下に宜して吾人と志を同じうし患を共にする公衆の協力を切望する。

第八章 第五十三議會

財界の不安を一掃すべき重大意義を有する第五十三回帝國議會は五月三日を以て召集せられ、翌四日の開院式には聖上陛下親臨して優渥なる勅語を賜つた。此日は實に御登極初めての御親臨にして壯嚴の氣場内に溢れた。

▲本會議員總會 臨時議會召集の前日(五月二日)政友會は同議會に對する陣容を整ふべく議員總會を開き、山本幹事長一場の挨拶をなしたる後、更に貴族院議員杉田定一氏が本黨を脱して我黨に入會せる旨を報告し、終て田中總裁は左の挨拶を述べた。

諸君第五十三議會は我黨内閣組織後始めての議會であります。殊に此の臨時議會は、財界混亂對策の爲め立憲的に堂々と開くべしとの我黨の主張であつたのであります。私は此の主張に基き斯く組閣早々之を決したのであります。申す迄もなく今回の臨時議會は、財界の混亂收拾すべからざる状態に對し、臨機の處置を爲すために召集されたものであります。此の議會に於ける成果は、今日の民心の動搖、財界の混亂に重大意義を有するから、諸君は我黨傳來の精神を失はず。又昭和新政に於ける我黨第一黨の内閣なるが故に、充分其態度を慎重にして之

に臨まれんことを切望致します。要するに今期議會に提出せる補償法案及び臺灣銀行救済に關する案の如きは最も焦眉の急を要するものなるは勿論、帝國の海外に對する信用に係るものである。殊に前政府の聲明せる事柄に鑑み、吾々も亦其の責任を分つのであります。徒に内閣の更迭したるを理由として前政府の遺政の如きは捨て、顧みぬと云ふ事は避けねばならぬ。苟も海外に聲明したる以上、如何に反對内閣と雖も、國家の大局より見れば共同責任に任せなければならぬ。此意味に於て曩に樞密院に於て反對したる案を提出するのであるが、此邊に就ては諸君は國家の爲に虚心坦懷努力せられんことを望むのであります。

次で鐵道大臣小川平吉氏は國務大臣を代表し、内務省政務次官武藤金吉氏は政務官一同を代表してそれ〴〵挨拶する所あつた。

▲院内役員 臨時議會の政友會院内役員左の如く決定發表された。

院内總務 小久保喜七、八田宗吉、井上孝哉、渡邊祐策、原田十衛、板野友造。

院内幹事 高井商二、加藤知正、佐々木長治、矢野鉉吉、森島昶、藤川清助、坂梨哲
古林新治、難波清人、高木晉藏。

▲首相藏相の演説 政府は開院式終了後左の三案を議會に提出した。

一、日本銀行特別融通損失補償法案。
一、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案。
一、昭和二年勅令第九十六號承諾を求むる件。
衆議院は五日、日程に入り右三案を一括して議題に供し、田中首相、高橋藏相より左の如く其趣旨の説明演説があつた。

田中首相の演説

諸君不肖大命を拜して内閣を組織し、こゝに臨時議會に於て諸君と相見ゆるの機會を得ましたことは、私の光榮とする所であります。我財界は大震災の餘禍を受けて以來、産業貿易は何れも不振を免がれませぬ。従つて經濟界一般に尙不況の状態にあります。殊に去る三月中銀行の休業を動機と致しまして、次第に財界の安定を失ひ四月に入つて一層不安の氣分を増進した跡があります。而して偶々臺灣銀行救済に關する緊急處置に就て、政局の今次の展開を餘儀なくするに至りました事は、諸君既に御承知の通りであります。

仍て政府は改めて財界の不安に對する精密なる考察と、慎重なる判斷とを遂げ、先づ緊急勅令を以て臺灣及び南洋諸島を除きたる帝國の各地方に互りて支拂猶豫の制を施行し、一面人心混亂の恐ある流言蜚語の防止に努めたのであります。全國の各銀行も政府の方策に順應し、それ〴〵善處の方法を執り、相助けて財界の安定に努力し、政府に於てはまた支拂猶豫期間中、財界の根本的救済策を講ずる爲め直に臨時議會のことを決しました結果財界人心共に平靜に歸しました事は、國家の爲め眞に慶幸とする所であります。私は此の機會に於て、我國民が互に自重して財界の圓滑なる進展に貢獻せられんことを切望に堪へません。

政府は支拂猶豫令に引續き、更に財界の安定、海外に於ける帝國の信用維持、竝に臺灣統治の必要上、日本銀行をして特別資金を融通せしむるの途を講ずるの急務なるを認め、之れに關する法律案を今期議會に提出致し、又支拂猶豫に關する緊急勅令の事後承諾をも求むる次第であります。其の他一般の事項に關しましては、今回の通常議會に於て所信を陳述し、案を具して諸君の御協賛を請ふ積りでありますから、右今期議會の提案については、十分御審議の上、速かに御協賛あらんことを希望致します。

高橋藏相の演説

私は今回大藏大臣の重任を拜し、財界今日の難局に處しますことは其の責任の極めて重きを感じる次第であ

ります。御承知の通り本年三月中旬、東京に於ける一二銀行の休業に依つて、我金融機關に對する信用の動搖を來たし多數銀行の取付となり、一般預金者の不安は四月二十一日に至つて殆ど其の極に達し、東京、大阪は勿論全国各地に預金の取付を現出した爲めに、財界は大混亂に陥つたのであります。政府は組閣早々の際非常臨機の處置として支拂猶豫の緊急勅令を發布すると同時に、臨時議會を開くことに決定致しまして、こゝに人心一時の安定を計つたのであります。幸に全國銀行は之れと相待つて四月二十二日より二日間の休業を發表し、以て支拂猶豫の効果を全からしめ、財界の危機を脱することを得たのであります。

政府は以上の経過により、茲に財界安定の方策として日本銀行特別融通及損失補償法案並に臺灣の金融機關に關する法律案を議會に提出し、支拂猶豫に對する事後承諾案と共に、こゝに諸君の御協賛を求むることとなつた次第であります。財界の状況に付ては先に申上げました通りの次第であります。蓋し今回の如き財界大動搖の際に於きましては、之が安定を期する爲めには、先づ以て金融機關に對する預金者の不安の念を除き、人心を平靜ならしむるを必要とするのであります。よつて政府は是に本法案を提出した次第であります。即ち日本銀行は各銀行より其預金の支拂準備に充つる爲め資金融通の請求がありました場合、預金者を安心せしめ、財界の安定を圖る爲めに必要であると認めたる時は、常軌によらざる貸出をなし、以て銀行の預金支拂準備金を充實せしむる

と共に、他方之れにより日本銀行が損失を蒙りたる爲め、其の中央銀行としての地位を危くするが如きことなからしめん爲め、日本銀行に對し國家が其の損失を補償すべきことを約するのは、此際洵に已むを得ざる處置と考へる次第であります。又其損失決定をして公正ならしむる爲め、勅令を以て特別融通損失審査會を置くことに致し、而して日本銀行に對する補償は公債交付を以て之をなす事を得る途を開きました。本案は此くの如く預金者を安心せしめ、財界の安定を期することを目的となすものでありますから、特に日本銀行内に特別融通に關する委員を設けまして、本案の精神が十分行はれますやう致す考へであります。尙日本銀行に對する命令書其他を以て本案の運用に萬遺漏なきを期する考へであります。又日本銀行は支拂猶豫令公布の日から、既に本法に規定してありますと同様な特別融通を行つて居るのでありますから、之れに對しても又本法を適用して損失を補償することが出来るものとするのを適當と認めまして、其の適用を同日まで遡らした次第であります。

次に臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案に付き説明を致します。

本年三月中旬以降に起りましたる内地財界動搖の後を承けまして、臺灣に於ける金融機關も極めて不安の状態にあるのであります。若し是等金融機關の機能を維持することが困難となりますれば、臺灣の經濟界は極度に混亂し臺灣統治の全體に重大なる影響を及ぼすこととなるのであります。又特殊銀行たる臺灣銀行は、海外各地に

支店を設置し、我國の爲替銀行として重要な任務に従事して居るのであります。故に同行の海外支店に於ける債務の支拂は、我對外信用を維持する上に於て、極めて必要なことでありまして、從來政府も屢々之れを聲明し來たのであります。以上二つの理由に基きまして、政府はこゝに日本銀行をして臺灣に於ける諸金融機關に對し資金の融通を爲さしめんとするものであります。而して其融通金額の限度は、是等の諸金融機關の預金其の他の債務及び銀行券發行額を參酌し、之に二億圓と致しました。政府は之れに依つて所期の目的を達し得ることを信じて居る次第であります。尙臺灣銀行の根本的整理に至りましては、専ら臺灣銀行調査會の成案を待つ次第であります。右調査會に於て速かに成案を得んことを期待して居ります。何卒御審議の上本案に對し速かに協賛を與へられんことを希望致します。

▲財界安定案通過 日本銀行特別融通損失補償法案と臺灣の金融機關に關する資金融通に關する法律案とは、四十五名より成る同一委員に附任せられ、委員會は五日午前十時二十分より町田委員長の下に内外の視聽を集めて開會せられた。同委員會に於る野黨側の質問及政府の答辯の要左の如し。

(質問) 第一案に於て補償を五億圓とせる計算の基礎如何。

(答辯) 我國預金の總額は約百五十億圓なり、大計上之を百億と見做し、各國の預金取付けのレコードを案ずるに最高三割五分なり、故に五割と假定し、其の取付けに應ぜんが爲め五十億の貸出を要す。其の一割を補償すれば可なりと信じ、五億と定めたり。

(質問) 特別融通の期間を一ケ年とせるは長きに失せざるや。

(答辯) 三ヶ月、六ヶ月、一年等の説ありたるも、政府は種々實際上の點を考慮し、一年と定めたり。

(質問) 書換融通の點を十年とせるは長きに失せざるや。

(答辯) 政府は單に預金取付けの急に應ぜしめん爲めのみならず、銀行の整理改善を副作用として成就せしめんと欲するが故に十年と定めたるなり。

(質問) 蔵相は通貨の膨脹は物價に關係なしとの持論なるやに承知す、果して然るや。

(答辯) 余は通貨の數量と關係なしと論斷したること未だ曾て無し。

(質問) 休業銀行に對し何故此の特別融通法を適用せざるや。

(答辯) 休業したる銀行と雖も、重役にして私財を提供し、又預金者とも了解を遂げ、將來開店して營業繼續の見込み確かなるものに對しては相當の力添をなすべし。即ち先以て日銀と交渉を進めしめ、愈々開店するとせば、其瞬間より日銀は非常貸出を行ふべし。唯だ將來の見込なきものに迄本法を適用せしむる能はざるは勿論なり。

(質問) 信用組合を除外せるは不可なりと信ずるが如何。

(答辯) 信用組合に對して別箇の救済手段を講ずる考なり。

(質問) 地方銀行が閉却されて大都會の銀行のみ本法の優遇を受くるに至るべきを恐る。

(答辯) 左様なる懸念あるべき筈なし。地方銀行の専ら貸出し居る不動産及び從來日銀の採らざりし擔保に對しても資金化の道を開くものなるが故に地方銀行は頗る其位置を安固にするを得べし。

(質問) 日銀見返り品の種類を擴張するや。

(答辯) 然り、同時に其貸附割合も大に擴張する考なり。

(質問) 臺灣銀行は臺灣に在る本店は營業を繼續し、内地に在る支店は休業中なり。政府は法律上此の兩者を如何に見るや。

(答辯) 法人の人格は一あるのみ。従つて本店が開業しつゝある以上、臺灣銀行は法人として無論生きて居る筈なり。

(質問) 然らば、内地支店への預金者は臺灣の本店に對し支拂請求をなし得るや。

(答辯) 法律上爲し得べし。

(質問) 第一條「日本銀行は銀行より預金の支拂準備に充つる爲め資金融通の請求ありたる場合」とあり、其の銀行には何等の制限なきを以て休業中の銀行をも其中に含むものと解釋するを至當とす。然らば休業銀行より融通の請求ありたる場合にも日銀は貸出しの義務を生ずるにあらずや。

(答辯) 政府は營業中の銀行にのみ適用する精神を以て本案を立案したり。其の意味は後文によりて自ら明瞭なるべし。

此の最後の點の解釋に關し政府當局と在野黨とは其見解を異にし、數次法文解釋上の押問答を繰返へし、委員長は二回まで會議を休憩し、一致點の發見を求むる所あり。爲めに七日

午後十時に至るも審議終了するを得なかつたが、漸く會期の最終日たる八日午後に至り、在野黨より左の修正案を提出した。

第一條 日本銀行はの下に「現に預金の拂戻停止中に非らざる」を加ふ。
同上二項として「現に預金の拂戻停止中の銀行にして將來營業繼續の見込あるものに付ては前項の規定を適用す」
同上三項「日本銀行が前二項の特別融通をなすに付ては特別融通審査會の議を経ることを要す」「特別融通審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む」を加ふ。

△附帶希望條件

- 第一、日本銀行特別融通及損失補償法並に臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律の運用に付ては、政府は損失補償を減少するに努むること。
- 第二、日本銀行が特別融通を爲す場合に於ける割引歩合は、國債以外の擔保貸付歩合以上たること。
- 第三、日本銀行が不動産を見返りとして融通するに際しては、成るべく其の手續を簡捷にすること。

第三、信用組合中、員外預金は其の制度並機能に於て貯蓄銀行と同一視すべきものなるに依り、産業組合中央金庫をして特別融通の途を開く爲政府に於て機宜の處置を執ること。

以上の修正は政府提案の趣旨及び大藏大臣の説明と本質上何等相違する所なきものである。唯だ政府の原案にては疑義を生ずる怖れありたるに對し法文を一層明確ならしめたるものに通じず。是に於て政友會も進んで之れに賛意を表し漸く委員會を終了した。斯くて八日午後三時三十分に至り、補償法案は漸く本會議に上程せられ、大多數を以て可決し直ちに之を貴族院に廻付した。

又支拂猶豫の事後承諾案は廿七名の特別委員に附託せられ、委員會は異議なく、本會議亦滿場一致にて承諾を與ふるに決し貴族院に回付した。

貴族院にては二補償法案に付き菅原通敬氏の質問ありたる丈けにて、三案とも委員會の手を経て本會議に移され、午後十時二十分滿場一致にて貴族院を通過した。確定補償法案左の如し。

日本銀行特別融通及損失補償法案

第一條 日本銀行は現に預金の拂戻停止中にあらざる銀行より其の預金(定期預金を含む)の支拂準備に充るため資金融通の請求ありたる場合に於て財界の安定を図る爲め必要ありと認むる時は之に對し手形割引の方法に依り大藏大臣の定むる特別融通を爲すことを得。

現に預金の拂戻停止中の銀行にして將來營業繼續の見込あるものに付ては前項の規定を適用す。

日本銀行が前二項の特別融通をなすに付ては特別融通審査員の議を経ることを要す。

特別融通審査會の組織及び権限は勅令を以て之を定む。

第二條 日本銀行が前條の特別融通の爲めにする手形割引を爲すことを得る期限は本法施行の日より一年とす。

第三條 第一條の特別融通の爲にする手形の書換の爲に振出したる手形の割引に依る特別融通の期間は本法施行の日より十年を超ゆることを得ず。

第四條 政府は本法に依る特別融通に因りて日本銀行が損失を受けたるときは同行に對し五億圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すことを得。

前項の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む。

第五條 本法に依る特別融通に因りて日本銀行の受けたる損失及其額は特別融通損失審査會之を決定す。

特別融通損失審査會の組織及権限は勅令を以て之を定む。

第六條 第四條第一項の契約に基き政府が日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は五分利附國債證券を以て之を交付す。

第七條 政府は前項の規定に依り交付する爲め必要なる額を限度とし公債を發行することを得。

第八條 本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む。

附則 本法は公布の日より之を施行す。

昭和二年四月二十二日より本法施行の日の前日迄に日本銀行の爲したる手形割引に

依る融通にして第一條の特別融通に相當するものは之を第一條の特別融通と看做す。

臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案

第一條 政府は臺灣統治の必要上臺灣に於ける金融機關をして其の機能を維持せしむる爲め又は海外に於ける帝國の信用を維持する必要ありと認むるときは日本銀行をして臺灣に於ける金融機關に對し手形割引の方法に依り二億圓を限り資金の融通をなましむることを得。

第二條 日本銀行をして前條の融通の爲にする手形割引を爲さしむる期間は本法施行の日より一年とす。

第三條 政府は本法に依る融通に因りて日本銀行が損失を受けたるときは同行に對し二億圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すことを得。

第四條 本法に依る融通に因りて日本銀行の受けたる損失及其額は日本銀行特別融通及損失補償法第五條の特別融通損失審査會之を決定す。

第五條 日本銀行特別融通及損失補償法第三條、第四條第二項及第六條乃至第八條

の規定は本法に依る融通之に因る日本銀行の損失及其の補償に關し之を準用す。

附 則

本法は公布の日より之を施行す。

▲樞府彈劾決議案 民政黨は樞密院が前内閣時代緊急勅令案に反對せるを心外なりとし

七日左の如き決議案を提出した。

前内閣が財界の動搖を防止し、公共の安全を保持し緊急の必要に應ずるが爲め緊急勅令案を奏請せるに樞密院が之れに反對の意見を奏請し、財界空前の動亂を惹起せしは不當なりと認む。右決議す。

其要旨は樞密院が事實の認定を政府當局と争ひ、政治の内容に干渉し、緊急應變の處置を取らざりしは誠に越權擅斷の沙汰である。仍て政治道徳上樞府顧問官の自發的反省を求め、其自決を促さんとするに在りと云ふのである。然れども事の真相は在野黨が、その内閣執政時に於る財界動亂の責任を他に嫁して、自己の責任を回避せんとする卑怯未練、珍無類の決

議案で、各派は舉げて此案に反対し、殊に尾崎行雄氏の如き、不條理を説いて案の撤回を勸告した程であつたが、採決の結果は遂に僅少の差を以て通過した。

第九章 臨時議會閉會後の經過

▲本會議員總會 政友會は五月九日議會閉院式終了後本部に於て議員總會を開き、山本幹事長の挨拶あつて後廣岡總務より、昭和俱樂部員全員の入黨經過を報告し、入黨と同時に議員總會に出席せる川原茂輔氏其他の新入黨議員を紹介し満場拍手を以て之を迎へた。終て田中總裁の左の演説があつた。

田中總裁の演説

諸君、今回の第五十三回臨時議會は、我經濟界に於ける頗る多事多難の状態なりし場合であるのみならず、大命を拜して早々の事で、心私に懸念して居た次第であります。然るに諸君の熱心なる御後援により、此に議會は無事終了し、財界の安定を得るに至りました事は、御同慶の至りに堪へません。

さり乍ら、是は安定の端緒に過ぎません。我國の經濟界には未だ重大なる關係が伏在致して居るのであります。此の多難の事態に處し、よく之を切抜ける事は、寔に容易の事ではなく、懸りて將來にあるのであります。然し

乍ら盤根錯節に會つて首尾よく切抜ける事は、これまた男子の本懐でなければならぬ。我々は我黨從來の政策によつて之を切抜ける事により、初めて陛下の大御心に副ひ奉る事を得るのであります。之に就ても切に諸君の御努力を俟たねばなりません。

私は諸君と一心同體である、私の心は諸君の心である、諸君の心は私の心である、私の奮闘は諸君の奮闘である、諸君の奮闘は私の奮闘である。今や國家重大の場合に際し、此の責任を負ひ、多難の局面を打開して、政友會の切れ味を國民によく徹底せしめんとする時に際して居る、諸君に一層の御盡力を乞ふ次第である。反對黨は自らの秕政に對し、之が責任轉嫁の方法を講ずるが如き卑怯なる策あらんも計り難い。此の點は充分諸君が國民に事實の真相徹底に努められたい。

此處に特に申上げたきは、今回の經濟界の混亂に當り、高橋前總裁か時局の重大に鑑み、一身を犠牲に供し、晝夜を分たず、老軀を捧げて御努力下された事で、實に感激に堪へざる次第である。今日の如きも閉院式後は一分時も休息もなされず、此處にも御見えになる餘裕すらなくて、議院より直ちに銀行集會所に行かれ、全國銀行關係者の集りに出席して、善後措置を講ぜられつゝある有様である。熱心なる御奮闘に對しては衷心感謝に堪へない。今日此處へ列席なきに就ては右の次第を宜しく諸君に傳へてくれとの事であつた。

此の多難の際に當り、先輩たる諸君が政友會のために努力を致され多數參集下された事は、政友會のために人意を強うするに足るものであります。本黨の諸君は自由黨以來の同志であり、謂はゞ同根の人々である、今回諸君が政友會へ入黨なされた事は、元へ御歸りになつた事であつて、衷心歓迎いたす次第であります。最後に私は臨時議會終了の此の際、諸君と共に喜びを分つ意味に於て、茲に一場の挨拶をなし御努力を謝するものであります。

▲本部役員指名

五月十八日田中總裁より政友會役員を左の如く指名した。

- | | |
|--------|-------|
| 常議員會長 | 菅原傳 |
| 同 副會長 | 長田桃藏 |
| 政務調査會長 | 若宮貞夫 |
| 同 副會長 | 河上哲太 |
| 同 理事 | 松山常次郎 |
| | 石坂豊一 |
| | 難波清人 |

遊說部長	小久保喜七
同 副部長	伊坂秀五郎
同 理事	兒玉右二
	青木精一
	坂井大輔
	猪野毛利榮
黨務部長	廣岡宇一郎
同 副部長	磯部尙
同 理事	岡田伊太郎
	吉木陽
	山本慎平
	牧野賤男
通信部長	山口恒太郎

同 副部長	星島二郎
同 理事	川口義久
臨時選舉部長	秦 豊助
同 副部長	松野鶴平
同 理事	中島守利
	青木精一
	松山常次郎
	原惣兵衛
	西方利馬
	渡邊祐策
會計監督	鈴木隆

▲資源局と商工審議會

政府は積極的諸政策の實行に着手し、先づ我國に於る有ゆる資源の統制運用計畫の中央機關として内閣に直屬する資源局の新設を決定し、五月廿六日勅

令を以て同局の官制を公布し賞勳局總裁宇佐美勝夫氏を同局長官に任命した。又政府は商工業に關する重要事項を調査審議する中央機關として商工審議會を創設することとし、五月廿三日同會官制を公布し次で同會委員を決定發表した。

▲内閣の改造

高橋藏相は、田中内閣成立以來晝夜兼行我財界の安定策樹立遂行に努力し、其政治的非凡の手腕を發揮したが、財界の大動搖金融界の大恐慌も平靜に歸したるに付ては、最早此上永く其位地に留るを欲せずとし、六月二日其任を辭した。依て銓衡の結果三土文相藏相に轉じ水野鍊太郎氏文相に新任せられた。即ち左の如し。

任大藏大臣	文部大臣	三	土	忠	造
任文部大臣					
依願免本官	大藏大臣	高	橋	是	清

尙高橋氏は特に内閣總務大臣たる前官の禮遇を賜つた。

▲山東出兵斷行

支那に於る動亂は五月下旬に至り河南方面の形勢が急轉すると共に、蔣介石一派の北伐軍が津浦鐵道に沿ふて北上し徐州を占領するに至り、山東省内著しく不穩

に陥つたので、政府は青島、濟南其他一萬五千の在留邦人の生命財産保護のため、旅順柳樹屯に駐在して居る所の姫路第十師團管下の部隊二千名を海路青島に急派する事となり、五月末日武藤關東軍司令官に對して出動命令を發した。一方田中兼攝外相は出兵の御裁可を得るや、英米佛伊の四國代表者を外務省に招致して山東出兵の目的を詳細に説明する所あり。外務陸軍兩省の名を以て左の如く出兵理由書を發表した。

對支出兵理由聲明書

支那に於ける最近の動亂殊に南京、漢口其他の地方に於る事件の實跡を徴するに兵亂の際支那官憲に於て保護充分なるを得ざりし爲め、在留帝國臣民の生命財産に對する重大なる危害を蒙り甚しきは帝國の名譽毀損の暴舉を見たり。従て現下の北支の動亂切迫の際この種事件再發の虞なきを保せず。今や右戰亂は濟南地方に波及せんとし、同地在留帝國臣民の生命財産の安全に付き危険の念措く能はざるものあり、同地には帝國臣民の居住する者二千の多數に上り、而も同地は海岸遠き奥地にあるを以て長江沿岸各地に於るが如く海軍力により之を保護すること到底不可能なるに依り、帝國政府に於ては不祥事件の再發を豫防する爲め陸兵を以て在留邦人の生命財産

を保護するの已むを得ざるに至れり。然るに右保護の爲派兵の手配をなすには相當日子を要し、而も戦局は刻々變化しつゝあるに顧み應急措置として在滿部隊より約二千の兵を不取敢青島に派遣し置くことに決せり。右陸軍力に依る保護は固より在留邦人の安全を期する自衛上已むを得ざるの緊急措置に外らずして、支那國及其人民に對し何等非友好的意圖を有せざるのみならず、南北兩軍何れの軍隊に對しても其作戰に干涉し軍事行動を妨害するものに非ず、帝國政府は斯の如き自衛上已むを得ざる措置として派兵を行ふと雖も、初めより永く駐屯せしむるの意圖なく、同地方の邦人にして戦亂の害を受くるの虞なきに至らば直に派遣軍全部を撤退すべきことを茲に聲明す。

此山東出兵に就ては我駐支芳澤公使から、五月三十日北京政府に宛て帝國政府の出兵理由を正式通告すると同時に南京政府、武漢政府にもそれぞれ同様趣旨を我國派遣兵から通達した。所が北京、南京、武漢の三政府から何れも六月一日抗議して來た。その抗議は何れも大同小異であるが、北京政府の抗議全文左の如し。

北京政府の對日抗議全文

駐日張代理公使の遞次報告する所に依れば、日本政府は支那へ約二千の出兵を爲

せる趣きなるが其後山東張總司令より接受せる電報によれば、青島防守司令及商埠局の電報に依り青島駐在日本總領事が「日本政府は陸兵二千名を本月三十一日青島へ派遣することに決し時局の推移に依り或は濟南に進めしむ」と陳述せる由を知悉せり惟ふに山東内部は頗る安靜にして各國居留商人の保護に關しては屢々命令を發して最善を計らしめたる所である。實に此數年來青島居留民は我國の軍事影響に依て其生命財産を害せられたる事なく、況んや濟南及青島は上海或は漢口等の如く租界に於てより截然分立し居るものでない。然る所今回日本政府は突如支那へ軍隊を派遣したるが、此れ中國主權を侵犯するの舉たるのみならず、且つは人民の誤解を惹起するものなるが故に同地に於て交渉せしむる一方日本公使に向て嚴重抗議をなし之を撤退せしむる採取計ひありたしとの事である。

依て本部は應に事の運びつゝありし處、貴公使の本部に參られ陳述せられし處に依れば「本國政府は居留民保護の爲め特に青島に軍隊を派遣し若し必要あらば更に濟南に進ましむべく無事に済む時は直ちに撤退すべし」と云はれしも此の如き尋常を越脱せる行動は實に理由なく支那政府に於ては默認し難きことなるを以て其節申告し

置きたる所である。

惟ふに青島の地は華府會議の協定に依り返還されて以來全く中國の領土となり、且つ貴國軍隊の撤退して後は地方官の任にある者治安の維持に餘力を遣さず。外國居留民の生命財産に關しては責を負ふて保護を加へつゝあるのである。近年各省には時に軍事あれども然も山東省の外國居留地は之れ迄秋毫の影響を受くることなく、軍隊を派遣して保護をなすの必要は絶対にない。今回貴國政府は中國政府の同意を徵することなく、突然兵を青島に派遣し且つ機に應じて濟南に進めんとするは實に條約に違反し主權を侵害するの行動と認めねばならぬ。洵に遺憾の次第と思惟する。今や山東地方の民情極めて憤激し或は因て以て全國人民の誤解を引起すことあるも中國政府に於て其實を負ふことは出来ない。

以上の理由に依り茲に正式の抗議をなし、貴公使に照會を爲すに依り貴國政府に轉達して青島への軍隊派遣を中止し、其己に該地に於けるものは上陸を差控へ速に撤兵せしめられ、以て紛糾の惹起及び兩國間に於る親睦の國交に暗影を投ずるを免れしめられ度く切望の至りとするところである。

是に對し我政府は支那の各政府に對して反駁的な回答を發することゝなし、六月九日芳澤公使並に各當該地の駐劄我外交官から支那外交部に對して左の如き回答文を交付させた。

帝國政府の對支回答要旨

- 一、顧外交總長より日本公使宛本年六月一日附公文を以て「今次日本政府青島出兵に對して青島地方は華府會議に於る協定に依り、日本より支那に還付せられ帝國軍隊同地方撤去後支那地方官憲に於て治安の維持に當り、在留外國人の生命財産に對し極力保護に努め來りたるため、近年各省に於て戰亂絶えざるも山東に於る外國人は曾て毫も影響を受けたることなく從て何等派兵保護の必要なきに拘らず、帝國政府が豫め支那政府の同意を経ずして突如青島に派兵し、機を見て濟南に派遣せんとするは條約に違反し主權侵害の行動と認めざるを得ず。且つ之が爲め山東地方の民情激昂し又全國人民の誤解を惹起するが如きことあるも、支那政府は其責に任ずる能はざるに就き右の次第を至急帝國政府に傳達の上派兵を中止し、又既に同地到着の軍隊に對しては上陸を見合せ速かに歸還せしめ以て兩國現在の親睦に影響を來さしめざる様」の照會は日本公使は正にこれを閱悉せり。
- 二、支那に於る最近の動亂は益々激甚の度を加へ之が爲め從來繰り返されたる支那當該官憲の聲明に拘らず、

外國人の生命財産其他に關する權利の侵害され、條約上及び國際法上當然享受し得べき必要の保護をも充分期待し得ざるは實に遺憾なり。現に最近南京、漢口及び其他の地方に於て帝國在留民の生命財産等重大なる危害を蒙り、甚しきは日本國家の名譽をも毀損せられたる事あり。今や動亂は彌蔓し北支一帶にも及ばんとする際何人とも前記の如き不祥事件の再發絶無なるべきを豫斷し得るものあらんや。山東地方に於ては過去の歴史に伴ひ日本は現に青島に約二萬の在留民を有し、且つ鐵道沿線到る所日本臣民の各種合法事業に従事せるあり、特に濟南に於ける日本留民は約二千人の多數に上れり。戰禍の或は近く波及せんとする此際自國臣民の生命財産に對し、重大なる責任を有する帝國政府としては生命財産の保護に就き必要なる程度及び期間に於て有効なる手段に出づるは前記戰亂の實情に顧み、眞に止むを得ざることに屬す。今度の青島派兵は全く右の事由に基くものにして支那國及び國民に對して日本側の保持し來れる友誼的精神は固より依然として何等變化を見たる次第に非ず。日本政府は内政に對し固より何等交渉を有せず從て南北何れの交戰部隊に對しても共作戰に干與し又は軍事行動に直接又は間接に妨害又は援助を與ふるものにあらず。戰亂の禍機去り前記派兵の目的消滅するに於ては右は直ちに撤退せらるべきは固より當然のことなり。事情上記の通りにて今回の派兵は必要已むを得ず正當の措置するが故山東地方民及び支那各地の人民に於ても何等誤解なきやう支那政府に於て必要なる措置を執らるると共に、偏へ

に日支兩國の親交に遺憾なきを期せられんことを希望せざるを得ず。

右の回答に對し顧外交總長から重ねて第二次抗議を提出して來た。それに對して我國からも亦回答を發したが、其後北支の時局緩和と共に上海、南京、武漢、廣東等に於て國民政府の政治的指導の下に漸次排日の氣勢が高まつて來ると、同時に日貨の排斥を見るやうな傾向になつた。

而して山東の戦局は其後益々南軍に有利となつて來て七月一日までに山東省の約三分一は全く南軍の有に歸した。然るに膠州に駐屯して居るところの周蔭人の舊部下が南軍に寢返りて膠濟鐵道沿線各地に青天白日旗を掲揚し、頻りに躍動する一方南軍から直魯宣撫使に任せられた李景林も亦舊部下を糾合し、之れと呼應して山東の形勢は急變の兆が起つた許りでなく、既に鐵道の一部は破壊され青島濟南方面の通信交通にも支障を來すに至つたので、我政府は郷田青島派遣軍司令官並に藤田濟南總領事の急電により青島派遣軍を濟南に移動する事とし、七月六日左の聲明を發表した。

濟南派兵に對する聲明

帝國政府は支那動亂の形勢に鑑み濟南在留約二千の邦人保護のため危急の際直ちに進出せしむるの準備として曩に不取敢軍隊を青島に派遣し置きたるが果然山東方面殊に濟南、青島間鐵道沿線に於て、最近支那軍隊間に戰端開かれんとし同沿線地方擾亂の危險切迫せるの報に接したり。此際直ちに濟南進兵を決行するに非ずんば鐵道交通斷絶等のため進兵不可能となるに至るべく遂に派兵當初の目的なる濟南方面多數邦人保護の任を全うすること能はざるに至るの恐れあり。依て帝國政府はこれに當初の聲明の趣旨に基き我派遣軍を青島より即時濟南に進發せしむるに決せり。右は素より在留邦人の安全を期する緊急自衛の措置にして邦人保護の外他意なき事は中外の等して諒解すべきを疑はず。

尙我陸軍當局は青島派遣軍の濟南移動に伴ふ後續部隊として在大連第十師團第八旅團並に千葉鐵道聯隊中野電信隊の一部を青島に出動せしめ、山東軍派遣軍總司令は長谷川師團長を任命した。

我政府は南北兩政府に對し第二次派兵も在留民保護の外他意なき旨を通告し其諒解を求めたが、北京政府外交部からは又々抗議を提出し來り、南支方面の排日運動は可なり熾烈になつて來たが、我政府は在留保護のため斷乎たる措置を執つた。

▲行政制度審議會 政府は在野時代の提唱に係る行政系統の根本的改革を斷行すべく、前内閣時代に設けたる行政調査會を廢して新たに内閣直屬の行政制度審議會を設くる事に決し、六月十四日官制并に委員を設定發表した。會長並に委員は左の如く、委員の待遇は官職に在る時は其官制に付受くる待遇により、其他は親任の待遇とした。

會長 内閣總理大臣 田中 義一
 委員 内務大臣 鈴木喜三郎 大藏大臣 三土 忠造 文部大臣 水野鍊太郎

農林大臣 山本悌二郎 内閣書記官長 鳩山 一郎 法制局長官 前田 米藏
 馬場 鏡一 南 弘 小泉策太郎 山本条太郎

幹事長 法制局長官 前田 米藏
 幹事 内閣書記官 長谷川 尠夫 法制局參事官 黑崎 定三 同 金森徳次郎
 内務省地方局長 潮 惠之輔 大藏省主計局長 河 田 烈

▲東方會議 田中首相は對支政策樹立に資せんがため東方會議を開催するに決し、六月廿七日より霞ヶ岡外相官邸大廣間に開いた。本省側よりは田中首相兼外相、出淵、森兩次官、小村情報部長、木村亞細亞、堀田歐米、齋藤通商各局長、植原參與官外關係課長事務官、並に歸朝中の芳澤大使、吉田奉天、矢田上海、高尾漢口各領事、海軍省側よりは大角次官、野村軍令部次長、左近司軍務局長、陸軍省側よりは畑次官、南參謀次長、阿部軍務局長、松村參謀本部第二部長、外に兒玉關東長官、武藤關東軍司令官、淺野朝鮮警務局長、富田大藏省理財局長等出席、三土、小川、水野、鈴木の各大臣も傍聽者として列席、一週間に亘つて對支問題に關する報告並に討議をなしたが、最終日に於て田中首相よりして左の對支綱領を訓示する所あつた。

田中首相兼外相の演説

極東の平和を確保し、日支共榮の實を擧ぐることは、我が對支政策の根幹である。其の實行の方法に至つては日本の極東に於ける特殊の地位に鑑み、支那本土と滿蒙とにつき自ら趣を異にせねばならぬ。今此の根本方針に

基き當面の政綱政策を示せば、左の如くである。

(一) 支那の國內に於ける政情の安定と、秩序の回復とは現下の急務であるが、其の實現は支那國民自らが之れに當ることが最善の方法であると信ずる。従つて支那の内亂政争に際しては、一黨一派に偏することなく、専ら民意を尊重して、苟くも各派間の離合集散に關與する如きは、嚴に之れを避けなければならぬ。

(二) 支那に於ける穩健分子の自覺に基づく、正當なる國民的要望に對しては、滿腹の同情を以て其の合理的漸進的達成に協力し、努めて列國と協同して、其の實現を期せんとするのである。それと同時に支那の平和的、經濟的發達は、中外の等しく熱望する所で、支那國民の努力と相俟つて列國の友好的協力を要するのである。

(三) 如上の目的は要するに強固なる中央政府の成立により、初めて達成せらるべきものであるが、現下の政情より察するにかゝる政府の確立は容易のことにあらざるべきを以て、當分各地方に於ける穩健なる政權と適宜接近し、漸次全國的統一に進むの機運を待つの外はない。

(四) 従つて政局の推移に伴ひ、南北政權の樹立又は各種地方政權の聯立を見ることあらんか、日本政府の各政權に對する態度は全然同様なるべきは論を待たざる所である。斯る形勢の下に、對外關係上共同の政府の機運起るに於ては、其の所在地の如何を問はず、日本は列國と共に之れを歓迎し、統一政府としての發達を助成する

の意圖を明かにすべきである。

(五) 此の間支那の政情不安に乗じ、往々にして不逞分子の跳梁により、治安を亂し、國際事件を惹起すの恐れあるは争ふべからざる所である。帝國政府は是等不良分子の鎮壓、秩序の維持としては支那政權の取締及び支那國民の自覺によりて實行せられんことを期待するが、支那に於ける帝國の權利利益並に在留日本人の生命、財産にして不法に侵害せらるゝに於ては、必要に應じて斷然たる自衛の處置に出で、之れを擁護するは洵に止むを得ざることである。

(六) 殊に日支關係につき虚構の流説に基づき、漫りに排日運動を起す者に對しては、其の疑惑を排除するに努むるは勿論、進んで權利擁護の爲め、機宜の處置を執ることを要するのである。

(七) 滿蒙殊に東三省地方に關しては、國防上並に國民的生存の關係上重大なる利害關係を有するを以て、我が國としては特殊の考慮を要するのみならず、同地方の平和維持、經濟的發展の爲めに同地方をして内外人の安住地たらしむるは、接壤地として帝國が特に責務を感じる所である。而して滿蒙の南北を通じて等しく門戸開放機會均等の主義により、内外人の經濟的活動を促すことは、同地方の平和的開發を速かならしむ所以であつて、我が權利利益の擁護乃至、多年の懸案の解決に關しても、亦右の方針に則つて處理すべきであると思ふ。若し夫

れ東三省の政情安定に至つては、東三省自身の努力に俟つを以て最善の方策なりと考ふるのである、而して滿蒙に於ける我が特殊地位を尊重して、同地方に於ける政情安定の方途を講ずるに對しては、帝國政府は適宜之れを支持すべきである。

(八) 又た萬一にも動亂滿蒙に波及し、治安亂れ、同地方に於ける我が特殊の地位利益の侵害される虞れあるに於ては、帝國は其の何れの方面より來るを問はず之れを防護し、且つ内外人發展の地として保持せらるゝやう機を逸せずして適當の處置に出づるの覺悟を要するのである。

▲人口食糧問題調査會 政府は人口食糧問題の徹底的解決實現を計るべく一の權威ある調査會を組織することとし、昭和二年七月七日官制及委員を發表した。會長は田中首相、副會長は鈴木内相、山本農相、委員は關係各省次官學者實業家等にて第一回總會に於て左の諮問事項が附議せられた。

諮問事項

第一號

一、人口問題に關する對策殊に我國の現狀に鑑み急速實施を要すと認むる方策如何

(説明) 我國の人口は累年増加し、其の密度は益々高からんとする趨勢に在り。凡そ人口の増加は国力の増進に資し、國家興隆の基調を爲す所以なりと雖も、國土狭小にして天然資源に乏しく、而も産業經濟の發達未だ不充分なる我國に在りては人口の密度を加ふるに従ひ勞働の需給均衡を決し、國民生活の不安を招來するの虞れあり。斯くの如き狀勢に鑑み、我國人口の増加に對する根本方策を樹立することは、刻下喫緊の要務なりと認む。仍て茲に本案を提出し、之に對する意見を求む。

第二號

一、食糧問題に對する對策殊に我國の現狀に鑑み、急速實施を要すると認むる方策如何。

(説明) 食糧問題は人口問題に對して特に緊切なる關係を有し、之が解決は人口の増加に伴ひ益々緊要の度を加へつつあり。而して食糧問題の解決は、常に食糧の需給を圓滑ならしめ、國民生活の安定を期する所以なるのみならず、又我國の資源を開發し、以て國富を増進する所以なるを以て、我國現下の狀態に應じ、食糧

の生産、配給等の各方面に互りて新なる考察を加へ以て全國的に食糧問題に對する方策を樹立することは、刻下喫緊の要務なりと認む。依て茲に本案を提出し之に對する意見を求む。

▲滿鐵社長更迭 七月十四日安廣滿鐵社長の辭任と同時に、田中首相は政友會幹事長山本条太郎氏に對し其後任たらんことを懇請し、爾來多少の曲折を経て山本氏滿鐵總裁たることを承認するに至つた。その結果幹事長には總務秦豊助氏が總裁より指名され就任した。

▲村野常右衛門氏逝去 自由黨以來の名士として政友會に重きをなせる貴族院議員村野常右衛門氏は約一ヶ月前より病氣のため帝大病院稻田内科に入院加療中であつたが、七月三十日遂に逝去した、行年六十九。

▲本部役員異動 政友會總務秦豊助氏の幹事長就任及び常議員村野常右衛門死去に伴ふ後任として田中總裁より總務に鶴澤總明氏常議員に川原茂輔氏を指名し、更に總務井上敬之助氏逝去に付、小泉策太郎氏を總務に指名、又た秦幹事長の兼任なりし選舉部長に總務岩崎幸治郎氏を、遊說部理事に藤井達也、深澤豊太郎兩氏を、常務部理事に窪井義道氏を指名そ

れぞれ就任した。

▲山東派遣軍撤退 曩に我政府は山東出兵を斷行し居留民保護に努めたか、その結果山東の形勢一變して大體平穩となり、在留民警備のため駐兵するの必要を認めなくなつたので派遣軍撤退の議を定め上奏御裁可を仰ぎたる後、八月三十日左の聲明を發した。

山東派遣軍撤退聲明

帝國政府は支那山東方面動亂の形勢に鑑み、在留人保護の爲め曩に軍隊を不取敢青島に派遣したるが、果然同方面は南北交戦の巷とならんとし、濟南青島間鐵道沿線地方擾亂の危険切迫したるを以て遂に我派遣軍を濟南に進出せしむるの止むなきに至れり。斯る動亂に拘らず、幸にして今日に至る迄邦人の保護を全うし何等不祥事の發生を見ざりしは正に我出兵の効果たるを疑はず。

最近戦局の變轉と共に山東方面の事態安定に向ひ當分邦人戦亂の禍を受くる虞れなしと認めらるゝを以て、帝國政府は當初聲明の通り此際我派遣軍の引揚歸還を決行することゝせり。

將來支那に於て、獨り同方面のみならず、多數邦人居住の地方の治安定らず、爲に禍害再び邦人に及ぶの恐れ

ある場合には帝國政府として機宜自衛の措置を執るの止むを得ざるものあるべし。

▲三國會議決裂 六月卅日よりジュネーブに於て開催せられたる日英米の三國軍縮會議

は、米國最初提議の趣旨により發議者たる米國側より特に固定的提案を試みることなく、三國各自の立場より夫々の原案を持寄り、協定し得る限りに於て成案を得んとする方針で出でたもので、三國の提案は左の如し。

□日本の提案

- 一、華府條約に規定する主力艦及び航空母艦は本提案以外とす。
- 二、現有勢力とは既成艦艇中代艦々齡に達せざるもの噸數及建造中艦艇の計畫噸數の合計を云ふ但し各國に許容さる可き海軍勢力協定には既定計畫中建造未着手の計畫噸數及び既定計畫實施中代艦々齡を経過す可き噸數をも考量すること。
- 三、補助艦艇噸數の割當は水上艦と水中艦の二種に分類して之を決定すること。
- 四、制限外艦艇下の如し(イ)排水量七百噸以下の小艦艇(ロ)六吋砲以下の備砲の四門の武装を有する水上艦艇但し速力二十節以下のもの(ハ)一萬噸未満の航空母艦。

五、代艦々齡は水上補助三千噸以上十六年三千噸未滿十二年潜水艦十二年とす。

□英國の提案

- 一、現有主力艦の協定艦艇二十年を二十六年に延長し華府條約の協定せる主力艦の代艦建造表に依り有する權利を放棄すること。
- 二、他の艦種の艦艇を左の如く定む(イ)八吋砲裝備巡洋艦二十四年(ロ)驅逐艦二十四年(ハ)潜水艦十五年。

三、將來建造の主力艦排水量を三萬噸以下に引下げ備砲口径を十三吋半に引下ぐ。

四、航空母艦の排水量を二萬五千噸に引下げ備砲を六吋に引下ぐ。

五、備砲八吋排水量一萬噸巡洋艦には五・五三の比率を適用す各國所要の大型巡洋艦の隻数を後日討議の題目とす。

六、小型巡洋艦は排水量七千五百噸備砲六吋に制限す。

七、掃蕩驅逐艦排水量を千七百五十噸驅逐艦排水量を千四百噸に制限す。

八、大型潜水艦を千六百噸小型潜水艦を六百噸各種潜水艦備砲を五吋以下に制限す。

附記 歐洲に於ける英國の地位に顧み三國協定に加はらざる諸國(佛伊を指す)の海軍

力増加する場合に於ては、協定を再考する必要あるべき旨を留保す。

□米國の提案

一、定義(イ)巡洋艦は水上軍艦にして基準排水量一萬噸以上にして口径八吋以上の備砲を有せざるもの(ロ)驅逐艦は水上軍艦にして基準排水量三千噸以下六百噸以上にして十七節以上の計畫速力を有するもの(ハ)潜水艦は水面下にて活動する計畫の下に建造されたるもの(ニ)制限外の艦種は或る限定せる戦闘力を有するもの。

二、各艦種の代艦々齡左の如し(イ)巡洋艦二十年(ロ)驅逐艦十五年乃至十七年(ハ)潜水艦十二年乃至十三年。

三、各艦種の合計噸數制限(ロ)巡洋艦米國廿五萬乃至三十萬噸、英國同上、日本十五萬噸乃至十八萬噸(ロ)驅逐艦米國二十萬噸乃至二十五萬噸、英國同上、日本十二萬噸乃至十五萬噸(ハ)潜水艦米國六萬噸乃至九萬噸、英國同上、日本三萬六千噸乃至五萬四千噸。

四、(イ)各種艦齡の巡洋艦及び驅逐艦合計噸數は左記噸數を超過するを得ず米國五十五萬噸、英國同上、日本三十三萬噸(ロ)完成時より起算したる艦齡二十年未滿の

巡洋艦合計噸數は米國三十萬噸、英國同上、日本十八萬噸を超過するを得ず、
 (ハ)完成時より起算したる艦齡十五年未滿の驅逐艦の合計噸數は米國二十五萬噸、
 英國同上、日本十五萬噸を超過するを得ず。

要するに日米の現状基準主義、米國の現行軍備制限條約延長主義に對し、英國は現行軍備制限條約の改正と、同條約適用範圍外の艦種に關する新協定との併施を目的とする根本的改革主義に出でたるものであつた。斯くて開會後約一箇月半に亘る商議により直當妥協を進めたる點もあつたが、主として六吋砲を備ふる多數の中型巡洋艦を保有せんとする英國側の要求と總噸數を小なからしめ、且つ華盛頓條約の制限を超へざる範圍内に於て、兵裝の自由を認めんとする米國側の主張とに付き、到底妥協の餘地を見出すに由なく、會議は八月四日を以て遂に決裂し、三國全權委員は左の共同宣言を發表して最後の幕を閉ぢた。

三國共同宣言

一、合衆國大統領の提示に基き合衆國大統領、英國皇帝陛下、日本皇帝陛下の各任命せる全權委員は海軍補助艦艇の制限を考慮する爲め六月二十日壽府に會合せ

り。

二、會議は六月二十日より八月四日に至る迄行はれ、其間全權委員及隨員は本目的を實現する各種の方法に付き詳細に亘り考慮を加へ、多くの重大問題に關して假協定に達し就中其の若干は附屬せる専門委員會の報告書中に之を掲げたり。之等協定の諸點は特に驅逐艦及潜水艦の制限に關聯せるものにして初めて諸難關に逢着せるは會議が巡洋艦の制限の問題に手を着けたる時なりとす。之等諸難關の性質に鑑み本問題及之が解決の爲め提示せられたる諸種の方法に關し、各政府に再考の時間の餘裕を與ふる爲、一先づ今次の商議を中止するの望ましかきこと明かなり。

三、米國全權委員は制限總噸數を當初巡洋艦級に對して合衆國及英國各二十五萬乃至三十萬噸、日本十五萬噸乃至十八萬噸と提示したるが右噸數範圍内に於て各國は其國の所要に最も適當と思惟する隻數艦型とし、華府條約の規定に逸ふの外其武裝も亦各自適當と認むるものを自由に使用せしむべき意見を提示せり。

四、英國全權委員は各種種に亘り軍艦の大きさを制限すべき提示をなすと共に、最大

艦型最強砲類必ずや標準型となるに至るべきを論據として總噸數のみに依る制限の主義に反對せり。英國側は第一一萬噸巡洋艦隻數に對し、嚴格なる限定を加ふること、第二最大排水量六千噸備砲最大口径六吋なる第二艦型を設定することを希望せり。英國側は右第二艦型の設定に依つてのみ初めて過大ならざる總噸數内にて其の特種の國情及特種の所要に應ずるに缺くべからざる隻數を得ること可能なることを主張せり。

五、日本全權は海軍補助艦の眞の制限を達成するが如き總噸數規準を決定すべきものなりとの意見を提示せり。八吋砲問題に關しては日本政府は主義上此の種の制限に同意し能はざるも、日本に對して水上補助艦總噸數三十一萬五千噸に決定せられたる場合、既定計畫に定められたる以外には千九百三十六年迄新に八吋巡洋艦を建造せざるべきことを宣明するは何等の支障を有せざりき。

六、上述せる相異なれる諸見解を調節する爲め種々の方法考慮せられ、其の間相當の進歩を見相違の點は減じたるも、大部分六吋砲を裝備せる巡洋艦の隻數に對する英國側の主張と、出來得る限り低き總噸數に制限し該制限内に於ては華府

條約に既に定めたる規定以外には兵裝を自由ならしめんとする米國側の要望とを調和し、兩國の共に受諾し得る方法は終に之れを發見すること能はざりき。

七、右の困難に當面せる各國全權委員等は上述の如く卒直に各國の見解を宣明して本會議を中止し、而して政府間の議會に依り或は近く其の解決を見ることを思ひ本問題を各國政府の再考に附するを以て賢明の策なりと思考せり。

八、各國政府委員等は海軍々備制限に關する華府條約第二十一條第二項に従ひ召集せらるべき會議は該條約の規定に依れば千九百三十一年八月以降となり居る所同會議に決定せらるべき事項が同年十一月開始する主力艦建造以前に効力の發する如く八月以前に召集すること望しきを各自國政府に報告するに同意せり。

九、以上の報告をなし協調の諸點並に協調を達成し得ざりし諸點に關する陳述を提出するに當り、各國全權委員會は今次遭遇せる障礙は海軍々備の更に進みたる制限を行はんとする努力を終焉せしむるものとは看做すべからざるものとの其の確信を表明し之を記録に留んことを希望す、今次會商中到達し得たる協定の程度並に相互の立場を明白ならしめたる効果は却て各國政府間の商議によつて

相反する諸見解を調和すべき基礎を見出し得べからしめ、國費の節約と共に國防の安固を保障しつゝ且相互の信頼と理解とを増進するが如き海軍補助艦船の制限協定を早き時機に成立せしむる所以なることを確信す。

▲帝國政府の聲明　ゼネバ會議の決裂に關し田中外相並に岡田海相は左の如き聲明を發表した。

田中外相の聲明

今次ゼネバに於ける海軍々備制限會議に帝國政府の参加せる所以は、國民の負擔を軽減すると共に世界一般の平和及び安寧に貢獻せんとする精神より出でたるものなること既に屢々聲明せる所なり。帝國全權に於てもよく此精神を體して會議に臨み終始公正なる交譲の態度をもつて會議の成功に最善の努力をつくしたるにも拘らず、不幸にして主要問題會商間に妥協を見るに至らざりしは遺憾に堪へざる所なり。然りと雖も帝國政府の軍備制限に對する誠意は固より變らざる所にして本大臣は遠からずこの嵩高の目的のため有効妥當なる國際協定の成立せんことを切に希望する所なり、

岡田海相の聲明

ゼネバに開催中の海軍々備制限會議が遂に所期の効果を見ることなくして休會するに至つたことは、我々の最も遺憾とする所である。帝國は先に米國大統領の提唱に係る會議の趣旨に賛意を表し逸早くこれに参加を決し、六月下旬いよいよ開會を見るに至つてより以來五旬の長きに亘り帝國全權以下最眞摯なる態度を以て之に臨み、常に公明なる主張を堅持し終始一貫して公正妥當なる協定の實現に努力したることは中外のひとしく認めて疑はない所であると信ずる。不幸にして各國所見の一致を見ることを得ず。遂に所期の目的を達するに至らずして袂を分つことゝなれるは誠に心外に堪へざる所なるも、然し乍ら各國は其の國防の安全を期すると同時に努めて國費の節約を圖り世界の平和と人類の福祉とを増進せんとすることに對しては、會議に参加したる當初と同様將來に於ても全然同意の次第であつて、今次會議の終決に臨み三國全權の宣言したる如く各國共更に他日を期し本事業の完成を期せんとするの趣旨には吾人の大に賛意を表する所である。帝國は更に自衛的國防の見地に立脚して必要最低限度の兵力を整備するの外他意なきことはしばしば吾人の説明したる通りであつて、この點は今日會議の結果如何に拘らず何等の變るところはないのである。凡そ國際平和の鍵は相互信頼にあるのであつて、各國が

此の國際信義の要諦を基調として今後に處したならば今回の結果の如き必ずしも深く悲觀するに及ばざる次第であつて、相互に倍々親善關係を厚うし世界平和の爲め共同の責務を果すに遺憾なきを期すべきであると思ふ。

▲府縣會議員選舉 我國最初の普選に依る全國二府三十七縣の府縣會議員選舉は、九月卅一日鳥取縣を最初とし十月十八日まで行はれた。政友會は當初より優勢を持ち結局政友會所屬の新議員は新選府縣會議員千四百八十八名の中七百九十三名の過半數を占め、民政黨の五百五十六名に對して實に二百三十七名の多數を得、茲に豫定の大勝利を博するに至つた。

▲朝鮮總督更迭 セネバ會議に使ひして歸れる齋藤朝鮮總督は十二月一日辭職し、山梨半造大將同總督に親任せられた。

▲人口食糧調査答申 人口食糧問題調査會は十二月十五日首相官邸に開會、田中會長、鈴木副會長、其他各委員全部出席各特別委員會の答申原案を可決し、直に政府に答申した。

(二) 人口問題

勞働の需給調節に關する方策

勞働需給の調節は人口問題解決の根本方策にあらずと雖も、人口の過剩は失業の發生を招ぐの事實に鑑み其の防止救済に努むるは、當面の一対策たるを失はざるのみならず、現代産業組織の缺陷を補正するに與つて緊要なりと認む。其の方策の大要左の如し。

- 一、職業紹介所機關の急速なる普及充實を圖り、國營主義の實現を期すると共に職業紹介所法施行地域を擴張すること。
- 二、國家及地方公共團體に公共失業基金を設置し、失業防止及び救済事業に必要な經費又は補助に充當すること。
- 三、官公營建築土木其他の事業の起興及び按配により失業殊に季節的失業の緩和救済を期すること。
- 四、失業の救済を目的とする公營事業に對し、國家は必要に應じ國庫の補助低利資金の融通其他助成の方途を講ずること。
- 五、失業共済施設の普及發達を期し、これが適當なる監督及び助成の方途を講ずると共に一般共済施設に關する法制を定むること。

- 五、解雇手當支給の慣行並に失業豫備積立金の設定を奨励し、之が普及に努むると共に適當なる監督及び助成の方途を講ずること。
- 六、労働能率の増進、及び失業の防止を主たる目的とする委員会を企業内に設置することを奨励し、解雇に伴ふ労働争議の發生を豫防するに努むること。
- 七、都市及び農村に於ける手工藝的副業の斡旋及び指導に關し適切なる施設を行ふこと。
- 八、卒業期の小學兒童に對する職業指導並に失業者に對する職業指導等に必要なる施設を行ふこと。
- 九、智的労働者に對する應急的失業緩和の方途を講ずると共に、現行高等教育制度及び方針の刷新を期すること。
- 一〇、失業問題調査會又は失業対策委員会を常置し、失業の防止及び救済及び救済に關する方策の確立に遺憾なからしむること。

内外移住方策

移住拓殖は人口問題解決の上に直接多くを期待し得べからずと雖も國の内外を問

はず、天然資源の開発、生産力の涵養企業及労働の移動性増進の上に於て一對策たるを失はず。殊に多年封建鎖國の下に置かれ、土着の因襲に囚はれたる我國民に對し、内外移住の奨励、移民の保護をなすは機宜の處置なりと認む、其の方策大要左の如し。

- 一、海外思想の普及、内外移住地事情の紹介、移殖民に關する研究等の爲め、拓殖博物館植民地研究所の常置其の他相當の施設をなすこと。
- 二、海外移住國に對し、本邦事情を紹介する爲め、相當の施設をなすこと。
- 三、國內移住適地を選定し、主として團體的移住を計り、移住に關する費用の軽減、交通運輸の整備各種産業の開発、移住組合の設立其の他移住者をして移住地に定着せしむる爲め必要なる經濟的社會的、諸施設に對する補助助成の途を講ずること。
- 四、國外移住適地並に移住者に適する事業を調査し、海外移住組合、移民收容所及び移殖民學校等の整備増設、移殖民後援團體の普及發達、移民保護官の新設、移殖民保健の施設、移住旅費の補助、移住者の社會的國家的優遇等の方途を講

じ以て移住者の保護獎勵移住者の素質の向上を計ると共に、移住者をして移住地に定着せしむる爲め必要なる經濟的社會的施設に對する補助助成の途を講ずること。

- 五、海外移住組合の堅實なる發達を期すると共に、會社企業による移住地開拓の場合に於ても、移住組合に準ずる施設を講ぜしめ、之に對し相當助成をなすこと。
- 六、移住者に對する金融機關の缺陷を充實すべき施設をなすこと。
- 七、内外移住民に關する行政事務を社會政策的見地より連絡統一すべき方策を確立すること。
- 八、朝鮮住民の内外移住に關しては、特に慎重なる考慮を拂ひ、朝鮮に於ける産業の發達、資源の開發並に朝鮮住民の生活の安定に努むる等適當なる方策を講ずること。

(三) 食糧問題

(甲) 農産食糧品の生産増進に關し急速實施を要する方策

第一 自作農の創定維持を計り農民の生活を安固ならしむる事。

今日の狀勢にては、小作人は生産の繼續に不安を感じ、地主もまた其の地位に不安を感じつゝあるを以て、根本的に農業を改良し、生産増殖の計畫を樹つるに遲疑するの有様なり。故に政府は此際有力なる自作農創設政策を採り、土地を耕作する者に、土地所有權を獲得せしむると共に、既に自作農たるものにして、抵當債務等により耕地の所有權を喪失することあるを防止し、以て土地所有權制度の長所を發揮することとせば、農村に於ける階級闘争を除き、再び農村の平和を回復し、農民をして生活の安全を得せしむることを得るは、各國の歴史に徴して明かなりと云ふべし。故に農産物の生産増殖の計畫を樹てんとせば、其の前提として先づ有力なる自作農創定維持政策を實行するは、現下の生産増殖の政策として急務中の急務なりと認む。

第二 米穀法の運用を徹底的ならしめ、其の効果を完うせしむる事

近時植民地に米穀の生産力は急速なる進展を見たりと雖も、米穀は其の需要供給の各方面に於て弾力性に缺くこと大なるものあるに因り、其の價格の構成並に變

動は一般物價と軌を一にせざるのみならず、轉變常なく、其の振幅亦極めて大なるの結果、我國主要産業たる農業及び社會一般に及ぼす影響甚大なるものあり。而して現在の經濟組織の下にありては、生産物の價格を無視して生産方策を講ずる能はざるは、敢て説明を加ふるの要なき所にして、現に米穀法並に米穀需給調節特別會計法制定せられ、借入金二億圓を限度として米穀の買入、賣渡等を行ひ以て米穀の需給及び價格の異常なる變動を調節し、國民經濟の安定を期せりと雖も、近時植民地米の生産増加は内地移入額の激増となり、之に因る内地米價の壓迫漸く甚だしく、内地米植民地米間の關係既往の如く簡單ならざるのみならず、一般經濟事情の推移と共に、米穀法の効果を完うせしむるには、同法の施行を内地に限局するは適當ならざるのみならず、米穀法制定當時豫想せる資金を以てしては、甚だしく不十分なるを感ずるに至れり。依つて此の際同法の施行を植民地に及ぼすと共に、米穀需給特別會計法による借入金の限度を少くとも二倍に増大し、以て米穀法本來の使命を全うせしめ、適當なる米穀の需給及び價格の調節を行ふは米穀生産増殖上緊要の事なりと認む。

第三 適當なる肥料政策を行ひ、特に肥料の供給を豊富にし、又之が價格を低廉ならしむる事。

我國に於ける農産物の生産費中肥料代金は、極めて重要な部分を占め、其の割合は勞賃に匹敵するの有様なり。故に肥料の供給を豊富ならしめ、又た其の價格を低廉ならしむるは、只に生産増殖の方面に利益する所少からざるのみならず、農家經濟の充實に資する所蓋し鮮少ならざるべく、生産費の低下は延いて生産物の價格を低廉ならしめ、消費者をも利するに至るべく、其の社會的に影響する所甚大なるものあるに鑑み、此の際時宜に適應せる肥料政策を實行するは、食糧問題の解決に資する所少からざるものと認む。

(乙) 農産物の利用増進に關する方策

第一 米ぬかの利用を増進し、並に土砂を附着せしむる白米の販賣を禁止する事。米ぬかは其の榮養物質の含有量に於て豊富なるのみならず、之を適當に加工せんか、國民の嗜好に適する食味佳良なる食品を製し得べきに拘らず、從來米の精白に際し混砂するの結果、之を廢棄部として取扱ふのみならず、白米の販賣には精

白後更に化粧砂を付するの悪習あり、尙食用前白米はこれをとぎ洗はざるべからざる結果多大なる減額を生ずるの事實あるに鑑みるも、一方無砂精白を奨励すると共に、土砂の付着せる白米の販賣を禁止するは、たゞに國民保健上のみならず食糧問題の解決に資する所少からざるものと認む。

第二 食糧品の利用、貯蔵、配給の改善を研究する機關を設備する事。

たゞに農産食糧品のみならず、食糧品一般の利用を増進せしめ、貯蔵配給の改善を計る爲め、国立研究機關を設置すると共に、民間の研究機關を奨励補助するは緊要のことなりと認む。

(丙) 耕地の保護に關する方策

水力利用鑛業等の爲めに被る耕地の被害の防止及び復舊に付適當なる方法を講ずる事

從來政府が発電水力の利用を許可し、又は鑛物の採取製鍊を許可するに當りて、農業上の利害を顧慮すること十分ならざる爲に屢々耕地又は森林を荒廢せしめ、若くは著しく農林業用地の收穫の減少を來たし、農民生活を不安に陥らしむることあるは、

農業生産の維持増進を計るに甚だしき障害なりと云はざるべからず。政府は是等弊害を除去するに必要なる制度の改正を行ふと共に、既に著しき收穫の減少若くは荒廢を生じたるものに就ては速に適當なる善後策を講ずるは緊要のことなりと認む。

▲試験地獄の救済

田中内閣が從來の試験制度が學生をして暗記記憶の學習にのみ走らしめ、且つ上級學校の入學成績のため常に下級學校の教育内容が混亂され、入學準備教育に墮する傾向あり、一方試験地獄救済の聲が漸く猛烈となり重大なる社會問題たらんとするに鑑み、昭和二年春以來水野文相の下に山崎、栗屋兩次官、安藤參與官各關係局長引續き協議を重ね、九月に至つて愈試験制度改正案要綱を決定した。その主眼とする所は入學試験の廢止にあり、即ち左の如し。

試験制度改正案要綱

▲中 學 校

甲、入學者選抜方法

一、中學校の入學志願者は出身小學校長を経由して入學願書を提出すること

二、出身小學校長は入學願書送達の際當該兒童の小學校に於ける最終二學校成績體格特性其他必要なる事項(上級學校進學に關する志望の確否性能適否小學校卒業後に於ける學歴および成績等)につき詳細に調査し志願中學校長に直接その意見を内申すること前項の外志願中學校長より要求ありたる時は出身小學校長は必要なる調査書を提出すること。

三、中學校に於て入學者決定をなすには大體左の要項を考査すること。

イ、小學校長の内申に係る事項に基き募集員數以上適宜の員數を考査選抜すること。

ロ、前號により選抜したる者に付體格検査並人物考査をなすこと但し人物考査に就ては平易なる口頭試問の方法を用ひ且小學校長の内申を參酌すること。

ハ、前號考査に合格したる者尙募集員數を超過する時は順次優良と認むべき者を入學せしめ同一順位にありし優劣を制定し難き者に付ては抽籤により入學者を決定すること。

ニ、都市等にありては數多の學校間に於て聯合中で考査を行ひ入學志願者の志願

順位によりて入學せしむる等所謂綜合制をとるを可とすること。

四、今回の改正に依り小學校に於ても其の當事者の職任一層重大を加へたるを以て當事者は深くこの點に留意し協力一致してその責任を全ふせざるべからず殊に小學校長の内申をなし中學校長の入學を決定するに當りては一切情實に捉れず最も嚴正公平にこれを行ふやう嚴重に監督すること。

五、小學校に在つては平素兒童の學習狀況、健康狀態、性格、趣味、特長等を觀察して個性調査を行ひ教育上の効果を大ならしむると共に職業指導及上級學校への入學指導に利用しその性能の適する所に進ましむる等懇切周到なる注意を拂ふやう督勵すること。

乙、進級及卒業試験

進級又は卒業の試験を廢止したるは平素の學習狀態を精密に考査してその課程の修了又は全學科の卒業を認むるの趣旨なるにより既習事項の復習によりて智識を整理し自學自習を勵む等眞摯なる自習態度を養はしめ且つ學校教育を實際生活と實生活に接觸せしむる様生徒の誘拔方を督勵すること。

▲高等女學校

▲實業學校

高等女學校實業學校に於ても以上各項に準じ入學者を決定し又進級卒業を定むること。

▲官立高等學校高等科

- 一、入學者の選抜試験の成績のみによらず志願者入學の前における學業成績と選抜試験の成績とを考査して決定すること。
- 二、志願者の入學前に於ける學業成績と選抜成績とは對等の價值あるものとして考査すること。
- 三、選抜試験は二班制度を廢止各學校同時に一回これを行ふこと。
- 四、選抜試験は數多の學校間に於て所謂總合制によりこれを行ふを得ること。
- 五、選抜試験科目は各學校に於て三科目以上を選定し文部省において毎年十二月二十日前後の官報を以て告示すること。
- 六、選抜試験問題は各學校に於てこれを作成し暗記に偏するものを避け理解判斷推

理の能力を試すを旨とすること。

- 七、志願者をしてその入學前に在學したる學校長を経由して入學願書を提出せしむること。
- 八、前項の學校長は最終二學年(第五學年卒業者にありては三學年)間の學業成績證明書並に性行及體格に關する調査書を添付して入學願書を進達すること必要ある場合は前項の外志願學校長の要求により諸種の調査書を提出すること。
- 九、試験若くは檢定の合格により入學資格を有する志願者に付ては當該試験若くは檢定の成績は前各號の場合に於てこれを入學前の學業成績と見做すこと。前記入學者の入學願書は直接提出せしめたる以上當該試験若くは檢定を施行したる官廳又は學校に其の成績其他參考となすべき事項を照合すること。
- 十、入學志願者に對し人物考査を施し得ること人物考査は口頭試問の方法に依りこれを行ふこと但し志願者の入學前に在學したる學校長の調査書を參酌すること。

同案は九月上旬の中學校長會議、高等女學校長會議に計り、又十月上旬開會の高等學校長會議にもかけ、種々意見を徴した。その結果多少の規定を緩和したる點がある。即ち中學校

高等女學校等の入學試験に於ては人物考査の方法として平易なる口頭試問のみならず、學校長に於て必要と認むる場合は筆記試問を課することを許すことにした。但しその筆記試問は常識を試みる程度の平易なもので從來の如き學科筆記試験でないから、試験制度改善案の根本たる學科試験廢止の方針に抵觸するものでない。又高等學校入學試験に付ても、高等學校長會議にては修正を加へ「志願者の入學前に於ける學業成績と選抜の成績とは對等の價值あるものとして考査すること」の但書を付し、昭和三年及び四年に於ては右考査標準に相當參酌を加へ得ることとした。その理由は現在の試験制度の下に、入學試験のみを目標として居るものに對して闇打的に本案を施行するは餘りに酷であらうから茲二年間は選抜試験成績を重く視る方が善いと云ふのであつた。又選抜試験科目は原案では三科目以内となつて居るが、前述の修正に依て昭和四年度までは、入學前の學業成績より選抜試験の成績の方が重視せられることになるので「昭和三年及び四年に於て四科目までこれを課することを得」との但書を入れることに決定し、其科目は必ずしも外國語、數學、國語、漢文に限らないと云ふことにより當局もこれに賛成した。尙ほ右の外原案では入學志願者は出身學校長を経由して入學

願書を提出することになつてゐるのを、其手續を執らず直接高等學校長に提出し其旨を出身學校長に通告することに改め、右の通告を受取つた學校長はこれに在學中の學業證明書其他を添付して高等學校長に進達することとした。又文部省案では檢定合格に依て入學資格を有する志願者に付ては其檢定試験の成績を入學前の學業成績と見做すことになつてゐるが、檢定合格者は大體に於て同情すべき立場にあるので「其の成績については相當參酌を加ふる事を得る」旨の但書を加へた。

斯くして本案は關係省令の改正を行ひたる上昭和三年度より實施された。改正案は小學校長や中學校長の内申に重きを置いてある關係上情實の加味される恐れありとして、多少の非難もあつたが、試験地獄の救済案として一般の歡迎を受けたる所であつた。

第十章 第五十四議會

田中内閣成立後最初の通常議會たる第五十四回帝國議會は、十二月廿四日召集、廿六日開院式を舉行、廿七日日本會議を開き、政府提出の御大禮豫算(總額千二十四萬八千九百十一圓の内三十四萬八千三百八十二圓を昭和二年度追加豫算として要求)を議題とし、田中首相、三土藏相の提案理由説明あり、滿場一致表敬裡に即決可決、廿八日より來年一月廿日迄休會する事として散會した。

▲本會定時大會 第五十四議會に對する態度を決定すべく、議會再開の前一日なる昭和三年一月廿日政友會定時大會を本部に開き、田中總裁の演説があつた。

田中總裁の演説

諸君、第五十四回帝國議會の再開に方り、茲に諸君と相見ゆるは私の最も欣快とする所であります。

本年秋冬の候を以て、今上陛下御即位の大典を挙げさせ給ふを、全國民今より既に滿腔の赤誠を披瀝して奉祝

の意を表せんと期待すると共に、昭和戊辰の今年を以て我國が政治上、經濟上其他各方面に一段の發展を遂ぐべき其の首途なりと感じつゝありと信じます。我國と締盟各國との關係は、幸にして益々親善を加へつゝあるは、私の最も満足する所であります。唯だ我國と距離に於て近接し、従つて總ての方面に涉り、利害關係の最も重大なる支那に於ては、今尙ほ動亂熄まず、爲に諸外人の生命財産に危害の及ぶ場合少なからず。又近來往々列國に對し、條約違反行爲を取てせんとするの傾向のあるのは、甚だ遺憾であります。従つて政府に於ては組閣以來必要に應じ、相當なる自衛上の手段を採り來つたのでありますが、將來と雖も帝國の權利利益を擁護し、我居留民の生命財産の安全を保障し、依りて以て經濟上の活動を繼續せんが爲めには常に充分の注意を拂ひ、以て禍の發生を未然に防止せざる可らずと信するのであります。現内閣は財界の安定を期するを以て重要な使命の一なりと信じ、曩に臨時議會を通過せる法律を運用し、且つ昨年末に於ては、重なる休業銀行に對し、整理案を確立せしむると同時に、便宜預金者に對し、金融の方法を講じましたが爲め、人心の不安を除去するに與つて力ありしことは洵に御同慶に堪へません。さり乍ら、我財界は今日の現状を以て満足すべからざるは云ふ迄もなく萎靡不振に陥りたる一般經濟界を復活せしめ眞に國民の生活を安定し、一等國民として其の内容を充實せしめんが爲めには、更に大に國內の産業を振興せしめ、貿易の隆盛を圖り、國本を培養すべく、官民一致不斷の努力を繼續す

るの要があるのであります。即ち政府は行政各部に涉り、財政の許す限り我黨年來の主張たる産業立國の方策を實現せしむべく、各種の施設計畫を立てしました。其の詳細は日ならずして、豫算案によりて諸君に明かになることと信じます。

諸君、國家の發展隆昌を期せんが爲めには、産業の振興を計り、國本の培養に努むること最も肝要であります。之れと同時に精神的方面を一日も困却することを許さぬのであります。否な健全なる國民の精神こそ總ての方面に對する活動發展の原動力であります。従つて御同様は近時一部の社會に見る輕薄頹唐の弊風を排撃して、質實剛健なる國民性の涵養に意を注ぎ、各人各團體の責任と自覺とを促して誠實事に當るの風習を養はしめねばならぬと思ひます。即ち政府は文教の施設を重大視する所以でありまして、一面教育の實際化を企圖すると共に國民精神の作興と人格の養成とに力を致し社會政策の見地より夫れ／＼考慮を加へたのであります。斯くて國運の進展に對し、國民普く其の福利を享受し得る様致さねばならぬと考へます。

諸君、顧みれば過去六十年、明治の維新によりて新日本の基礎確立して以來、中央集權の大勢は暫らくも止む時なく、以て今日に及んだのである。其の結果、地方自治體の發達之れに伴はず、遺憾なる點が甚だ多いのであります。殊に地方の財政と經濟の發達改良の爲めには、今後大に力を用ふるの肝要なることは、世間の普く認め

て居る所であります。従つて我黨は地方自治の發達を遂げしめ、其財源を確立せしめんが爲め、地租委讓に關する法案を此議會に提出するのであります。即ち之れに依りて地方自治體は有力なる財源を得て以て、最善の活動を期するに至り、中央地方相俟つて眞に國運の興隆に貢獻するに至ることと確信するのであります。

之を要するに、政府は我黨の主義主張に基き、方今の時務に應じ、最も緊要適切なりと信する案件を具して當議會に提出し以て其協賛を求めんとして居ります。私は國民一般必ず之に共鳴することを信じて疑ひませぬ。終りに臨み、諸君の御精勵と御奮闘を切に希望する次第であります。

▲定時大會宣言 今次の定時大會に於て可決したる宣言左の如し。

宣 言

第五十四議會に臨むに方り、こゝに我黨の所信と態度を明かにし以て天下に宣す。

今期議會は我黨内閣成立後最初の通常議會にして、我黨積年の政綱政策を遂行する、また此の機會にあり、庶政を一新して昭和の新政に光輝あらしむるの責任重且大なるものあるに加へ、歲次偶々戊辰に際會して明治維新の鴻業を追憶し、國運の轉機に善處するの要太だ切なるを思ふ。秋冬の交を以て舉行せらるゝ、今上陛下御即位の大儀に對し、上下國を擧げて赤誠を披陳し、奉祝感激の丹心を表示するに萬遺憾なきを期するは、敢て言ふ迄

もなし。前内閣失政の後を承けて多年多難の時局に臨み、現内閣が克く匡救の任務を完ふしたるは中外齊しく之を認む。對支外交に於ては國權國益の將に毀損せられんとするを擁護し、財界未曾有の大動搖に直面しては緩急機宜の措置を誤らず。今や國運躍進の機會に逢着して、高く積極進取の國策を掲げ、産業立國の大本を確立すると共に、地方分權の權義を明かにし、運步着々として國政に新なる生面を拓かんとす。地租を地方自治體に委譲し自作農創定を促進せんとするもの一なり。地方議會の權限を擴張し、行政制度の改革を具現せんとするも其の一なり。此の他商工業の基礎確立、各種生産業の發達助成に關する諸施設を始めとし、河川港灣及び鐵道道路の建設計畫を改め、交通機關の普及と地方開發を圖り、逕信の諸施設を擴張改善して文化機關の完成を期し教育には積年の病弊を一掃して後進子弟の向上を便易にし、社會的施設には各種の機關を設けて、不遇なる同胞の撫育に遺憾なきを期する等苟くも國利民福の増進に關して施すべく爲すべきもの、一として其の實現に努力せざるなし。斯くして内には産業貿易の發達を助成し、國民の生活を安定して、國家の繁榮と隆昌とを誘ひ、外には國際協調の精神と自主的態度とを嚴持して國權國益を擁護す。是れ我黨政策の基調にして、また國民に激刺の生氣を與ふる所以の途なりと信す。反對黨は事毎に我黨内閣の施設を批議し、或は事實を誣いて國民の耳目を蔽はんとするに急なるが如きも、我黨の心事公明正大にして現内閣の施設の當を得たるは、多く論議を費すの要あるを見

ず。區々たる黨派的利害の上に超越し、正義公道に準じて國運の發展を促し、立憲の大道を濶歩して憲政有終の美を濟すに務むるは、實に我黨の終始一貫したる本領なり。普通選舉の實施目睫の間に迫るに方り、私情私念を去つて新日本の建設に邁進すべきは正に此の秋なり。四方の同志莫くば我黨の公明なる精神と熱誠なる努力を諒とし、國政の一新に向つて協心戮力せよ。

▲院外團大會 政友會院外團大會は政友會大會の前日一月十九日本部に開催、左の宣言を可決した。

宣 言

曩に若槻内閣は其施設を誤り、内政は姑息彌縫を事とし、爲めに財界未曾有の動亂を招ぎ、外交は左顧右眄、機宜を失して在支那人の生命財産を危殆に陥れ、失政百出、上下の信望全く失墜して終に自ら崩壞するや、我黨總裁大命を拜して時局匡救の重任を荷ひ、銳意努力、内外の禍根を一掃して今や將に我黨の抱負經綸を實行し、以て上 陛下の聖明に對へ、下國民の期待に副はんとす。

惟ふに國家内外多事多難なる今日の如きはなし。宜しく舉國心を一にし、昭和維新の鴻業を大成せざる可らざるの時なり。然るに底事ぞ、彼の反對黨は徒らに政權爭奪を之れ事とし、國家民人の利害休戚を顧みず、故らに